

刑

政

震災號

刑務協會發行

第拾號 第六卷



徳の行刑

見まね、聞きまねと謂ふことがある。受刑者に教誨したり仕事を教へたりすることのみで行刑の目的が達せられるものではない。行刑の目的を達するに際し力を與ふるものは乃ち此の見まね、聞きまねである。之を徳の行刑と謂ふ。刑務官が物質慾や名譽慾に驅られて精神慾を忘るとき其處に行刑の失敗が起る、何となれば受刑者は物質慾や名譽慾を尙ふことを見まね、聞きまねするが爲めである。刑務官が精神慾に驅らるとき其處に行刑は光彩を放つ。何となれば受刑者が精神慾に驅らるる風を見まね聞きまねするが爲めである。前號に於て本誌は刑務官があゝの混亂の際に死力を盡せよと訴へた。而してそれは刑務官に徳の行刑を求めたるに他ならない。その結果此の非常時に於て吾等は刑務官の中に家を忘れて職に忠なる者、自己身邊の危険に臨みて數十名の受刑者を助け出したる者、長上の安危を憂ふる者、死地に臨んでよく命を傳ふる者等多くの美しき挿話を贏ち得た。それ等の美談は又受刑者等に感激を與へたる他の挿話をも生んだ。受刑者等の與へたる感激、それは洵に徳の行刑そのものである。

「衣食足つて禮節を知る」との古諺がある。而も我が刑務官達は衣食に飽くことなくして多くの美しきエピソードを残した。吾等は將來徳の行刑にも大なる力をそゞ爲めに前述の古諺に則り彼等の衣食を厚うし此の美點を涵養してやらねばならぬ。蓋しそは行刑向上の大本とも見ることが出来る。

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ヲサランコトヲ庶幾シ夙夜競業トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ頼リ世界空前ノ大戦ニ處シ尙克ク小康ヲ保ツヲ得タリ

爰ソ圖ラン九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ倒潰男女ノ惨死幾萬ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎焰天ニ冲リ京濱其他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通杜絶シ爲メニ流言飛語盛ンニ傳ハリ人心恟々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時

ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルヲ想知セシム朕深く自ラ戒愼シテ已マサルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以ツテ豫防シ難ク只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際

シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜シキヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若クハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅カスカ如キアラハ人心動搖シテ抵止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂惕シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救濟ノ途ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フヲ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケント欲ス抑モ東

京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其舊形ヲ留メスト雖モ依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其慶ニ頼ランコトヲ切望スヘシ之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速カニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌畫經營萬遺算ナキヲ期セントス在朝有司能ク朕力心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ郵民ノ心愈々切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ克ク朕力意ヲ體セヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十二日

内閣總理大臣
各省大臣

首相告諭

我至仁至慈なる 天皇陛下には今回震災の被害極はめて慘烈なるを深く診念あらせられ曩に内帑の資費千萬圓を下し賜ひ今亦 大詔を煥發して惠撫慈養の道を示し給ふ不肖就任後日尙淺く此の 夙命を拜して恐懼措く所を知らず敢て帝都復興の計を立て以て上は 宸襟を安じ奉り下は數百萬罹災者をして生活の安定を得しめむことを期す。今回の震災は其の區域一府四縣に跨り東京を始めとして横濱其の他湖南房總の地特に被害の劇しきものあり家屋を燒盡し父母骨肉を喪ひたる幾百萬の災民は殘壁廢瓦の間に佇みて食ふに糧なく着るに衣なく焦髮爛身命旦夕に迫る者比々皆然り在留外國官民の遭難者亦甚多し是れ不肖の共に心痛已まざる所なり此の時に際し友邦の元首を始め各國官民の今次事變に至大なる救援の厚情を表せられたるは不肖同胞と共に感謝措く能はず但夫れ多數罹災民は概ね能く危急を冒し艱苦に耐へ沈着の態度を失はざりしも此の間多少の常軌を逸したる者あるを免かれず此の如きは一時の誤解に外ならざりしを以て今や全く其の跡を絶てり固より今次の變災に方り政府は夙に臨機の措置を取り戒嚴令を布き糧食の供給假令の急業に着手し極力流言飛語を禁遏し非違を警め民間亦政府と相呼應して賑恤救護の義舉に出づる者多く爲に焦眉の急を拯ふことを得たりと雖一時の救恤は以て災民持久の生活を保證するに足らず是を以て政府は鋭意水陸交通の復活を圖り財政の許す限りに於て金融機關の圓滑を期し衣食住に關する必需品を調達して遭難地方に提供しつゝあり此の場合に際しては官民俱に平時の條規に膠柱せず公道に基き人情に酌み便宜責任を負ひて變通の道を開かむことを切望す

憂ふる所は此の稀有の天災を奇貨とし個人又は會社の生活必需品を運用し機を見て暴利を征せむとするに在り此の如きは最も戒防せざるべからざる所にして 聖慮を注がせ給ふ所亦此に存す各自能く其の公德心に訴へて私利を後にし以て多數同胞と苦樂を共にするの覺悟あるを要す例へば保險事業の如きは其の性質上社會公衆の安固を目的とするものなるを以て此の重大なる事變に顧み幾十萬の信頼に負かざるやう犠牲の精神を

發揮して慎重の考慮を盡し當業者終局の利益を期すべく其の他米穀木材船舶等の當業者亦俱に營利の目的を離れて物資の配給に勉め以て同胞共榮の美を濟さざるべからず

政府は今や極力物資を豊富にして之を震災地に急送せしめ都鄙の別なく之が公平なる分配に勉めつゝあり局に當るの所在官公吏は益々物資供給の敏活を期して之が普及に努力すべく一般官公吏亦此の非常の場合に處し心身の許す限り職務に執掌すべし殊に職に治安の任に在る者に至りては懇切に民衆を勞はると共に嚴密に非違を警め以て其の責務を完うすべし願ふに東京は 先帝登極の初特に車駕東幸して親しく宮城を定めさせ給ひし所爾來五十有六年の星霜を閱して國都の規模既に備はり政治經濟の樞軸となり文教風化の淵藪となり中外の具に瞻望する所なり之を復興するの努力如何は世界列國の環視する所我邦實力如何を知るの試金石亦此に在り是の故に帝都の復興は單なる一市府の問題に非ずして實に帝國の隆運を進暢する國家重要な事業たり隨つてその方策は 聖旨を奉戴し舊時の盛觀を回復するのみに止まらず更に進で將來の發展を豫想し之が計畫を立てざるべからず之が爲政府は先づ帝都復興審議會を特設し朝野の衆智を集めて重要な案件を審議し別に適當の機關を設け緩急序を逐うて着々其の成案を實施せしめ以て國都たるの實を完うせしめむことを期す

茲に忝しく 大詔を奉讀して仁慈の渥きに感激し恐懼已む無し熱々考ふるに昌平日久しくして人心漸く浮華に洩れ放縱に走り歴代の内閣累次に訓示策勵すれども積弊の馴致する所容易に頹風の一轉を見ず今や非常の難局に際會して 宸襟を惱し奉ること此の如し是れ朝野一般棟然として大に覺醒すべきの秋なり顧みれば罹災府縣數百萬の同胞は骨肉に別れ住家に離れ今尙短褐雨露に暴され一掬の玄米に縲命を繋ぐの情態に沈淪せり苟も之に同情せば人々相戒めて華を去り實に就き質素勤儉依て得る所の餘力を以て罹災同胞の救護に應じ同心協力進で帝都復興の難事業に至大の援助を與へ興國の基を固うし以て 聖慮に副ひ奉るは不肖の切望し已まざる所なり

大正十二年九月十六日

内閣總理大臣伯爵 山本 權兵衛



七舍脇より見たる外壁倒壊



(下左)
正門倒潰



(下右)
三工場脇より見たる内門前通り

刑 政 第 參 拾 六 卷 第 拾 號 目 次

徳の行刑

詔書

首相告諭……………(四)

刑務所被害撮影

關東大震災火災の概況……………(七)

刑務所被害状況……………(九)

□小菅刑務所……………(九)

□市谷刑務所……………(二)

□豊多摩刑務所……………(五)

□巢鴨刑務所……………(八)

□横濱刑務所……………(三)

□浦和刑務所……………(三)

□千葉刑務所……………(六)

□水戸刑務所……………(元)

□甲府刑務所……………(元)

□静岡刑務所……………(三)

□小田原少年刑務所……………(四)

□川越少年刑務所……………(四)

行刑局長告諭……………(四)

解放記……………(四)

小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態……………(四)

小菅刑務所長 有馬四郎助……………(四)

甲府刑務所の震災状況追報……………(五)

四刑務所大震災記……………(五)

咄嗟の感……………(五)

偶感……………(五)

震災雜觀……………(五)

その日……………(五)

復興院總裁訓示……………(五)

叙任……………(五)

勅令訓令通牒……………(五)

憲報……………(五)

會報……………(五)

正木 亮……………(四)

辯護士 大澤 眞吉……………(五)

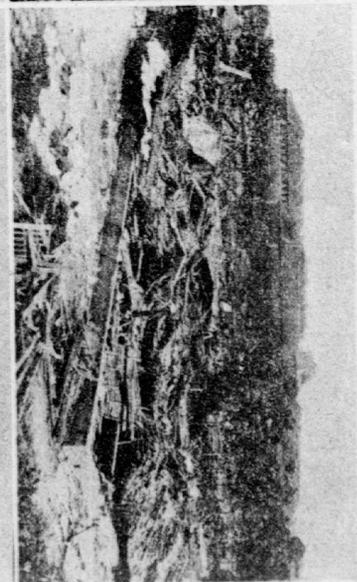
輔成會囑託 教諭師 土倉 是空……………(五)

本會主事 伊藤忠次郎……………(六)

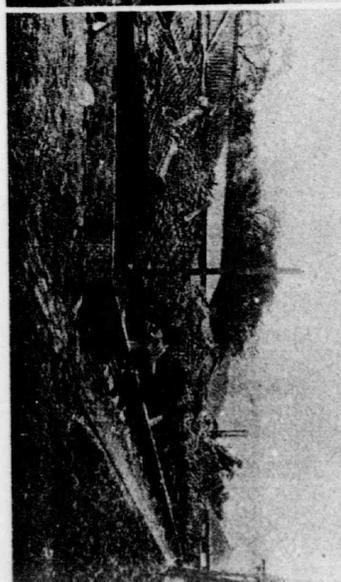
近藤 亮雅……………(七)

伊 藤 生……………(七)

小菅刑務所



十二工場及其附近建築物の倒壊

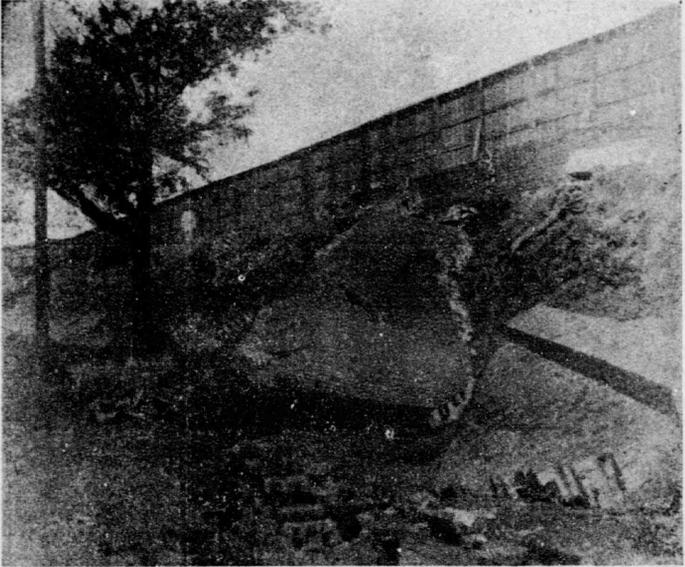


十八工場及其附近建築物の倒壊

西部より見たる一工場乃至五工場倒壊

十五工場倒壊

市谷刑務所



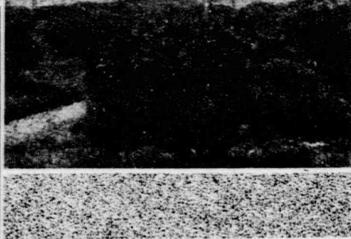
外圍煉瓦塀倒壊の一部

炊場の煙突倒壊して炊場を破壊す

所 務 刑 摩 多 豊



第二雜居監の屋根剥落



獨居監房内部の龜裂

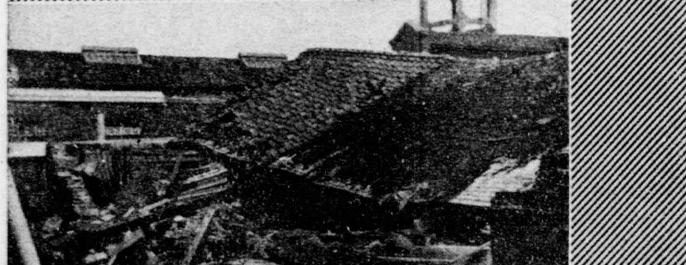


第一獨居監東監崩壊の一部

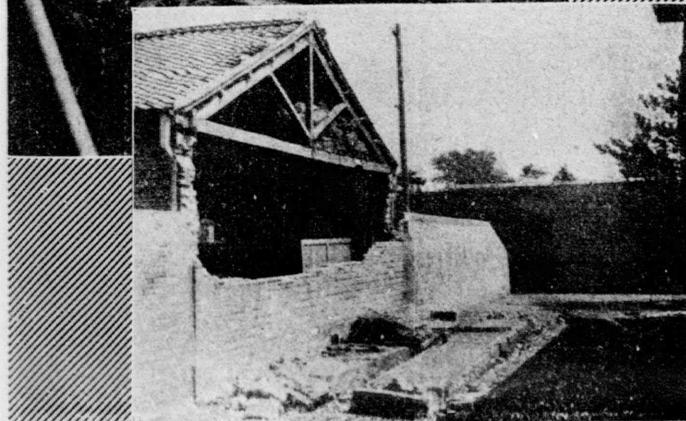
所 務 刑 摩 多 豊



外圍煉瓦塀倒壊の一部



領置倉庫倒潰

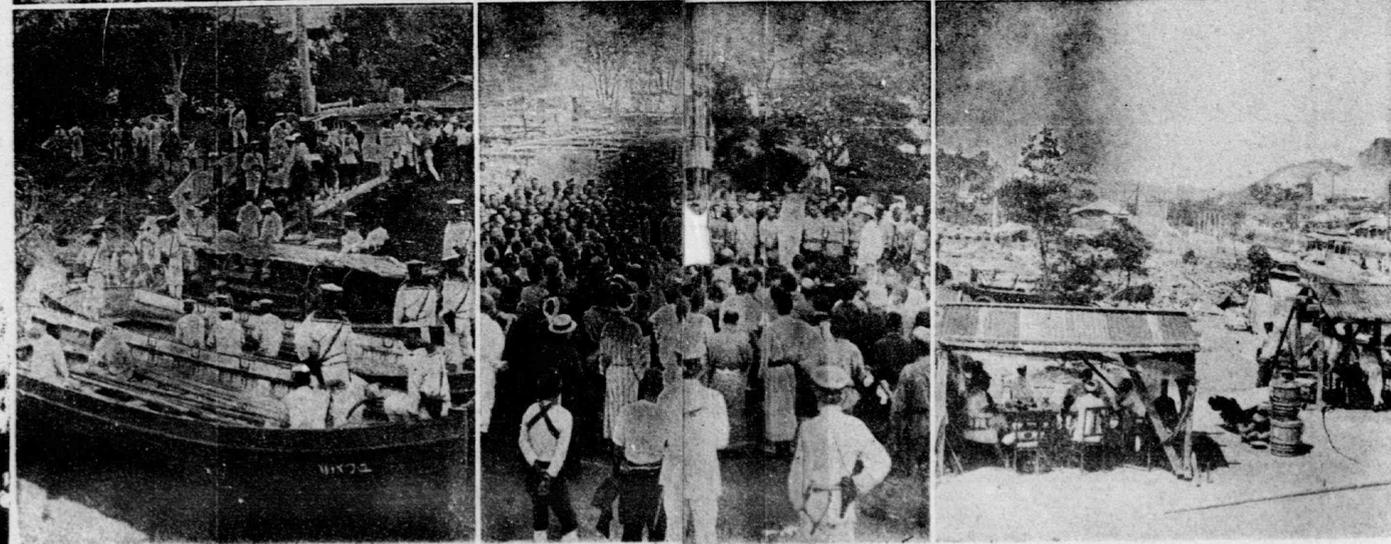


用度倉庫破損

燒失せらるる濱刑務所

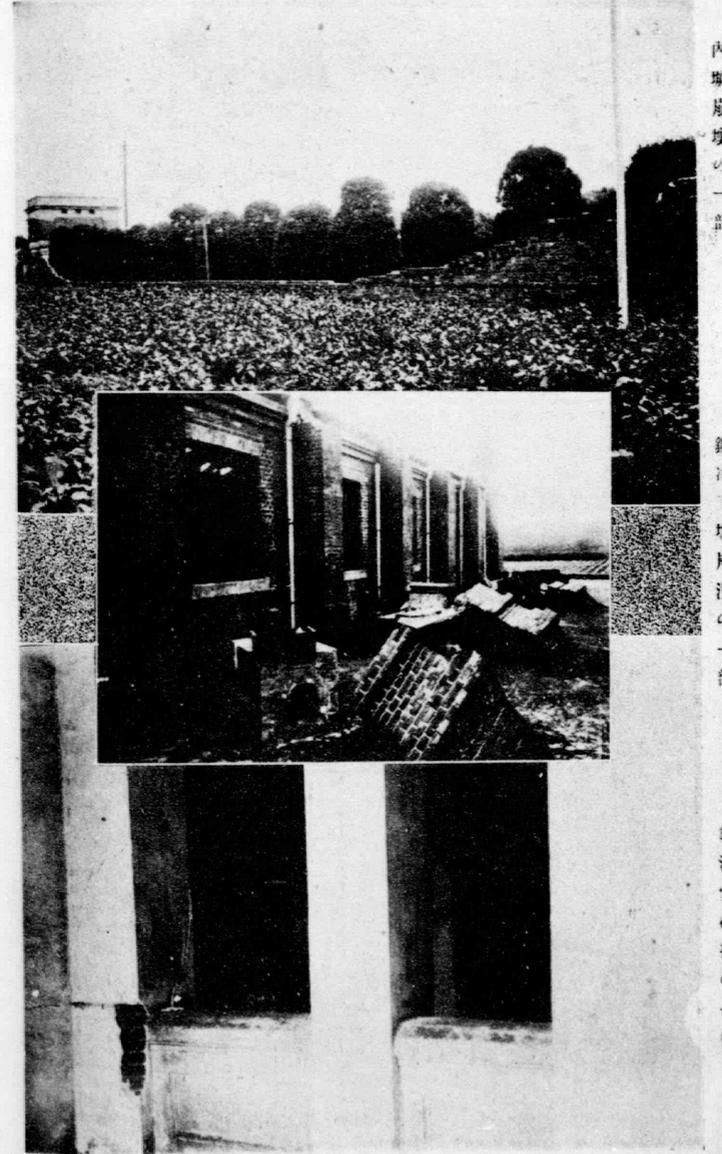


(上) 倒潰焼失せる同所全景



(下中) 椎名所長より受刑者に名古
屋刑務所移送の訓示
(下左) 移送因を軍艦夕張内火艇分
乗海上磯下海岸

巢鴨刑務所



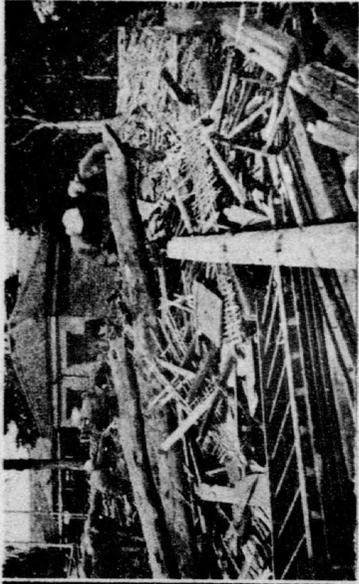
内堀崩壊の一部

鍛冶工場崩潰の一部

教海堂破損の一部

(下右) 向つて右は急設戒護幹部詰所にして左方は事務所

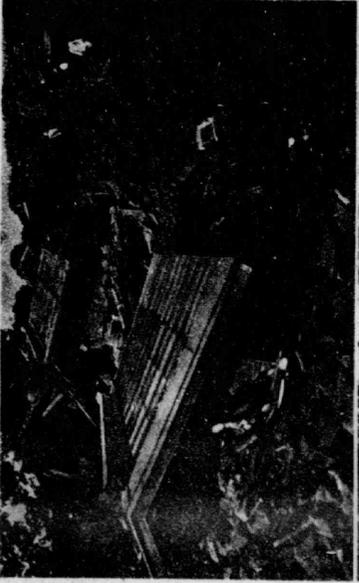
全潰せる第三工場



全潰せる第五工場



全潰せる第四工場

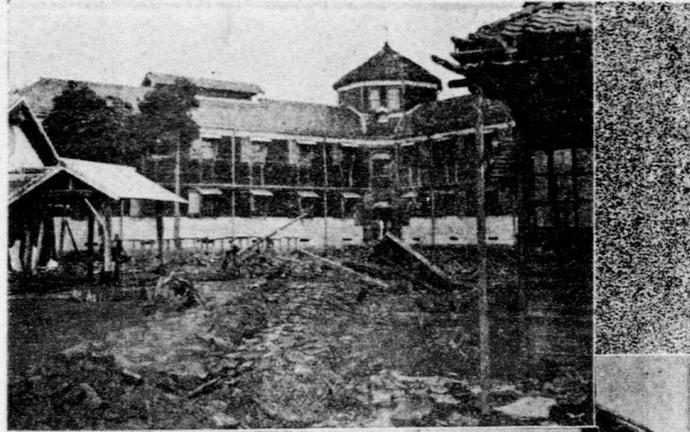


全潰せる第六工場



浦 和 刑 務 所

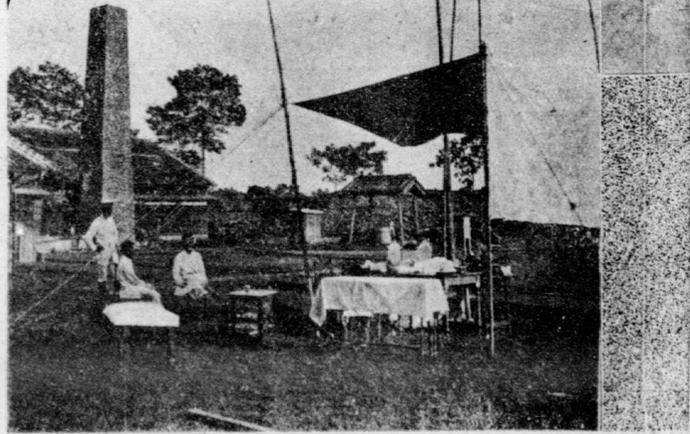
全潰せる波廊下



被服倉庫倒潰



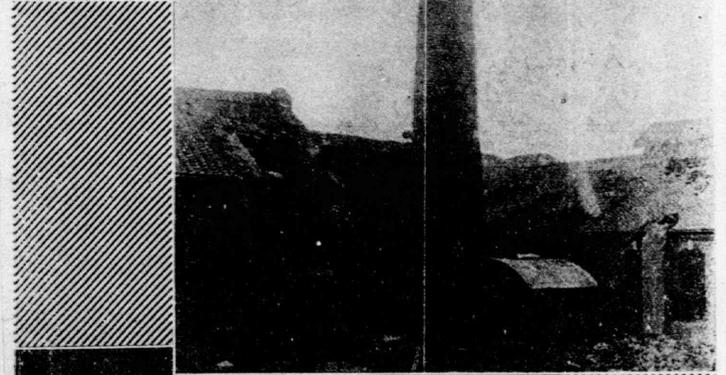
負傷者手當所



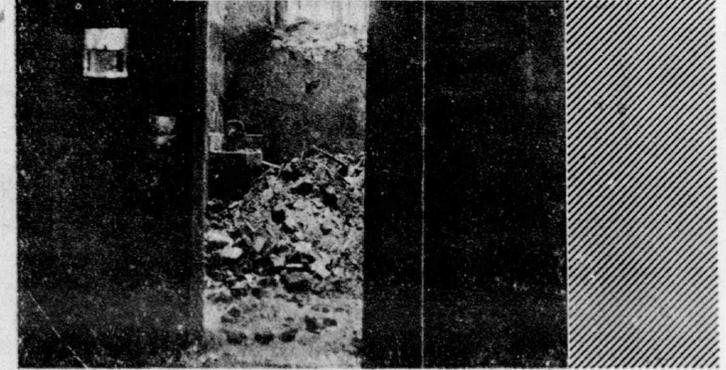
甲 府 刑 務 所



懲役第六監屋根及煉瓦壁崩壊

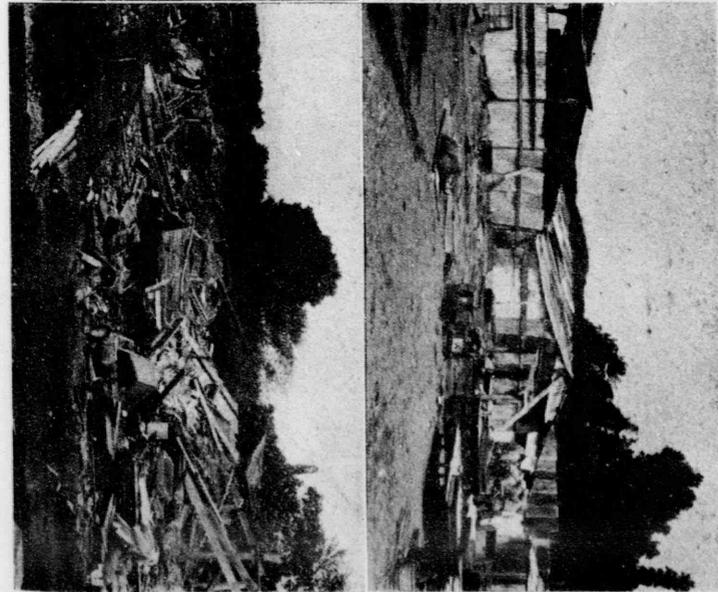
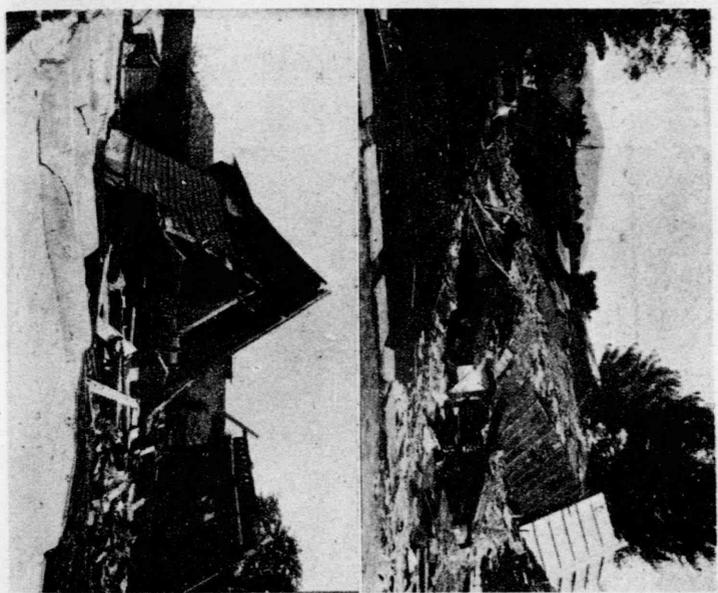


炊場煙突上方三分の二崩壊して向つて左の炊場及右の拘置監の屋根を打抜く



拘置監第十五室天井崩落

向つて右第三号、左は第一号の倒壊、牧場三寮と川原蔵の倒壊



中央部汽罐の破損、炊事場、浴場、米麥倉庫、領置庫、文書庫、郵便小使客の倉庫、マラックは假監房にして即日竣工

關東大震火災の概況



大正十二年九月一日午前十一時五十八分俄然東京府外五縣に亘り激烈なる大地震動起り、地裂け崖崩れて、危險云ふばかりなく、出でて難を避けんとすれども歩行さへ困難を感じ、剩へ煉瓦の崩解、屋根瓦の隕落甚しく、小家屋はもとより摩天の大廈も倒潰或は大破するもの尠からず。加ふるに祝融の災は八方より起り、烈風焰を遂つて満都忽ち火の海となり、遂に炎熱一夜にしてさしもに殷盛を極めし大都市を荒野に化せしめた。この時潰瀆も亦數時間にして全滅し、頻發する強震と猛威を逞しふする火災とによりて焦熱地獄は呪はれしこの世に現出し、恟々たる人心をして一層不安の念に包ませしめた。家屋倒潰のための無慘の壓死、猛火に包まれての燒死、煙に巻かれて海中に飛び込み溺死したるもの數十數萬、傷者算無く、凄慘筆舌を絶たしめた。酸鼻の極とは實に此の事であらう。當日の天變が地震のみに止りしならば被害は甚大とならず、帝都の全滅を免れたであらう。然るに不幸にして地震直後の發火箇所の多きに加へ、東南より奇怪なる層雲現はれて、大旋風の襲來となり、加ふるに震後水道は破損し各方面消防の努力は遂に施すに術無く、猛火を煽り瞬時にして全市に擴大し、避難民は行く所を知らぬ有様となつた。而もあらゆる交通機關は絶へたのである。難を空地に避けたる市民は、時々襲ひ來る強震の爲めに恟々として怯へ、死生を知らぬやうな不安の間に夜を徹した状態である。

(7)

關東大震火災の概況

帝大地震學堂の報告は、この震源地を東京の南二十六里、伊豆の東方四五里の海底であると確定し、安政以來の大震で、尙多少の餘震を繼續することあるも、もはや大震の決して再來せざる旨を發表したが、大震の慘禍を目のあたり實驗せる市民は餘震危険なきを發表せられながら二、三日は殆ど戶外生活を營み、強震毎に不安に怯へつゝあつたものが多かつた。震源地は大島東方であつた爲め被害は東京に止まらず、横濱湘南の各地伊豆の東海岸、房州の各地等震害最も激烈であつたのである。

大地震當時は十四五米突の南風であつたが、後ち一轉して西風となり、再び變りて北方となり、次第に風力加はり、午後六時には二十一米突を算するに至つたと云ふ。この大旋風の爲めに猛火を煽られ暴威を逞しふるに至らしめた。

さなきだに重なる災害の爲めに恟々たる人心は極度の不安の念に包まれてゐた上に、此處に恐るべき流言蜚語は傳へられ或は不逞鮮人の放火、掠奪その他の妄動ありとし、或は某刑務所の兇惡囚は破獄逃走し避難民を襲ふと傳へた。

一方罹災地に於ては人心恐怖不安に驅られ混亂に陥るの恐れあり、安寧秩序を保つべく東京に戒嚴令が布かれ、次で範圍を神奈川、埼玉千葉方面に擴張され、程なく平安に歸したのである。

東京所在の刑務所に在つては内外の警備を嚴ならしむる爲め、軍隊の出動を要求したが、この大災害大混亂の中にあつて果して東京、横濱其他の各刑務所は如何なる處置をとつたであらうか。各刑務所の概況は左記の通りである。



刑務所被害状況

小菅刑務所

震災突發當時小菅刑務所の收容者數は千二百九十五名であつた。その中千二百〇三名は工場に於て、又五十二名は獨居房にあつていづれも就業中、而して残りの四十名は休養患者であつた。

突發時は恰度正午前であつたが、收容者は既に晝食を済まし始業したばかりの時であつた。強震忽ち來りて振天動地し不安の裡に危険は迫つたが、工場擔當の機敏な處置によりて直ちに安全の地に避難せしめた、何しろ家屋の倒潰するものが早かつたものだから避難する猶豫もなく、遂に倒潰物の下敷になつて不幸死傷したものが十餘名に及んだ。殊に獨居拘禁者並に休養患者中には歩行不能のものもあり重症のものもあつたが、迅速に開房して危険を脱せしむることが出來た。

しかるに外圍の煉瓦塀はすでに第一震にて殆ど倒壊し、恰も野外と同様の状態に置かるゝになつたが、直に周圍外塀の位地に看守の見張並に巡警員を配置し、夜間は成績優良なる收容者を選抜して周圍樞要の箇所に配備せしめ篝火を焚きて警戒の補助に使役した。

建築物の被害状態は監房は被害を被らざるものなく、龜裂又は決潰箇所あり、殊に病監と第六監は被害甚しい。又中

(10)

央監視所、正門は用をなさざるまでに倒潰し炊場、職員炊事場煉瓦工場の大煙突は無惨にも折れて之亦再造の外はなく
 教誨堂は下床突起し、四圍傾斜破損して先の日の俣影はない状態である。工場は二十三ヶの中僅に五棟を残し、中でも
 洋裁縫、活版、製靴、木工、鍛冶、煉瓦製造工場の如きは忽ちにして全潰した。

これより先第一第二の大震動おさまるや職員は收容者を督勵して下敷になりたるものを救助し、或は、地盤決裂のた
 め噴出した地下水の處置をなし或は半倒潰物の危険を除去する等の應急手段をとつたが、幸にして安全なるを得たる收容
 者達は時々雙ひ來る激動の中を、戸板に瀕死の重傷者を載せて教誨堂前に設けし臨時救護所に運び、或は負傷せる同
 輩を肩に扶けて連れて來るもの、右往左往にきびきびと立働いた。實際彼等はこの天殃に遭遇して意外の緊張味を帯び
 て甲斐々々しい自治的な行動をとり決してこの無戒護と混亂を利用して逃走や陰謀を企てやうとするものはなかつた。

その有様は見るものをして意外に思はしめたほどであつた。
 かくして名狀すべからざる心的状態の中に第一夜は來たが、彼等は極めて靜肅に吏員の命ずるまゝに一團をなしてそ
 の夜を明かしたのであつた。

その夜から職員の不眠不休の勤務が續けられた、もう休暇はおろか非番も廢し晝夜經續して戒護警備の任に當つたの
 のであつたが、何分にも平時にあらざる非常時の警戒だ、人手が足りないのは勿論である。

九月二日午前二時松戸工兵隊より三十五名の來援あり、越えて歩兵第五十八聯隊の一箇中隊と交代、又十月十一日に
 は近衛歩兵第二聯隊の一箇小隊と交代した。又一方宮城刑務所より看守部長以下十名と刑務官練習生十五名の應援によ
 つて警備上にも尠からざる力を得た。

先にも述べし如く監房は破損多きと餘震靜まらざりしを以て直に就寝せしむることが出來ないので、取り敢へずバラ
 ックを急造して之を臨時監房に充て、又特別注意人物は別に分禁して戒護上遺憾なきを期した。病舎も亦收容不能なる

を以て假救護所を設けて之に震災による負傷者並に普通患者を收容して療養することゝしたが、醫藥品は幸に貯藏品あ
 りたるを以て配給支障を來したあの際でも當分は差支はなかつた。

それに不安恐怖の念を艾除し併せて感奮復興の意氣を鼓吹する爲に新しい試みとして文書教誨の形式をとり一日三回
 半紙一枚刷(騰寫版刷)を配布したことは意外に効果があつたやうである。

而して物資の配給杜絶した時にも幸に貯藏品を以て凌ぎ、建築材料は主として臨時震災救護事務局より配給を受け他
 は静岡大阪神戸の各刑務所へ購買送付方を委囑した。

然しながら何分にも收容監房の大破と工場の倒潰により到底従前通りの收容人員を保持することは出來ないので當局
 の訓令に依り三百名を千葉刑務所へ二百名を宮城刑務所へ移送し、殘餘約八百名は本所復舊工事に服役し、極めて緊
 張裡に大いに能率を擧げつゝある状況である。

要するに東京所在の四刑務所の中ではその被害の程度甚大であつたこの刑務所にあつてあの混亂の中に些の不穩騷擾
 の風なきのみならずしかも職員も收容者も協力一致して眞に心からの働きをしたことは實に行刑の効果を如實に表現し
 たものと思はれる。

市谷刑務所

市谷刑務所は木造建であつて、外塀は煉瓦造である。被害は他の刑務所に比し比較的尠なかつた。その概況は左の通
 りである。

(11)

建造物の被害

一、煉瓦塀六十間倒潰、倒潰せざる部分と雖龜裂を生じ中には盤坐して居る所もあるから表門と共に全部改築せざれば到底用を爲さず。

一、炊事場 被服庫 全潰

一、炊事場煉瓦造煙突倒潰

一、運動場倒潰

一、工場一棟 半潰 女工場一棟半潰

一、各建造物の屋根瓦壁の剥落甚し

一、官舎一棟傾斜

一、八王子支所 領置庫倒潰及各建造物總て屋根瓦の土壁墜落又は剝離尙外板塀の幾部倒潰、及大部分大破

以上の外收容房には大なる損害無し、死傷者、職員並に拘禁者の死傷者無し、

大激震の起るや、所長の命に應じて看守長は夫々直ちに收容房に或は工場に其他要所に駆けつけたが、既に炊事場煉瓦造の煙突は倒れて炊事場は壊滅され、外塀も一部倒潰した。一方看守に令して在房者の出房を命じた。看守一人の擔當せる房数は二十六房である。平素之を開く爲めには約二、三分時間位を要すれば足りるのであるが、建物が木造であつて激しく動搖する爲めに平素の如くに容易に扱かれないので少しは手間取つた感じがしたと云ふ。職員協力して夫々構内の空地芝生畑地に避難せしめ、工場出業者は極めて少数であつただけに之れ亦時を逸せず場外に出でしめることが出来た。女收容者に就ても何等の手落ちなく開房し得た。そして人員點檢を終へたが、當日現在員の千二十名の全員が避難せしめ得たるを確めたのである。

同所附屬裁判所留置場では、戒護者は出廷中の被告人を纏め、又留置房のものをも建物の動搖せる中を決定的に全員を集め、之れに戒具を施して司法省と刑務協會との境の空地に無事避難せしめ得たので、幸にも拘禁者には一名の負傷者も無かつた。

一面食事は晝食は終つてゐたが、直ぐ夕飯の準備に取り掛らねばならぬに拘はらず、炊事場の煉瓦造の煙突は半ばより倒潰し、それが爲め炊事場は壊滅し器具はその下敷となつて了つた。漸く釜其他數點の器具を取出して空地を堀り土をもりて釜を据付け、水道は通せないで井水を用ひて炊き出しを爲すまでには随分困難を感じて、やつと準備を整へることを得たので夕食には差支がなくなつたのである。一方職員及來援の軍隊の炊き出しをも始むることが出来た。所長以下戒護本部は在所者の避難位置の一角に野天に席を設け、敏速なる命令が出来得るやうにした。當日非番職員は激震襲來するや早く駆け付け全員出勤したので非常召集を爲すの必要がなかつたのは、日頃の心掛けの如何に職務の重大なることが職員の腦裡に沁めるかを證するものであつて、誠に敬服の外はない。一方戒護上危険を慮りて直ちに近衛歩兵聯隊に兵員の出勤を求め、又更に中野の電信隊へも急援を求め、職員と共に外國其他の要所の警備を爲したのである。收禁者の全員は空地の芝生、畑地に草座と蒲團を取出させ野天に就寝せしめて避難せしめたのである。職員は總てが冷静に秩序的に行動した。然るに一方新宿方面から火災が起り刑務所所在地を離る直線約三町餘位までに迫り、而も風下となり益々危険を感じた。この時の職員一同の憂慮は一通りでなく、萬一の場合に處する方策準備を整へつゝある中、幸ひにも二百餘戸を焼き延びて早く鎮火を見るを得たのは誠に天祐と云ふべきである。夜は電燈が點かないので、その拘禁者の周圍に提灯を點け全力を舉げて戒護警戒したのである。日頃非常用として備へ付けの蠟燭では數日間の支持は出来ないで、購入補充せんとしたが既に賣り盡され商店には之れを求むる者が數十名群集殺倒し來り、入口を破壊し我れ先きに購求せんとしたるより如何なる事變の生ぜんやも慮れ店主は不安の爲め一時身をひそめたる有様であ

る。漸く店主に交渉して看守二名の監視の下に残れる材料品に依て製造せしめたるの苦心を経て購求補充することを得た。又煉瓦塀の倒潰箇所は復舊を急を要する爲め板塀を以て補充する目的を以て其材料購入に着手した。又職員及軍隊司法省裁判所職員への炊出しの糧食に就ては是亦尠からず苦心を爲したのである。

又所長は検事局と交渉して二日から責付又は勾留不要として釋放し得るの處置を取つた。拘禁者はそれが爲めに段々抜き取られて釋放され行く實況を知りては誰れも斯かる場合に其選に入らんことを欲しないものがあらうか、それが爲めであつたか誠に從順靜肅であつた。此の處置が人情の機微に觸れた譯である。二日より責付釋放一四八名、勾留不要二二名計一六九名釋放した。

一方看守をして市街の火災の状況事後の處置状況を視察せしめ、時々教誨師をして一同に告知して教誨を加へ不安を緩和せしめつゝあり大體平穩であつたが、同所には或る主義者の拘禁されてゐるもの尠なく、收禁者中には早く釋放せんことを叫び、之れに同主義者等は雷同して喊聲を發し騷擾に至らんとしたが、夫等の者は直に隔離し、或は諭示し警備の充實を期する等職員一同の非常なる努力が大事に至らずして靜穩に歸した。之れが爲めに二日午後は全拘禁者に對しては手錠を施し取締を爲したが、既に餘震も衰へ、建造物の被害は幸ひ大ならず一面種々なる流言蜚語が傳はり爲めに三日の午後から順次元の收容所に收容し四日は殆んど平常に復して警備も一層堅めたのである。

同刑務所職員中には災禍を蒙り家を失ひたる數家族があつたが、之れを顧みず、此の非常時に十數日間全員歸宅休養すらすることなく、沈着に一意献身的に職務の爲めに亦事後の處置整理に奮闘せられたるを深く感謝する所であると共に一名の負傷者もなかつたのは洵に仕合せの次第である。

又外圍塀の倒潰箇所の復舊工事は急を要するのである。手廻はし早かりし爲め數日間内に其材料の購入を爲し得たので九月十二日應急板塀を施設竣工した。

豊多摩刑務所

八王子支所に在ては激震と共に時を逸せず夫々構内空地に避難せしめた。拘禁者は女受刑者のみで一層不安の念を懷きしも極めて平穩であつた。建物被害は本所よりは輕度なりしは仕合である。又死傷者一名も無かりし。

豊多摩刑務所は全部煉瓦造である、震災被害の概況は左の通りである。

- 一、外圍煉瓦塀倒壊 七ヶ所
- 一、塀上三尺乃至八尺を餘し崩壊せるもの三百尺
- 以上の外倒壊せざる所と雖も殆んど全部龜裂を生ず

- 一、構内仕切煉瓦塀倒壊 四拾間
- 一、倉庫一棟崩壊 一棟半壊
- 一、塵芥焼場倒壊
- 一、檢身場一部破壊

- 一、監房は屋根墜落一ヶ所、獨居監房の大部分は内部に龜裂を生じ其他上壁數ヶ所墜落す
- 一、工場（煉瓦造）二棟共に十數ヶ所龜裂を生ず

以上の外屋上の瓦は大部分落下或は粉碎す
其他作業器具、常置器具の破壊尠なからず。

激震襲來するや、看守長は收容房並に工場に夫々所長の命を受けて要所に駆けつけたとき、第一、第二獨居房は既に階上房の前面上部の煉瓦は破壊されて廊下に盛んに墜落しつゝありて、甚だ危険なる状態であつて、時を逸すれば一大事である。直に令して開扉に着手した、その決死的動作は非常なる敏捷で收容者の一名をも残すことなく庭内に避難せしめて直ちに人員を點檢したるに些の異常なく茲に刑務官の使命を果した、此の刑務官の決死的努力は涙ぐましいものであつたのである。平素全房の開扉には約二十分位は要していたが、この時は五分間ばかりで出し終つたといふ。そして彼等の全部を避難し得た後直に第二の激震が來たのである。

一面工場で作業中の者も場外に無事に避難せしめたが、唯炊事場にあつた收容者の中一名壓死するに至つたのは甚だ遺憾のことである。炊事場警當看守は最初激震あるや、一同に對し場外空地を指示して全部それに避難すべく指圖したが、その際その場所に駆け出すに際し他の者がその空地に直進せるに拘はらず右受刑者はそばの煉瓦建の倉庫の側面にそひて進んだがその際同庫の煉瓦が板なりに倒れて來て、その下敷となつて壓死するに至つたのであるのは返す返すも遺憾のことである。此の外一名避難の際負傷し後死亡するに至つたものがある。

職員は建物が破壊され落下せる煉瓦に觸れて負傷せる者二名内一名は輕症、一名は稍重症なりしも、その後の經過良好で幸にも最早趕快に赴いたのは誠に仕合と云ふべきである。當日は餘震屢々來り避難後は再び房内に收容せしむる事は甚だ危険であり、殊に破壊又は龜裂を生ぜることもあれば三日まで晝夜とも避難せしめた。構内空地芝生の廣場に草座と蒲團とを幾分取り出させ就寝せしめた。無論電燈は點かないから提灯を點けて全力を擧げて受刑者の周圍に圓陣戒護を嚴にした、その間逃走を企つる者なく、騷擾する者も無く、至極平靜であつた、餘震は次第に衰へ來たつて四日は全部一先工場に收容することにしたが翌五日工場收容中日頃行狀不良と認むるもの數名は一定の坐席を離れ或は苦情を訴へ或は同因と雜談を交へ反覆の制止に肯ぜなかつた。然るに突然その者の内一名が工場内にあつた長三尺ばかり

りの棒を振り上げ暴舉に出でんと反抗し來た之れに雷同したる多數の者があつた。戒護看守は抜劍し不良者を隔離收禁し、それによつて幸ひ鎮靜に歸したのであるが、若し此場合の處置に當を失し逃走を遂げしめたなれば、東京市民に如何なる災禍をかもしたか知れない危険千萬であつたのである。以來平穩皆謹慎せり。

一方所長は當日非番職員に非常召集を行ひ一面附近に在る電信隊に來援を求め軍隊と相俟つて構の内外を警戒せり。八日より順次工場より危険の虞なき元の房に移し房内にて作業を課し、十一日より整理を終るに従ひ一部づゝ工場に出し作業に就かしむ。十九日に至つて就業者全部作業を開始するに至る。

教誨師は一日以來社會に於ける震災狀況並に事後の處置等の狀況を時々告知して在所者の慰撫に努めた又倒塌せる外圍の修理は最先に着手せざるを得ざる所より、その材料を得んが爲めには、震災の翌日職員は苦心の結果漸く板三百坪と其他數點を購入したが、後ち間もなく徵發令の爲めとて商店は一時賣却を拒み困難したと云ふ。食糧は當時約一ヶ月分支へ得るだけ蓄藏されて居たが味噌は不足であつた爲め二百貫匁購入の手配を爲したるのみにて心配することがなかつたのである。

この一大事變に際して刑務官全員は更に私事を省みることなく公務の爲め身命を惜まず一致協力して活動したことは實に喜しきことであつた。獨居房の開扉後、あの激しき餘震の止まない中に開扉の洩れ落ちなきかを檢し或は出火の虞れがないかと各室を巡回するなどの決死的犠牲行動で奮闘せられたるものがある。一日以來三日迄は全員歸休せず、四日以後看守部長以下は休養の爲めに隔日勤務に變更したが、所長以下看守長等の幹部員は引續き十日迄一回も私宅に歸休することなく、殆んど不眠不休の活動を續けたる、その献身的に使命を果し事後の處置施設に努力せられたる功績は大なるものである。

巢鴨刑務所

建造物の被害

- 一、外圍煉瓦塀全延長千間中崩壊九箇所、其延長四百間、單に龜裂を生ぜし延長五百五十間此内下部に於て懸坐せる箇所多し、無被害延長約五十間、
- 一、鍛冶工場煉瓦造煙突四本倒壊
- 一、表門と支關に至る迄の兩側の境界となれる病監と未成年拘禁所との煉瓦塀百間倒壊、
- 一、教誨堂の柱一本折れ龜裂數箇所
- 一、各工場の周壁煉瓦龜裂
- 一、拘禁房には所々に小龜裂
- 一、拘禁房教誨堂工場其他總ての建物は屋根瓦搖落し被害大
- 一、各工場製作中に係る物品、材料の被害尠からざるも各据付動力機には被害無し。
- 地震當日は收容人員二千二百八十五名にして、獨居拘禁者病者癡疾者合して百四十人を除く外全部工場に作業中であつた。強烈なる地震突來するや、幹部職員は各要所に駆け付けたる時既に外塀の崩壊せる箇所もあつた。各工場、收容房よりは命に依つて時を移さず外部に避難せしめ、休憩中の看守をして倒潰箇所の外塀の警備に當らしめた。強き餘震毎に不安に脅さるゝものも多く、外塀は九箇所大なる破壊を生ぜるを以て戒護の危険を慮り、一旦避難せしめたる空地より戒護事務室と工場と検身場とに取圍まれてゐる空地に全員を移し、人員の點檢を行ひ、全員の避難せしめ得たるを

確め、一面各工場間の聯絡通路は閉ざしめ戒護の集中をはかつた。受刑者中落下せる瓦に打たれ又は其他の物に觸れて輕微なる擦過傷等を負ひたるものが六名あつたが保健技手の應急手当を加へ後ら程なく治癒した。而して右避難場所に全員此儘戒護し難く、餘震は尙衰へず、萬一を懸念し屋根並に周圍は亞鉛板を以て建てられてある検身場二箇所に二分して之れに収禁した。又電燈が點かなかつたが、恰かも數日前に夜業の點火用として購入し置きたる「ランプ」三百個を點して茲に就寝せしむることゝした。然るに當日夜半その検身場を破壊し、天井裏硝子を破り逃走せんとしたものの數名あつた。同所は果犯者にして不良の者多く、それに雷同して中には喊聲を發し或は木片を投げ付くる等騷擾し、拳銃を發射するに依り漸く鎮靜に歸し、職員の決死的に沈着なる處置に依りて、不良の傾向を帯べるものは悉く檢束を加へて逃走を防止した。此時鎮壓に當つた看守の内二名は極めて輕微の負傷をした、誠に危険なることであつた。若し夫れこの場合に於て職員は努力足らず使命を果すことが出来ず外塀崩壊の箇所から逃走を遂げしめたとすれば東京市民に對し如何に多くの不安を與へたことであらう慄然たるものであつた。幸ひに早く鎮靜に歸せしめたのは職員諸氏の功績多とすべく、慶賀に堪へない。一面收容房は被害小さく拘禁するに差支なきを檢したから、其處置後一時難を避けしめつゝある。その検身場内の拘禁より監房に移して收容することにしたのである。そして所長以下の幹部職員は戒護部としては監房に最も近く且其他一般警備上利便多しとする空地を選びて天幕を張りて急に處する敏速なる命令と處置が行ひ易からしむるやう設備した。兩來不穩の行動なく平靜であつた。

當所は工場に於て火氣を使用する箇所多きを以て一般の注意を要するので、受刑者を避難せしめたる直後各工場内を巡檢して完全に消火せるかを確む。

五日に至りて軍隊の來援を求め、引續き警備を受けたが、夫れまでは一時在郷軍人をして塀外の警戒を依頼し警備力を補ふた。

九月十六日、二十日の二回に拘禁受刑者二百名宛秋田、前橋の兩刑務所へ移送した。

一方建物の被害は幸ひに大ならざりしも棟瓦造外塀は崩壊箇所多く、而も延間数は全間数の約半ばに及び、之れが應急の施設を要するも其材料の全部は容易に求むることの至難なるを以て、第一工場乃至第七工場の二階の床板を取り外すして之れに新たに購求し補充し得たる材料とによつて半永久的の板塀を作るべく着手し、九月末に至つて竣工した、その爲めに受刑者は其工事に従事せしむるもの外は監房に拘禁し、温浴に代ふるに冷水摩擦を行はしめ、理髪も許さず監房外に出すことを避けることにしたのである。従て十月一日より工場就業を開始したのであつた、之れが爲め逃走者一名もなく、平穩に経過し得られた。

當所は建物の倒潰を免がれたが、建物の盛に動揺する中に各職員は決死的に拘禁者の全部を避難せしめ職責を果たしたるのみならず、事後の處置に就ても地震突來後六日間は歸宅休養することなく、不眠不休戒護警備に亦その後の施設處置に協同奮闘努力したる責任感の偉大なるを賞揚せずんばあるべからず。七日以後は看守に對し一部宛歸宅休養せしむることとしたが、幹部職員は尙引續數日間は休養することなく活動したのである。

横濱刑務所

△本所は大正十二年九月一日午前十一時五十八分獨居拘禁監、倉庫及女子拘置監の一部半倒潰、外塀、工場、前記以外の收容所全部、官舎全潰到底使用に堪えず。

同日午後、本所西南隅に隣接せる横濱市電氣局寄宿舎より出火、職員は受刑者を使役し共力中間の職員俱樂部を崩壊

して防火に勉めたるも水道の破損に加ふるに火力猛烈にして女子拘置監、被服倉庫他二棟の倉庫及官舎全部の倒潰木材を殘し他は悉く灰燼に歸す、時に午後六時過。故に拘禁者を收容すべき場所は一箇所もなし。

△此の震火災の爲め左の死傷者を出す。

受刑者、死亡四十八名(内燒死五名、負傷後死亡十名、其他壓即死)。重傷五十名、

職員、死亡看守二名(内一名燒死)運轉手一名(燒死)重傷傷典獄補看守長各一名看守其他十六名

右の中負傷者は直ちに女監構内敷地にバラツクを急造收容したり。

△解放

當日在所人員千三百三十一名なりしが、午後六時に至り火勢竟に止まず收容所に充つべきものなきのみならず附近の警察寺院學校等大建築物も殆ど倒潰移送すべき場所なきを以て收容者全部を構内空地に集合して監獄法第二十二條に基く告知を爲し之が全部解放を爲す、時に午後六時過。

△書類中放免簿全部、拘禁人名簿、身分帳簿(内工場に配置したる百五十冊燒失)作業賞與金基帳、領置金基帳、領置品基帳の大部、支拂豫算簿、現金出納簿、歳入徴收簿、歳入調定原簿、用度作業書類の一部は之を搬出したり。尙金庫内の現金その他は全部無事。

△用度擔當看守は急を慮り一時を凌ぐに足る食糧を搬出。

△災後處分

解放者は約二百名を除く他殆ど歸所したるを以て營繕その他に必要な者を除き九月八日午前九時先づ二百九十五名の受刑者を軍艦夕張にて名古屋刑務所に送る。その後百數十名の受刑者を再び同艦にて名古屋に送る。移送には高木

浦和刑務所被害状況

看守長以下七名の看守之に當り、受刑者には捕縄を用ひ磯子海岸よりボートにて軍艦に移乗熱田に上陸鐵路名古屋に至る。磯子迄の護送の爲め戒嚴司令部より三十一名の兵士應援したり。その間受刑者等の行狀は總て平穩。

△市内糧食缺乏の虞れあり。軍艦山城に至り鳥崎艦長の好意により市當局に無線電信を以て糧食の配給を依頼し外國米四百五十七袋を享く。尙副菜品は千葉刑務所より送置し來りたる爲め漸く糧食難を避くるを得たり。

△災後の衛生に付ては極めて周到なる注意を拂ひたる爲め僅か一名のチブス患者を出したるに過ぎず。

△職員一同災害後十數日間假小屋の事務所中に不眠不休の努力を爲し時に暴風に襲はるゝ事ありしも意に介せざる有様なりしは推察に餘りあり。

△目下は既決監二棟未決監二棟のパラックを建造し極めて平穩なり。

浦和刑務所

被害程度

- (一) 受刑者 重傷五人内二名即日死亡、一名翌日死亡、輕傷十人、
- (二) 職員及家族死傷なし住宅全潰三名、半倒潰八人、傾斜二十人、其他破損は全員
- (三) 建物
 - 第一工場 二〇三坪 出業 七人 全潰 死傷なし
 - 第三工場 五六坪 同 四十七人 同 同

浦和刑務所被害状況

- 第四工場 一二三坪 同 四十一人 同
- 第五工場 一三二坪 同 五十四人 同
- 第六工場 一六六坪 同 八十七人 三分ノ二倒潰 負傷八人内一人死亡
- 第七工場 一六〇坪 同 六十二人 横倒レ 負傷なし
- 廳舎 二〇坪 全潰
- 被服庫 四二坪 全潰
- 瓦庫 一二坪 全潰
- 物置 一六坪 全潰
- 醸造庫 四八坪 半壞
- 各渡廊下 百十六間 全潰
- 事務所 一八坪 半潰
- 小使室 六坪 同
- 教誨堂 六〇坪 教務掛 一一坪 同
- 煙突 高七十尺 全潰
- 官舎 三三坪 半倒
- 文書庫、領置庫、米麥庫 急傾斜
- 各監房瓦壁剝落 全部
- 其他の建物小破損、小傾斜は全部

(四) 備品

事務所、書籍、書棚、卓、椅子其他。各工場書籍、下駄箱、卓、桶、食器類全部。作業器具器械裁縫ミシン三十臺を主として約半数破損、醬油諸味大桶三個分損壞
 損害概算 建物七萬圓 備品器具器械諸味一萬圓 計八萬圓

○九月一日 當日刑務官會議に引續いて食堂を開き、晝食をして居ると、俄かに激しい震動が起つた。身體に感じて來る動搖から、之れは容易ならぬ地震だと思つた、直に夫々手配に當らしめた。激動又激動、早くも炊場煙突の上半破壊し、醸造庫上に落下して其部分を粉碎する、各所の建物相次いで倒壊し物凄い響きが心に迫る、又事務所の一部分が倒壊する。其響きを聞きながら、工場方面へ駆付て見ると既に工場は殆んど全部倒壊し、土煙濺々たる中に、受刑者は所々に固まつて佇んで居る。其瞬間に壓死はなかつたらうかと云ふ虞れと、無難を祈る念で胸は一杯となる。右往左往の看守長等は擔當看守と共に、人員點呼を初めたので、其結果を凝視して居ると、最先に潰れた五工場では數名不足だと云ふので、看守と受刑者必死になつて屋根を掘り初めた。六工場でも屋根を剝いで居たが、聽て人員全部判明との報告が來る、此時醫務掛に運ばれて行く十數名の負傷者を見たが、輕傷ならんことを心に祈つた。監房方面も心配になる、病監は看病夫等の働きて、休養者十七、八名を蒲團の儘捲いて、庭に避難し得た。第一懲役監乃至第四懲役監は、晝間全部で四十名足らず何の混雜もなく、看守と共に屋外に避け得た。拘留監と女監では、錠は皆外されて、何時でも開扉し得るやう看守は廊下に待つて居る、其措置に何等の手落もない。醫務掛に引返したとき、保健技師はシャツ一枚で掛員を督勵し、野天で十數名の負傷者に手當をして居る。再び戒護掛前に走れば、第三工場から煙が上つて居る、洋裁縫工のアイロン三十五個が、工場内に放置してあつた爲めだ、火災を起しては一大事だと思つたが、其時既に多數の看守と受刑者とは、消防唧筒を出して盛んに放水しながら、潰れ屋根を掻き廻はし遂に完全に消止めて、大事に至らしめな

かつた。此時の看守や受刑者の決死的努力には、涙ぐましいまでの愉快さを味ふた。

十分間隔き位に震動が來る、恐怖に襲はれて居る受刑者は、芝生の上に座らせ置き、營繕、耕耘土方等には、足袋を與へて危険な部分の取片付けをさせる。

當日の工場出業者は三百七十一名であつたが、晝食は丁度工場内に運び込まれたばかりで、悉く倒壊建物の下敷になつて終つたので、追ひ炊きを命じたが煙突が壊れて思ふやうにならぬ、それでも汽罐に故障がなかつたので、溜蒸氣で追ひ炊きは出來た、三時半頃に芝生の上で晝食を與ふる事が出來て安心した。醫務掛に行くと、重傷の二名は、手當中に息絶へたとのことで、悲愁の感に打たれた、其他は手當の上一ト先づ病監の庭に移す。此日非番看守は午後二時迄に全部應召した、職員について調べて見ると、一人の負傷者もない、誠に幸運であつたと云はねばならぬ。

受刑者の晝食が了ると、直ぐに夕食の仕度をさせたが大分後れた。時々來る震動に不安を感じて居る間に、淋しく夕暮となつたが、勿論電燈は點かぬ、破壊された電燈線電話線を片付けて一、二の通路を拵へ、受刑者を第一懲役監北側の廣場に集めて、點呼を行ふ。第一懲役監は地震の爲め痛手を被つて居らぬ、全受刑者を之れに收容することも出来るのであるが、受刑者は餘震に虞れを抱き、戦々競々たる有様であつたから、野天に寝かすことに定め、各自に監房内より敷草藁と蒲團一枚づつを持出さしめ、芝生の上に之れを敷かしめた。其夜は職員に炊き出し飯を與へ、翌日の配置都合午後七時半過ぎ看守約二十名に歸宅を許した外全職員悉く、受刑者の周圍に圓陣を張り、提灯を點け、全力を擧げて戒護に努む。受刑者には斯る事變に際しては一意役人に信頼せよ役人は汝等と生死を共にすべき旨諄々言ひ聞かせ、寝に就かしめた。受刑者は心から眠つては居らぬらしいが、寂として聲を立てぬ。

○九月二日 震動も輕くなつたので、彼等に洗面させ、克く訓諭して一應監房に入れ、朝食を與ふ。此日は天氣も頗る好いので、約百名を撰抜して營繕人夫手傳として取片付けの仕事に就かしめ、他は悉く監房に残した。もう大きな地震

千葉刑務所被害状況

はあるまいと思つて居ると、其日も暮れんとする午後六時頃、一日の地震にも劣らぬ様な激しい震動がやつて来た、前夜と同様前庭に出し、芝生に寝かすことにした。

○九月三日 震動が微弱となつたので、夜明を待つて元の房に入れ、前日同様約百名出業、残餘には監房で麻繩を誤す。此夜から監房又は電燈が點じたので安堵することが出来た。

○九月四日 以後は出業者の數も日々増加し、十日頃からは洋裁縫工瓦工等の官司、委託業の一部就業を見るに至つた。三日頃から流言飛語頻々として、町村の混雜騒擾言語に絶す、刑務所でも夫れ等に對する警戒を怠ることが出来なかつた。

工場の壊滅當時を回顧すると、妙に身體が緊張する、あの多數工場の瞬間的倒潰、それにも拘はらず、少數の負傷者で済んだのは、各療當看守の措置當を得たに因ること勿論であるが、當時晝食搬入の爲め出入口が開放せられてあつたことも、大なる原因と見ねばならぬ。

工場の發火を防止し得たことや、外圍が板塀であつたことの爲め、戒護檢束の心配を少からしめたことは、全く天祐であつた。職員は案外非常時に際し、よく沈着の態度を失はなかつた、それ故受刑者は悉く役人にたよらうと云ふ氣分になつた、逃走などの念慮を抱くものは更になかつた。職員が平素の訓練に依り各其本務を盡し尙ほ事後の措置にも遺憾なかつたことに付いては、満足と感喜に堪へない次第である。(秋山所長報告)

千葉刑務所

同所の被害は外塀北側即ち背面約百間崩壊し、拘禁房、工場其他の建物の屋根瓦墜落し又龜裂多し。

當日拘禁者現在は左の通りであつた。

受刑者	男五三八	刑事被告人	男 二九
	女 一一		女 二二
勞役場	男 一一	計	五六九
留置者	女 一一		一六九
拘禁別	獨居拘禁者		一六九
	雜居及夜間獨居拘禁者		三六九
就業者	獨居就業者		三五一
	工場就業者		七一
不就業者	病者		七一
	事故者		七一

容易ならざる激震あるや、午後零時三十分收容者全部を構内空地に避難せしむるとともに、非番職員の非常召集を行ひ警戒を嚴ならしめた結果、凶情極めて平穩であつた。建物の被害大なるに比し、職員並に收容者には更に負傷者なかりしは仕合せである。然れども餘震は時々起り不安は去らないので、一般に對し強き震動あるときの避難と心得を諭告したる午後五時一先全員を監房に收禁し假りに錠を施して萬一に備ふることとし、一面戒護看守を増し要所に配置して急に應ずる準備を爲したのである。

二日朝に至るも當地方の餘震は依然としてやまない爲に、當日は休業日であり教誨を施すべきであるが、之れを休止して前日に引續き拘禁房に收容の儘として警戒せる折柄、午前十一時五十分俄然前日の大震に亞ぐの強震があつた。直に構内空地に全部避難せしめ嚴重なる警備の下に人員を検したのである。然るに午後二時頃には震動は微弱となつたので同三時四十分獨居拘禁者は先きに還房せしめ雜居拘禁者は避難場所に於て夕食を喫せしめたる上同四時二十分全部還房せしめたが、警備は緩和すべしでなく、矢張り假り錠の儘となした。然るに午後六時二十分頃復々強い餘震の爲めに

再び空地に避難せしめ、崩壊せる外塀附近は特に警備を堅め、拘禁者には寢具を與へて全部野天に寝を取らしむることとし、その周圍に看守を排列し徹宵戒護に努力した。餘震の回数重なるに従ひ、建物の被害は倍々多きを加ふるに至つたが、職員全體の忠實に死力を盡して、而も敏活に處置を執りたるが爲め、一名の負傷者をも出さず、又職員も負傷するものなかつたのは誠に幸福である。

翌三日午前二時三十分頃より餘震は衰へ且度數も減少し不安も薄らいだので、同午前六時全部野天集禁より拘禁房に移し假り錠を施した、平素行狀不良と認めらるゝ者に至るまで地震以來は極めて靜肅に克く命令を守つた。當日午前は作業を休止し午後就業せしむるの豫定であつたが、午後に至るも間斷なき震動あり、不安を感じらるゝを以て、拘禁房に收容の儘として止むなく作業を休止せしむることとした。午後四時夕飯後は鎖鑰を施した。

然るに同日千葉市に不良囚脱獄逃走したとの蜚語が起り、蜚語は更に訛傳を生み、市外郡部にまでも増大したる模様であつた。殊に市郵便局前に「千葉刑務所の囚人五名逃亡」と掲示を貼付したもあり、警察其他から電話で眞疑を尋ねてきたが、斯かる事實は無いのである。其旨を回答すると共に、流言蜚語の虚説の取消し方を交渉したのである。又同日午後五時頃崩壊外塀の警備看守はその附近の外部に行動服装怪しき者三名彷徨する急報を爲した。直に職員をして追跡せしめたが何者をも発見するに至らなかつたが、一方千葉憲兵隊、千葉鐵道第一聯隊、警察官、在郷軍人、青年團消防團の市内各要所の警備は嚴重を加ふるとともに種々なる流言蜚語が傳はつてゐるので、看守長以下職員はそれ等市内警備者と連絡を執つて徹宵戒護に努力した。震災以來職員は三晝夜に渉る不眠不休の爲め疲勞甚しく、而も外塀は復舊未了であるので四日の午後から晝間工場に於て作業を開始し、夜間は當分休止のこととした。

五日午後收容者全員に對して心神の安定を與ふをの一助として臨時入浴をなさしめた。頗る満足したる感あるを認め、當夜から一般に電燈が點いた。

地震以來市内各所に火災起つたが、いづこも大事に至らず、鎮火したのは誠に幸である。外塀の應急復舊は夫々手配を急いでゐる。

八日市場支所及木更津出張所は建物の被害尠からざるも手落なき避難處置を執つたので職員並に拘禁者には異狀はないことを付言してをく。

水戸刑務所

當所は各建造物木造舊式粗造の爲め被害箇所多く、第一、第二、第三、第五、第八、第九の各工場及び廊下は柱、梁木が折れ、又その爲めに傾斜して全部改築せざれば使用に堪へざる程度の損害を被つた。又炊場煙突が上部より下拾尺の部位に大龜裂を生じて煙漏出し、尙一部分は積煉瓦が墜落し、今にも其部分より潰壊せんとする危険の状態である。又外圍煉瓦塀は龜裂を生ず。

地震襲來するや收容者を悉く空地に無事に避難せしめた。又職員中死傷者無し。

甲府刑務所

建造物の被害

一、外圍煉瓦塀東側及西側通じて百三十五間程其底部に於て龜裂し、甚だしきは八寸餘外方に外れ、全体傾斜して今正

一日十一時五十八分より連続的に約十分間に渉り水平動の強震襲来す。其後三日夜半迄に稍強き震動二、三十回と此間微弱なる震動は時々ありたるも最も激しきは一日午後三時頃迄にして殆んど連続的に震動した。

警戒及囚情

最初の強震により危険と認め工場就役者は工場前運動場に其他分房病監拘留監收容者は扉を開き各附近の空地に避難せしめたるも午後六時頃に至り追々微弱となつたので、夜間作業を休止し全部還房せしめ當務看守の外拾四名の看守を非常配置し所長保健技師看守長全部を以て徹宵警戒せり、二日は起床時より工場に出業せしめた、而して晝間より翌三日前一時五十分頃迄に稍強き震動三四回あり、他は微弱であつた。然れども何時再び強震の襲来するやも計り難く、一日同様之れが警戒に従事したが幸ひ何等の異状無し、三日は屢々小震動ありしも何れも微弱なりしを以て看守配置は平常に復し、只夜間部長三名なるを一名を加へ四名とし、警戒を加へつゝあつた。夜間作業は一日より七日迄休止した。

沼津支所地震の程度及警戒

地震襲来するや一時は歩行困難なりしも漸くにして監房々扉を開き空地に避難せしめ職員全部にて警戒に當り夜に入ると尙危険に付入房せしむるを得ず、同十一時に至り稍震動微弱となり、監房に收容したが爾來尙は震動熄まざるを以て晝夜共職員全部詰切にて警戒した。要するに震源地に近きためか本所に比し一層強震であつた。

濱松支所地震の程度及警戒

地震と共に直ちに工場就業者及監房收容者共運動場に避難せしめたるも午後六時頃に至り、殆んど平靜に歸したので監房に收容し警戒を加へ二日より平日の通り就業せしめた。

囚情は本支所共極めて平穩であつた。

建物の被害は左の通りである。

本所

一、第一工場附属電動室は本家鐵筋混凝土造二階建の下屋造にして登梁の受梁繼手破損したる爲め少しく傾斜し壁六坪計り破損す。

一、拘置監、女監土藏造りの監房は所々龜裂を生じ修繕の必要あり。

一、周囲の煉瓦塀は拾數ヶ所に龜裂を生じ内四ヶ所は修繕を要するも倒塌の虞れなし。

一、懲役監第二監第一區に於て繼梁四本折損し爲めに屋根二ヶ所大破す。

一、監房事務所工場其他にて窓硝子約三百枚計り破損す。

一、領置倉庫土藏の庇一ヶ所破損す。

一、一號官舎其他の官舎の壁數ヶ所破損す。

沼津支所

一、懲役監々房約六坪計りと物置壁約四坪計り破損す。

一、監房及事務所に於て硝子約三十枚ばかり破損す。

一、監房官舎其他にて屋根瓦凡そ百枚計り破損す。

一、周圍混凝土塀五ヶ所龜裂を生じたるも倒塌の虞れなし、

一、看守休憩所の土間混凝土巾五分長四間計り龜裂を生ず。

一、官舎の板塀約六間倒潰す。

濱松支所

一、檢身所壁二ヶ所二坪位剝落せる外周圍の塀に數ヶ所龜裂を生じたるも倒潰の虞れなし。

小田原少年刑務所

九月一日正午前突如として大震動あり上下動で天井の壁室内の壁が急激の如く落ちる机の足は振ふ用箱は倒れるはや室内は崩壊の爆音と壁埃りで烟々濛々人の姿だに見へぬ余は片隅に置ける帽子と剣を手にして一足二足歩むや、床の陥没にて机と机との間に仆れたそのとき、丁度一大音響、物凄しい音を立て、さしも廣き大なる壁天井が墜落したので何となし體全體壁に打たれ、呼吸は壁埃りで止まり相で咫尺を辨せぬ、生きた心地はなく不圖少しの明かりがするので何となしに其明るみを辿りて見れば漸く落ちた天井に匍ひ上る位の穴が與へられた。ソレを攀ち登つて見れば天井裏でやつと窓際に至り窓より事務所の外に飛出でたとき見渡す建物がすべて崩壊してゐたのには實に仰天した。其處には事務所員の四五名の顔も見へて互の安否を氣遣ふのであつた。受刑者の多數は如何にと運動場指して送り付けば、彼地此地工場別に集團し避難し居れる一同は余を包圍して其無事なることを喜び呉れたことは實に嬉しく矢張良心の輝きである。確かに良心を有せりと心私かに感じたのである。大方の職員と在所員の顔合せもすみ負傷者の見舞もすみ、扱ては今晚收容すべき假監房、圍むべき板塀、食物を調理すべき炊事場は急務中の急務であるそこで直ぐ左の勅令を下した。

バラック式監房の拵方

假板塀の建方

炊事場の築き方

食料品の調達

飲用水は差支なきか

此號令の下に分擔を定めてソレ／＼各方面に受刑者を引率して活動せしめ、一面には戒護員をして適當の間隔を作り要害の地點にはソレ／＼配置を定めたのである。何がさて看守全員三十人に足らぬ人々と之れに他の數名の職員を合せ四十人にも足らぬ人々で、斯くも老大の區域しかも崩壊せる建物に埋り居り四圍垣なきに戒護は全く手薄である。此場合受刑者をして正當の諒解を得得せしむるの必要であると思ひ、教誨師や教師をして各班の間を巡視せしめ又受刑者に常に好感ある人々を直接せしめ置くの工夫を回らした。震動は絶へ間なく其度毎に建物揺れて傾斜は一振動毎に屋根瓦の落つる音高く寒膽せしむ。一と通り構内點檢も了つて、扱て斯く相成ては外部より應援者を求むるの外手段なし、早く受刑者を適當の地點に移送するの外なしに、上長官の命令を仰ぐの一途あるのみと、其間死力を盡しても奮闘嚴守すべき覺悟を定めて、先づ應援看守の派遣を直近の横濱刑務所に求むることとし、一面震災の状況を上長官に具申して措置を仰がんものと決心せしものゝ、事務所は崩壊して官邸更なり、一片の紙片さへない。市内交通機關は壊滅し居れば飛脚を馳するの外なし、飛脚といふても並大抵の人々は六ヶ敷、茲に飛脚に充つべき人擧に關し不考慮せし事、適任者として東京へは大庭部長を、横濱方面通信連絡は南雲看守をして發足せしめたのは其の日の午後二時十分である。其時考へたには震源地は何れ箱根で此附近が尤も劇甚なりしものとの思ふて、何時何時を過ぐれば飛脚は平塚か藤澤に到り、大抵横濱との通話連絡も出來たるならん、左すれば此場合最大急行して何時頃には應援者の來れかしとのみ待ちに待ちて焦慮しつゝありたるに、夜が明けて、翌日の丁度午後四時頃横濱方面に至れる使者は歸り、其復命に依りて初めて沿道並に横濱東京に亘りても大劇震でありたることを承知した有様である。待ちに待ちた應援者は一人も得ず、心中閉口せしにはあらねど、斯かる場合には又意外なる分別も湧き出づるもので、決心を定めて當局の訓命を待ちつゝ、一面假監房なる四圍假板塀なりは可成釋放近き者有賞表者を奮勵して絶えず手入を加へ、堅固に堅固を加へ

小田原少年刑務所被害状況

て省き得べき配置は吏員を節して彼此交代に當らしめた。二日と過ぎ三日目に至り、今日は東京より使者が歸來せんかと待ちつゝありたるに、其日の午後五時歸來、復命に依つて當所建物崩壊の状況を具申し、且つ上長官の電命を承ることを得たる余の喜びは例ふるにものなく、初めて重荷を下したる心地がした。之れより機宜の措置として崩壊せる建物の整理取片付に着手することゝなつた。斯く相成ては受刑者中平素改悛せりと認むる者を信じて用役せば、彼等も感應あり、全力を盡し喜び勇んで其用務を盡さんてふ信念に立ちて、愈々四日より出役せしむることゝせり。日々の着手せる状況大要左の如し。

九月一日 震災後バラック式監房假板假屋建に従事夜は全員警戒に従事す

九月二日 バラック式監房及板塀の入手を加へやゝ堅固にせり、夜は不逞鮮人に關する飛語あり、内外警戒の必要あり

全員警戒に従事す

九月三日

井戸修理、農場より野菜收穫す、一部警戒を解き交代に充つ、夜は全部の三分の一を休息し他は夜警に充つ以下同じ。

後日の考證にするため震害實況を寫眞撮影

九月四日

崩壊建物取片付、構内通路の閉塞に従事。

九月五日

建物取片付並に材料の分類に就役物置の假屋建に着手す。

九月六七八日

同上

九月九日

建物取片付並に材料分類に就業。

九月十日

同上、此日夜強風あり假監房の屋根より受刑者中三名逃走せり。

九月十一日

建物取片付並に材料分類に就業、半永久的監房一棟建築に着手せり。

九月十二日

同上

此日出役人員中二名構内崩壊せる建物内に潜伏夜陰に乘じ逃走せり。此日横濱刑務所を経て福島刑務所看守長以下八名と横濱刑務所看守二名應援として到着震災後十二日目に於て茲に初めて應援を得て大に元氣を得たり此夜より市内に駐在せる第七十六聯隊は當所より度々の依頼に依り夜間に限り兵員四名派遣して非常警備に従事し與ることゝなり一層便益を覺へたり。

九月十三日

建物取片付並に材料分類別に就役せしめ、尙敷地周囲には半永久的板柵建立に着手せり。

九月十四日

同上

九月十五日

同上

屋外教誨席上を設く獨居監と土塀との間適當の地域を限り、教壇及生徒席を作り、生徒席には崩壊せし重量ある梁木を陳列し、腰掛に代用し平常は教師をして毎朝出役前組別に教授することゝし、日曜日は教師師教誨を施すことゝせしに彼等一同は此取扱に感激し深き感興を以て日々列席せり。

九月十六日

建物取片付。

九月十七日

建物取片付。(以下略)

一日震災後より十四日に至るまで余は監門見張所を宿營とし、夜は同所椅子に倚りて休息するに過ぎず、晝間は構内を巡視し一同を勵まし崩壊建物の取片付の状況乃至は材料の分類ナカ／＼忙敷、日々作業功程の遅々たる日の暮るゝを仰ちしこと度々であつた。作業は外役部と工場部との二部とし、工場部は一區域を劃し其中に設けある假工場に於て作業に就かしむる者にて、多くは殘刑期長く、又は別段の特技を有せざるものである。此等の者の作業は莫大小工、薬工、補綴米搗等にして、他に炊事夫、鍛冶工、指物工、印刷工、鍼力工、ありて工場部に附屬せしむ。他は外役部にして第

小田原少年刑務所被害状況

一 第二第三の三班として各班は看守部長をして監督に當らしめて、大工、漆工、土工、運搬夫等を指揮役せしむることとせしむるに、各班競ふて作業を勵み工程を擧ぐるは各部長の操縦宜しきと受刑者も勞務に就くを喜べる風ありたるに依る。之れが爲め工程は着々著しく進捗した。顧みれば這般の震災に關し經驗のなき余の如何にして斯かる場合に處し整理すべきものなるかは偶然此の大なる試験に當りて何等の變通の材なく苦心又頗る大幸ふじて大過なきを得たるは之れ偏に職員一同の協力一致し災害に悩む家庭を顧みるの迫なく斯る非常時變に當り、責任觀に依り其職責を盡したる効果と深く感銘せるところである。此苦心せし經驗に依りて避災上準備し常に用意して置かば便利なるべしと思料せる材料は實に左の通りである。勿論建物なり地形なり損害の大小周圍の事情に依りて差異あるべきことは萬々である。

一、亞鉛板 五百枚 一、鐵條網 三百間 一、釘(大小) 五貫匁 一、丸大(末口三寸長三間)百本 一、席百枚
一、麻繩 一、土工具 一、石油、蠟燭、目燈

以上の品物が非常事變用として唧筒小屋の脇にでも貯藏しありしならば便利であつたらうと思はれるだけ當所にては是れ丈の物を集むるに隨分苦心した次第である、次に職員協力一致各個の信義觀念に充ちたものではあるが、一つは職員が宿所が比較的附近にありて彼此事情が早くわかり、又火災の區域外にありたることは何よりの幸であつたと思ふ。

其故小田原市街八分通り焼失せるも職員住宅の類燒せし者なし。此震災に依りて職員並に在所員中重輕傷を負へる者職員にては壓死一名重傷一名(但し二名とも職務中にあらず)輕傷五名在所員にては重傷五名輕傷九名である、輕傷者は孰れも何等活動に妨げない、是れ又不幸中の幸である。大震災に依りて崩壞した建物の名稱坪數其他大要左の通りである。

一、事務所、小使室、其他 八十九坪
一、教務室、教場 九十二坪

一、炊事場其他 二百二十七坪

一、文武練習所 二十坪

一、教誨堂 六十坪

一、第一、第二、第三工場 二百二十九坪

一、第一監房木造二階建 百三十六坪

一、第二監房木造平屋建 九十八坪

一、獨居監鐵筋コンクリート 百六十坪

一、病監醫務室 二十四坪

一、外圍鐵筋混凝土塀 百二十五間

其他の附屬大小建物並に官舎全部崩壞。

この一大事變に際して職員が表はした各自の功績は枚擧に遑なく相當の職責を盡したのであるが、今その大要を記せば、看守部長一名及看守一名は交通途絶加ふるに危険少なからざる長距離の中を各單身で萬難を冒し晝夜兼行東京本省及横濱刑務所に各決死的報告をなし具に實情を具申しその足で再び小田原に歸還し、戒護檢束上大なる使命を果したるあり、又或は工場擔當看守は危険と混亂の中によく受刑者を指揮して總員を無事避難せしめ、あるひは當日非常なりしものにして事起るや駈付け、自宅より父重傷の報を聞きながらも自らの職を重じて離れず三晝夜連続勤務して部下の元氣を鼓舞したもの、或は事務掌理の役になりながら戒護力手薄なると見て戒護檢束に従事し、或は教誨師教師にして不安に襲はれ動もすれば動亂し易き收容者の間に入り、親しく慰撫と人心の善導に力を盡したが爲に戒護上事なきを得せしめ、又不幸にも倒潰工場の下になりながら、收容者を統率して震動おさまりにて後屋外に避難せし得た沈着な振舞等殆

と全員が全員ながら、かゝる非常時に際して相當適當な處置により少數の吏員によりて多數の收容者を安全の位置に置くことが出来たのである。(向島所長報告)

川越少年刑務所

噓！悲絶凄絶！空前の大震災は、帝都を中心に近縣に傳波した。時は維れ大正十二年九月一日正午、轟々たる音響、凄まじく襲來、突如大地搖々家屋亦動蕩、ア、地震だ々々々、事務所内に執務中の職員は、大いに驚きつゝ、在所者の身邊を氣遣ひながら工場に面した屋外に飛び出した、途端に其處に在る土蔵造りの領置倉庫は見る々々非常な音響して屋根落ち壁倒壊……視線を轉すれば、彼方の監房此方の工場ベリくメキメキの破れる音、瓦の轉げ落ちる其の有様は實に物凄、此の状態を何時迄持續するか豫想だにも付かねば一層心細かりき。

所長は工場就業者を案じ、如上の危険地帯を冒して工場に駆け行けば、早や皆は場外に避難、「靜かにしろ」と令し踵を返して獨居房に至れば七十餘名の拘禁者は、房内に總立ち、身を案ずる體……さも有りなん「大丈夫心配なし」との令下に信頼してか瞬時に聲立つる者なかりき。

預いて起る第二回の強震！不安の状態を目撃したる所長は吐瀉に開房を命じて監房廊下に出して整座せしめ、監房倒壊の虞れある時は何時にても屋外に避難せしむべき準備をした。斯くして夜に入り頻々と起る餘震に危懼枚舉に違あらざりしが、最早不安なきを認めて收房した、拘禁者亦安堵の胸を撫で寢に就けり。然れども職員は萬一を慮り特に警戒を嚴にして夜を徹したり。

是より異き異様の黒煙は、天に沖して延長又擴大、夜に至りて炎々天を焦し、燃焼の様は數町の近くに迫り來るの勢ひは喃帝都の大震災なりしを知る、何ぞ知らん阿鼻叫喚、幾十萬の家屋は灰土と化し、幾萬無殘の死體は山を築き、人生の悲痛何物か之れに過ぎん。刺へ咲き榮えたる文化も瞬間に燒野の原にならんとは！

明くれば二日餘震尙止まず加ふるに流言盛んに傳はりて人心恟々、此日監外の作業を絶對に中止して内役のみに従事せしめた、夜に至れば不逞鮮帝都を放逐、所澤を過ぎりて多勢川越市を襲ふと……浮説交々至る當所は恰も所澤街道に沿ふ、川越市の頭目に傾ひし、一朝當所を突破せらるれば當市の死活問題を惹起す、故に一層警戒を要すとの警察官及自警團の注意物々し、之れを耳にし走せ集る職員を内外二部に分ち、各要所々々の警戒に従事せしめ、遺漏なきを期して夜を徹した。

翌三日は餘震徐々に衰へ、上下安堵の胸を撫で卸せしも流言飛語は依然として止まず、此日も外役を止め内役のみに就かしめ、一面散り落ちたる屋根瓦及落下せる等の跡壁始末を爲し、之れに因る雨漏りの應急繕ひをも爲さしめた。夕景に至りて前夜同様警戒の手を緩めず後顧の慮なきを期して、夜を徹せり。

四日より稍平常に復せしも耕耘外役は尙兩三日見合はす事とした斯かる内に市内に戒嚴令布かれて、警備は軍隊の手に移りて、市民も永き恐怖より甦り、茲に聖恩に咽びつゝ、漸次秩序も回復して來た。

斯くして適宜臨機の措置を採りたる爲め收容者並に職員に一名の死傷者なく、囚情も最初より靜肅にして紀律を守りて無事であつたのは何よりの幸である。而して被害の箇所を調査するに、領置倉庫の破壊、一監四監五監懲罰監等の屋根瓦の剝落、同監房外部及び周圍のコンクリート壁の大部の龜裂、其他事務室工場等の破損又外圍コンクリート塀の部分的の損傷等其額約二千五百餘圓の被害を蒙りたり。

若し夫れ煉瓦造り又煉瓦外圍塀なりせば、其の破壊も顯著にして被害の程度も甚大ならんも、鐵筋コンクリートの基

礎強固なる爲め被害も左迄に至らざりしは幸であつた。

行刑局長告諭

今回の大災害に際し山岡行刑局長は罹災地の各刑務所收容者に對し次の告諭を發せられた。尙他の刑務所にも告諭した。

告諭要旨

今回ノ震災火難ハ我國未曾有ノ一大慘事ニシテ就中神奈川縣下及東京府下ニ於ケル慘害最モ甚シク東京市ハ之カ爲其大半ヲ焦土ニ化シ横濱市ハ其ノ西部一帯ノ地ヲ除キ殆其ノ他ノ部分ヲ烏有ニ歸スルニ至レリ而シテ此震災火難ニ因リ兩市ニ於テ多數ノ死傷者ヲ出シタルハ實ニ遺憾トスル所ナリ
天皇陛下風ニ其ノ被害ノ極メテ慘烈ナルヲ深ク御軫念アラセラレ曩ニ御内帑ノ資一千萬圓ヲ下シ賜ヒ罹災救恤ノ費ニ充テサセ給ヒ又釋放者保護事業ニ頓挫テ來サンコトヲ御憂揚アリテ特ニ罹災保護團體ニ金員ヲ下賜セラレ次テ大詔ヲ發シテ惠撫慈養ノ道ヲ示サレ週ク民心ヲシテ其ノ安定ヲ得シメ給フ聖恩ノ溥洽ナル詢ニ感激ニ勝ヘス
政府ニ於テハ日夜聖旨ノ存スル所ヲ奉體シテ臨機ノ措置ヲ執リ或ハ戒嚴令ノ發布ヲ奏請シテ軍隊ノ力ニ依リ治安ノ維持ニ努メ或ハ臨時震災救護事務局ヲ設置シテ罹災者ノ救恤ヲ圖ル等幾多救護ニ關スル施設ヲ爲シテ着々其實ヲ舉ケ今將ニ進ンテ復興ノ事業ヲ企圖シテ之ニ着手セントスルノ狀況ニ在リ
罹災地域ニ於テハ其ノ罹災者タルト否ヲ論セス互ニ相扶助シ隣佑相警メ能ク其ノ秩序ヲ保チテ避難ノ途ヲ講シ良ク自

治ノ精神ヲ發揮シタルハ我國民ノ誇トシテ永ク後世ニ傳フルニ足ルヘシ今ヤ政府ノ施設ト國民ノ自治ト相俟チテ罹災者モ亦漸次生活ノ安定ヲ得テ其ノ堵ニ安シ各自其ノ業務ニ復歸セントスルノ曙光ヲ認ムルニ至レリ

震災地域ニ在リタル横濱刑務所ハ燒失シ東京ノ四刑務所、浦和及小田原ノ刑務所モ亦其被害少カラス當初震災ノ起ルヤ刑務官ノ敏活ナル機宜ノ處置ト在所者ノ規律アル行動トニ因リ避難ノ途ヲ講シ人事ノ盡スヘキハ總テ之ヲ盡シテ災害ニ基ク被害ヲ減少セシメタリ

今ヤ餘震漸ク終熄シ將ニ平靜ニ復セントス此時ニ方リ在所者ハ刑務所長ノ命ニ依リ刑務所内ノ作業ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ復舊ノ事業ニ専心努力スヘキハ勿論刑務所外ノ作業ニ從事スヘキ場合ニ於テモ直接間接ニ都市復興ノ事業ニ力ヲ與ヘ同胞相依ノ實ヲ示シ 上ハ聖恩ニ報スルト共ニ國家社會ノ爲ニ爲スノ覺悟ナカルヘカラス是レ余ノ囑望シテ已マサル所ナリ

解 放 記

正 木 亮

(一)

各監房の囚人に向つて大聲を發し、「一同の者此火事に付解放す銘々神妙に本所回向院へ立退くべし」とは囚獄頭石田帯刀が殘した來歴である。悲しい哉、大正十二年九月一日といふ悪しき日は今日獄制總て遂げたるに拘はらず椎名横濱刑務所長をして帯刀が古事を做らはしむるに至つたのである。

(二)

現行監獄法第二十二條には囚人の解放の規定がある、而して此の規定たるや或る學者は「此の非常手段を行ふの已むを得ざる場合に遭遇したる例あるを聞かず(中略)解放の規定は昔に歴史的獄制及び警察の備はらざる時代の遺物として見るべき無用の變例なり」として批難して居るが、豈に關らんや本條は決して無用の變例に終らなかつた。帯刀の

古事は再び椎名所長の現實となつたのである。九月一日横濱刑務所が所謂爛額燃眉の危機に遭へるとき椎名所長が帯刀の古事を思ひ浮べしや否やは別として、その採れる處置は同じ解放であつた。茲に於て余は解放記に名を藉り爛額燃眉の危機に遭遇したりし横濱刑務所の慘狀を草して大方に紹介せんとするものである。

分的解放だにされなかつた四刑務所長を讃嘆したのである何となれば既に人命保管に確信なきに至りたる此の大震に

もと會計や領置であつたと思しく金庫が一つ佇立して居ることがいと哀れを止めて居る。

例令解放するも第二十二條に抵觸したる處置と何人か敢て斷言し得る者があると思ふからである。實に此の一瞬時は勝てば官軍負ければ賊の比喩をそのまゝであつた。若し

此の廢墟を物めづらしく眺め行く。其處に刑罰の威力を際顯したる大自然の惡戯を恨めしく思はぬ者があるであらうか。

解放せざるが爲めに多くの受刑者の生命を奪ふに至らんかその處置は洵に融通のきかない者との誇りを受けたであらう。若し解放せざるが爲めに、而も難を避け得て帝都を安からしめ得ればその處置は沈着の讚美を受くるであらう。我が四刑務所長の處置の沈毅を讚嘆する者何人か此の天祐を祝福せざらん者あろうか。

然り、刑罰は自然の力を以ても左右出来ぬ程神聖なるべきに拘はらず、此の大自然の惡戯は自由刑の密行も交談禁止も維持する事が出来ない程慘酷であつた。之を爛額燃眉の危機といはずして、監獄法第二十二條の存在は果して何處にあるであらう。

此の意味に於て余は九月七日椎名所長の天祐を轉りつゝ、荒廢亂雜なる横濱の廢墟を分けて根岸刑務所に進んだのである、

横濱刑務所は倒潰した、次で前述の如く跡方もなく灰塵に歸し去つた。その危機に際し椎名所長は銘々神妙に立ち退くべしとの帯刀が古事を學んだのである。その處置や神

驚く勿れ根岸刑務所は昔の夫れでなかつた。自由拘禁の本體と見るべき外壁は跡方もなく、加ふるに事務所や拘禁所や工場や病舎や工場の何れもが燒け落ちて薄白く碎かれた片々たる屋根瓦のみがありし名残りを止むるのみである

ならぬ人間の如何ともすべからざる程度に於て行はれたものであつた。

(二)

刑務所の建物は如斯く無に歸した。之れ以上叙述し得る筆は何人も持たぬであらう。

此の災害當時の拘禁者は總計千三百三十一人あつたと聞く。而して此の瞬間的災害は約五十餘名の拘禁者と二名の看守の生命を奪ひ去つたのであるが、如斯き悲惨事は蓋し空前のことに屬すると共に、権名所長が解放命令を下すに至つた危機の測定に對する苦衷を察するに餘りがある。

解放は現行監獄法に於てはその期間二十四時間である、而して余が同刑務所に至りしとき歸所せざる者は約二百名近くとのことであつた。(その後諸々の刑務所に出頭したるものかなりあつたから此の數は非常に減少した)夫れ等の者共は権名所長の苦衷を察せざる不良の者と認むること出来るのであるが、謂ふ勿れ歸所せざる者あるは行刑の名譽である。

犯罪者のみならず總て自由を拘束さるるものが自由より逃れんとするとは人の本能であり、殊に拘禁者の逃走本能は既に學者の認むるところである。之が爲め戒護が自由刑執行の主班たり且教誨や教育がその本能を矯正するに力な

くてはならぬことも亦何人も疑はざるところである。不幸にもその戒護力は廢れ未だ精神的改善の域に達せざりし新入者等の多き中に僅かに少數の不良者を出したるに過ぎざることはその結果に於て優良なる日頃の訓練の表徴と見るも敢て異論はないであらう。余思ふに若しも完全なる階級制の施行あり且部分的解放をなすに違ありせば如何に喜ばしき結果を得たであらうと。何となれば階級制の組成上善良者と不良者とは自ら區分さるるが故に、先づ善良者より先に部分的解放をなし順次不良者に及ばば歸所せざる者絶對になかつたであらう。

されど、それは遺憾に鑑みて刑罰制度を將來に改正すべき問題であつて、今日の場合とは無關係である。

解放されたる者達の行動は意外にも横濱市民の好感を受けた。彼等は矢張り自由なる我等と同じく天災を憾み被害者達に同情した。茲に於て彼等の行動は被害者達の救済へと走つた。施米の手傳をなした者、焼け跡の片付けを手傳つた者、運搬に従事したもの、夜警にたづなわつた者、その各々が人情の發露であつた。

火事場泥棒の喻へがある。而してそれを恐れらるべき解放者達が反つて火事場泥棒を防ぎに努めた。奇現象と見る者

あるを見て、余は噫向き使命を果し得る刑務官諸君よと感謝した。

は見よ、それは實に刑罰執行の効果であり、人情の發露であつた。余は此の解放によつて益々行刑の妙諦を感得し得て感激したのであつた。西オレゴン州の典獄が逃走者を受刑者に追はしたと謂ふ話がある。乃尹木とりが乃尹木になると笑つてはならぬ。彼は受刑者の有する善良なる部分を捕へたのであつた。受刑者は惡の總てと貶してはならない。此の度の受刑者達は天災によつて、はからずも善なる部分を露はしたではないか。行刑の著眼點はそこである。

世の人は家族を避難せしめ、家財を整理するそが中に、此れは刑務官たる職務あるが爲めに倒潰せる己が家財の總てを風雨に洒し、飢えと寒さに泣く子女をそのまゝに死力を以て職務にいそしむ。而も、それは社會人民を安からしむる向き職務である。刑務官の向き使命の著眼點はそこである。

(四)

不眠不休の所長以下總ての職員達は廢墟に天幕小屋を建て、その中で椅子にもたれて僅かの暇に假寝をする様であつた。暴風雨にぬれて夢破られる夜もあつた。覗へば倒潰せる官舎の邊りに無心に遊ぶ己が子は自然を恨まぬに、己れは自然を呪ひつゝ、仕事に手を離されぬ人は今の此處の諸君である。而も諸君は最も熱心に而も發洩として整理しつ

一挿話がある。齋藤某といふ看守があつた。彼は日頃被褥をあやぶまれてゐた男であつた。俄然天地もさげよと揺れた、その時、彼は偶々五十餘房の獨居監の擔當看守であつたが、悲鳴と叫喚のその中に驚くべし彼は剛毅にして沈着であつた。あせる心を沈めて一つ／＼獨居房の錠を開いた。不良な獨房者の一人々々が「私は死んでもいゝから擔當危いからお逃げなさい」とその援けを辭せんとした。噫その時の彼の言葉は實に次の如くであつた。俺れは職務だ早く出る」と。かくして五十餘人は悉く救はれた、而も天祐なる哉彼がその棟を出づるや此の獨居監は倒潰したの

であつた。
 獨房者達は泣いて齋藤某の沈勇をたゞえてその徳を仰いだ。刑務官の精神的使命とはそこである。齋藤某の此の使命の遂行は百度の説法よりも遙かに遙かに行刑上の手柄ではあるまいか。
 混乱せる刑務所跡に此の如き刑務官の美談の多きを見る余が敢て筆を敲くも之が爲めである。

(五)

その後歸所したる受刑者の中四百五十人を軍艦夕張で名古屋刑務所に送つた。殆ど不拘束な受刑者をその儘に置くことが鎮かならんとする人心をさまたげはしないかとの憂

慮から起つた處置である。整理上かくすべきことは當然である。残れる者達は横濱裁判所の死體の發掘やバラツクの建設や夫れく作業にいそしんで居る。而も不平もなく、お互の陷害もせず、今の横濱刑務所は極めて平穩である。余道般の椎名所長の處置に付て大方の諒察を願ひ度い。少數にせよ不歸所者のあることに迷はされずに受刑者の善情の發露があり、而してそは日頃の行刑の賜でありしことによつて所長の苦衷を諒察して貰ひ度い。

(大正十二年十月五日)

小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態

一、被害の程度

イ 全倒潰

- 一九棟
- 工場建 三、六〇七坪三合
- 一三棟
- 倉庫建 二、八一八坪
- 二棟
- 一八〇坪
- 四棟
- 雜屋建 一八〇坪
- 六〇九坪三合
- 内外煉瓦塀全部

小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態

有馬四郎助

ロ 半倒潰

- 一七棟
- 事務所建 一、九五五坪二合
- 二棟
- 六七坪
- 七棟
- 監房建 一、二三九坪七合
- 二棟
- 三三七坪
- 六棟
- 雜屋建 一七二坪五合
- 二五棟
- ハ 傾斜

小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態

住宅建	一、五四一坪
倉庫建	四棟
	四二五坪
工場建	三棟
	七二坪五合
	五棟
	八〇六坪五合
雑居建	一三棟
	二二七坪
	一七名
重傷	看守 一名
即死	受刑者 三名
重軽傷	同 二三名

二、應急措置

當日の收容者千二百九十五名にして、工場就業千二百三名獨居拘禁室就業五十二名、休養患者四十名なりしが、當初の激震は恰かも饗食を終へ始業中突發的にして一般

は甚だしく之に恐怖を極め狼狽の中、職員は勇猛なる氣勢を湧起して收容者を工場外安全地帯に急遽避難の手配を施したるも、工場多數の倒潰はより迅速にして之が爲め死傷者十六名を出せり。獨居拘禁者並に休養患者中には歩行不能の不具者又は重症患者等ありしも、職員の機敏なる救護に依り安全に之を避難せしむることを得たり外圍の煉瓦塀は第一震に倒潰したりしを以て、工場外に避難し群集せる囚徒は恰かも野外に於ける散兵の如き状態を呈せり。

抑も當所拘禁の收容者は重罪中の重罪犯者にして刑期は十二年以上無期に到り罪質の兇惡なる他と同視すべからざるものにして、隨て之が戒護檢束にありては特別なる設備を要し、嚴重なる取締を以て處遇しつゝあるものなれば、此の無防備の間に於て如何に收集戒護すべきか殆んど其術なきに苦まざるを得ざりき。然れども職員一同は克く上官の指揮に従ひ同心協力身を挺して危険を意とせず負傷者を救護すると同時に、夫々身を要害の位地に置き、視線を八方に配り、彼等の動作をして自然其視力

小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態

に拘束せられざるを得ざらしめ、辛ふじて其大體を纏めて散逸を防ぎ、各其部隊を引率して構内櫻樹の並立せる堤防上に避難せしめ、而して彼等の動搖せる不安状態をして漸く落付かしむるを得たるに、如何せん、監房は悉く龜裂破壊して直に收容し得べき状態にあらず、去迎他に之に代用すべき家屋もなく、今は唯だ露營して他に其方法を案出するの外なきに至れるを以て、俄かに物置又は小屋掛、製材場等を以て雨露を凌ぐこととせざるも、大體は殆んど野營同様の状態を以て一夜を明かすの餘儀なきに至れり。而して保安の方策として先づ特別注意人物(兇惡者の中の不良囚)を特別の施設なる第七監に分禁し他と離隔することとせしは一般取締上大に效果ありしを認めたり。斯くて周圍の警備には非常召集せる看守の見張並に巡警員を配置し、監督視察を嚴重に行ひ、尙ほ夜間は成績優良の囚徒の一隊を擧げ、之を周圍樞要の箇所に配備して篝火を焚かしめ、暗に警戒の補助として使役するの急策をも講じたり。

る煉瓦塀は悉く倒潰して何等防備の頼寄るべきものなきに到り、忽ち四邊の住民に大なる不安の念を抱かしめ、左なきだに動搖せる變災時の民心に對し斯の如き危惧の念を深からしむるは忍ぶべからざるることなるを以て、不取敢此の情報を本省に齎らし、其指揮を仰がんと欲し、健脚氣丈の看守部長一名を擧げて之に赴かしむ。彼は混亂せる市内火焰濺々の中を漕り、危険を冒して辛ふじて其任務を果し歸來せり。之に依りて本省當局は機宜の處置を過たず、其筋に交渉せられたる結果、なるべく無援孤守の状態にありて警護せる小菅刑務所に最先きに警戒守備の任務を以て駐付けたる松戸工兵學校工兵三十五名の來着は實に翌日午前二時なりき。こゝに於て稍々其警戒力を強ふし、大に地方民心に安堵を得しめたり。同時に獨力其任務に在りし刑務所職員の意を強ふせしめたること尠しとせず。兩來九月七日歩兵第五十八聯隊の一箇中隊と交代又十月十一日近衛歩兵第二聯隊の一箇小隊と交代し、同時に兵員を減少、十一月十五日に至り全部撤兵せり。

小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態

今次の震災は凄絶慘絶にして、到底常備の方法にては救護施設の術なきは既に述べたる如しと雖ども、若し過て此の際一人にても逃脱其暴を逞ふせしむるあらんか、其治安を妨害すること想像に難からず、寒心に餘るものあるは明かにして、之を思ひ彼を想へば、此の場合の如き非常時に其責任者として刑務の衝に當る者は又非常の覺悟を以て其死力を盡さずんばあるべからざるの機會なるを認め、上下職員互に其志を一にし、全員を擧げて晝夜警備救護の事務に熱中し、命令の下一絲亂れず各行動を一にしたるが爲めに、幸にして逃走又は其他の事故を防止し遺憾なきを得たり。此の間職員は休暇又は非番を廢止して晝夜の別なく勞務に甘んじて克く其職責を全ふしたり。此の時に當り應援として宮城刑務所より看守部長以下十名並に刑務官練習生十五名の助動を得たるは大なる加勢となれり。

物資の配給は多少の貯藏品ありて不十分ながら衣食の保全を期し得たれども、震災當日より電燈の點火なく、夜間は暗黒にして警戒救護上遺憾の點多く、工風して代用

燈を使用したりと雖、光力微弱なるを免がれず、又電話不通にして加之其他の通信機關杜絶して不便多かりし。

電話は今尙開通するに到らず。應急工事材料は其多くを臨時震災救護事務局より配給を受け、其他若干を靜岡大阪神戸岡山各刑務所へ購買送付方を委嘱せり。

三、收禁者の状態

戒護保全には一面に於て此の際特に囚徒の不安恐怖の思念を免除するの緊要を認め、所長自ら頻々彼等の居所を巡視して非常時に於ける態度を戒め、苟も平素修養せるところの自尊心を失はず、我身の安全に注意せしめ、併せて悲惨なる罹災市民が一家眷族離散して死別生別哀傷の極に達せる窮狀を思遣り、之に對する救済の義務を感ずべきを告げ、以て慰撫獎勵を努め、且つ茲に新規の試みとして逸早く文書教誨を開始し、主として震災火難の狀況を叙し、救済復興の概況を知らしめ、専ら自奉感恩の思念を高潮せしむるに努めたるは頗る其效果ありしを

認めたり。

前叙の如く拘禁設備に被害甚大なりしを以て、收容者其他の刑務所へ移送せざるべからざるに到りたる爲め、當局の訓令に依り三百名を千葉刑務所へ二百名を宮城刑務所へ移送し、殘餘の八百名は復舊工事又は其他作業に服せしめ、極めて平靜にして社會奉仕の精神を以て各業務に勉勵しつゝあり。

目下の收容場としては破損せる監房中比較的堅固安全の部分を探み之に收容せり。

死傷者は工場の倒潰眞に疾風迅雷の勢ひにして實に速かなりしものあり。避難の命令を受けたる囚徒は安全地帯に入るに機敏なる動作に出でたりしも、不幸にして機工、竹工、營繕工の各一名は作業場の倒潰に因り遂に即死せり。其他の重軽傷者十三名は急救手當其宜しきに適ひ、漸次治癒の状態にあり。尙ほ病舎は第一震に傾斜し又龜裂甚だしく患者の收容不能なるに到りたるを以て、假設護所を設け之に震災負傷者並に普通患者を收容して治療せり。藥餌衛生材料は當時市場に缺乏を來たし配給に支

小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態

障を生ずる虞なきにあらざりしも、幸ふじて支へ得たり

終りに特筆すべき當時の一現象は意外にも受刑者一般が互に相戒め相扶け、此の變災時に於て苟も不法行爲を以て刑務職員に面倒を掛け、若くば混亂せる世間の民心に更に不安の念を與ふるが如きは平素相互の自尊心に反し其志に違ふこと大なるが故に、苟も斯かる行動に出でまじきを誓ひ、進んで秩序を守り職員の指導に従ひたる事實は顯著にして感賞に値ひするものありき。而して彼等は曰く、今日の場合に逃脱等の不法を敢てする者なきは誓て言明し得る所なるを以て、各官吏は其點に懲念の要なかるべし。且つ彼等は又嘯きて我等の前に兵備の要はなかるべく、寧ろ我等は其何の意味なるかを解するに苦しむと、之を其以來の行動に徴するに必ずしも其の言の空辭ならざるを認むべきものなきにならず。惟ふに右は平素より當局の指示に従ひ頑迷不靈なる兇惡囚に對しては尤も峻嚴なる檢束を主とする代はりに然らざる者に對しては可成彼等の人格を認め自尊心を喚起し自治の精神を助長せしむるに努めたる結果として認むべきにあらざ

るか。少くとも自制心を助くるに平素の致養感化が與て力ありしは之を認むるに十分なるものありし事是れなり。

四、其他の狀況

外圍の復舊工事は容易ならざるものあり。應急設備として周圍に簡單なる鐵條網を架設することに決定せられ、近衛師團より工兵一箇中隊の派遣を受け其工事既に完了せり。

當時震災の模様は激震の起ると共に、構内各所大地に大龜裂を生じ、砂水輕石を噴出し、此處彼處に地滑り又は

甲府刑務所の震災情況追報

甲府市東南の一角、二萬一千餘坪の地に、高一丈五尺の赤煉瓦塀を繞らし、ゴシック型の廳舎、放射線形五行の監房、其端端七箇所の工場、拘留監、病監其の他附屬建物等、何れも赤煉瓦に切石を配した堂々たる近代式の大建築物が

陥没を生じ、概して地盤は一帶に沈下し、斯くて内外の煉瓦塀は一齊に倒潰し、各工場も亦二十三箇工場の内僅かに五棟を残し全部倒潰、監房倉庫其他の煉瓦家は傾斜又は大龜裂を生じ、壁落ち窓破れ使用に堪ふるものなきに到り、之が應急の善後策としては急設バラック建によりて一時の用を辨ぜざるを得ず。目下夜を日に繼いで其工事に着手中なり。而して之が完全なる復舊を期せんには全部爆破の上更に新規建直しの外なきを認められ、之に要する費用を概算するに約一百二十萬圓を要する見込なり。

ある。正門の内外に敷詰めた歩道の切石は、立秋後毎日九十九度を昇降する氣温の爲めに、前日の暑さを持越して、休暇撤廢の今日此頃の殘暑は、眞に燻くが如き思ひがする。

九月一日、朝晴れ、前夜の降雨は、今日も亦暑そうな空合へ一層の蒸し暑さを感じしめた。午前十一時から在所者は平日通り晝飯を認め、三十分後には夫々課業に就いた。職員も交々代つて食事休憩をする、事務の所員も、午砲が近いと筆を擱く途端、轟々たる異常の音響、同時にさしにも頑丈な我刑務所の大建物が揺れ出した。

驚破、地震！、刻々激烈となる震撼、

意想外の地異に直面した我々は、すぐ建物崩壞の虞れが念頭を衝いた、危険だ！、

「高九十尺の炊場煙突」、それは平素談笑の間にも其の倒潰を恐れられて居た、その尖端が轟然炊場汽罐室内に崩落した。震撼は倍々加はる、屋内に在るものは生命が危ぶない、我生命そして人の生命も共に危険だ、避難！早く避難！此の時心頭を衝いたものがある、「我は刑務官吏として今や其職務執行中なり」、避難するならば必ず房内に鎖鑰さ

れたものや、工場内就業者等と共にしなければならぬ、此自覺は當時各職員の心を支配して又他念なかつたとは、實に後日の告白であつた。最早瞬間を争ふ緊急の場合、上官の指揮を俟つの違なし、決然監房擔當の部長、看守工場擔當の看守は出入口を開いて運動場の芝生に避難せしめた。

就中拘留監では、被告人の身に危害あらしめてはならぬ。擔當の部長は、四邊轟々建物の崩落、震撼倍々激烈、アスファルトで固めた廊下も動搖烈しく歩む足は踏々踏々として、自己の身體すら、幾度か倒れんとし、顛ふ右手には房扉の鍵を握り、辛ふじて各監房の鎖鑰を開き、左手で運動場へ避難を命じた。此時であつた、或監房では、其在房の一人を房外に駆出さしめた間一髪、第二回烈震の爲め炊場煙突の數間分が、崩壞して、直下その監房屋根を貫き、房内は煉瓦の崩壞物で堆積されて了つた、是は在房者の幸運であつたのは勿論であるが、又一面剛毅機敏の當該擔當部長を讚稱せねばならぬ所である。

徵役監方面は、大部分が工場に休業中であつたが、その休業を許すことの出來ぬ、所謂甲府刑務所特別拘禁の不良

受刑者が獨居拘禁に付せられてあるものが、百數十房あつた、之には各擔當看守が五名許常置されてある。是等不良受刑者が申出る苦情やら理屈やらは毎日際限もなく、擔當看守を困徳させつゝあつた。

激震！ さなきだに神經の異様に失り居る在房者である刻々加はる震撼、何處よりか崩落様の響が聞える、最早在房者の狂暴性は赤裸々に開扉を迫つて喚く、罵る、此時に當つて擔當看守は何れも毅然我は職務の重責ありとの信條より絶叫して居る在房者に對しては「大丈夫だ擔當茲にあつた」と、百方慰撫に力むる間もあらず、懲役監の一翼第三監の煉瓦壁が轟然崩壊して、直下檢身室廊下を微塵に破壊する。今は、とあつて各擔當看守と急を見て駆付けた部長看守とが互に協力して、今や全監を破壊せねば止まぬ震盪、轟々と崩落する音響で騒然又雜然たる中に、踏跟めく足を踏占め、顛動する鍵を持つて、百數十房を一々開扉し急遽隣接の房外運動場に避難せしめた。此時ばかりは流石に平常兇惡不良を誘負する彼等も、面貌蒼白夢中で運動場の芝生目掛けて駆け出した。そして全在房者が避難し了つ

た頃、震撼未だ止まぬを見て「擔當さん命拾ひをしました有難うございます」と異口同音に衷心から敬意と赤誠を送らしたのであつた、そこでこの自然の大偉力に對して人力の極めて微弱であるを直感しては、一層人類の共力共存和同の緊要なるを説いた擔當看守もある、千萬言の修養講演に優るものである。

病監は患者十數名あり、懲役監と同様に開扉するや、二三重病者は看病夫に負はれ、他は何れも駆出して、運動場に避難した。

工場方面は概ね木造建物であつて、動搖は船に乗つた様に一層激しい、屋根棟の軋る音柱の折れる響、大工場が傾いて今にも倒潰するかと思はれる。最早臨時の猶豫を許さない。各擔當看守は、工場出入口を開いて、一齋に運動場に避難せしめた。在所者全部が運動場に避難し了つたのは、これは建物の構造と配置上の關係もあるが、實際は果斷と機敏とに外ならぬと思ふ。

それから後は餘震が頻々起る、震源地が判らぬ、隣府縣

の情況は尙更明かでない、といふのは當地方の通信機關も交通機關も悉皆損破されて甲府附近の被害の外は一向判明しない、在所者は恐怖する、職員も不安である、己むを得ず在所者全部を夫々分類し區別して四個工場に收容し、不安の當夜を過ぎしめたが、寢臥しても時々餘震に脅かされて眠るものもない、職員は勿論警戒に夜を徹した。

翌二日午前中は同様であつて種々の臆測やら流言やら行はれたが、二日午後になつて漸く三原山が噴火して大島と沼津が全滅とか、湘南、京濱の被害が大だとか、飛報がほんやりあつたに過ぎない、三日は餘震も最早強くはあるまいと、平常に復し、夫々作業にも就かしめたのである。

當所の實況は叙上の通りで、當所の敷地は、本來埋立地であつて、十餘年を経過したに過ぎない爲めに、山梨縣は烈震區域の弱の部ではあるが、當所文は強の部といつてもよい位、激震當時は、天柱折れ地維缺くかと思はれ、九十尺の煙突は三十尺を餘して崩壊し、外圍煉瓦塀は、東西數十間分が構幾條の龜裂によつて、内外尺餘も外づれ出し、今一震で倒壊せんとし、所内建物は數十箇所崩壊した。

兩後逐日震災地方の實況判然するに至つて、湘南京濱地

方の大被害と比べて、當所内の人々が、被害の割合に一の微傷をも負ふものすらなかつたのは、眞に天佑と云はねばならぬ。尤も職員中には一看守の唯一の令息で、八歳になつて壓死したといふ酸鼻の事實が唯一つある。

又震災の當夜には、コンナ流言が起つた、ソレは甲府刑務所は震災に罹つて崩壊し囚人數名遁走した、否十數名と聞けり杯と、全市電燈壊滅の暗闇裡に、甲から乙へと全市に語り蜚られたのである。或二三の職員は一旦歸宅後之を耳にし、引返し登廳して異狀なきに安心した様の始末であつた。又警察署からも其實否を確めに來る、さなきだに人心恟々の際、斯る流言は迅速根絶せしめねばならぬ。甲府警察署へは、囚人一名も逃走せずと公示する様交渉し、一面職員へも其無根であることを宣傳せしめたが、何分電話等の機關が廢絶されて居つて蜚語の傳播の方が速い。第二日にも數十名否二三百名逃走したと、態々問合せるものあり、極力その打消に努めた結果、第四日目頃は稍々鎮靜し

た模様であつたのである。

又平常苦情の多い或不良の受刑者は、激震に少なからず恐怖したと見へ、擔當看守に暮に禮を言つて「貴方はお宅に奥さんもお子さんもおありでせうに、吾等の爲めに御盡

しなざる御心の中は同情に堪へませぬ」と。我等は聊か刑務官吏たる職責を盡したりと自ら慰むる所ある外に、是等不良受刑者をして責任觀を感得せしめたのを満足とする。(甲府刑務所報告)

四刑務所大震災記

大澤 眞吉

今回の大震災に際し各刑務所の被りたる損害も亦頗る甚大なりと聞く。職員諸氏の休戚を問ひ受刑者及び建設物其他被害の實況を目睹し、震災當時の囚情と之に對する戒護の模様を聴取り一般刑務官の參考に供し、且つ其の善後の處置に關しても聊か考量せんが爲め、九月十九日

月二十七日付にて震災特別號發行の通知と之に關する注意あり、記事の重複することを慮り、本稿の大半を削除し、只所感を略述することに止めたり、讀者彼れはれ參照せられんことを希ふ。

一、巢鴨刑務所

先づ巢鴨刑務所を訪問したり。

大月所長に面會し來意を述べ、所長は己に自動車の準備

を爲し、司法省に急用を帯び、出頭せられんとす。依て藤井典獄補に面會したるに、變災の爲め職員諸氏に何等の異狀なきは慶賀すべし。尤も看守一名受刑者鎮撫の際面部に打撲傷を受けたりと云ふ。

九月一日大震動の際及び其後數日間の模様を聴取り、藤井典獄補の案内にて監内を一巡したり。監房内は極めて靜穩なり。當時受刑者の逃走を防止すると同時に外部より不逞漢の侵入を憂慮し警戒に努めたりとの事にて、所長を始め職員諸氏の非常なる盡力により幸に事なきを得たるは洵に慶賀に堪へざる次第なり。若し數百名の兇漢が此の非常なる變災に乗じ、市外に脱出せば恰も一群の虎狼を市に放つに異ならず、思ふて茲に至れば覺へず慄然たり。

大月所長の指揮監督其宜を得て、職員諸氏が不眠不休の努力に依り逃走を防止するを得たるは洵に感謝の至に堪はず。

惟ふに大震動の一刹那彼れ等受刑者が争ふて水を汲み工場の消火に努めたるは所謂反射作用にして、刺戟に對し無意識且つ機械的に反應する運動を起したるものなり。是れ

恰も強度の光線に對する瞳孔の收縮又は昆蟲の飛來に對する眼瞼の閉鎖の如く意識の隨伴なくして一種の生理的筋肉運動を起す場合に等しきものなり。然るに外圍の倒壊せるを見又男女の狂奔する状態を目撃し、恐怖に對する本能的反應を生じたるものなり。抑も心理學上の研究に依れば、此等の境地に對する反應としては逃走運動が最も著しきものにして、ソルンダイクは三十一種の反應を列擧し、其の中にて逃げると立ちすくむとの如く全然相反したるものもあり。即ち恐怖を起す境地に對する反應には種々のものあり。境地と精神状態とは種々雑多なるが故に反應の仕方も亦一様ならず。然れども其の最も代表的なるものは逃げることも隠れることであり、又其の仕方が危険を避ける目的に最も適當なるものなれば反應の代表的なるものに因んで學者は逃走本能と名づけたり。

受刑者は難を避けて檢身所に收容せられたる後も炎焰天を焦がして恐怖心は益々昂進し其反應として逃走の念を生ずるを慮り、當局が監房内に拘置し作業に就かしめざるは機宜に適したるものにして、外圍の修理を完成するまでの

四刑務所大震災記

間は此の現状を維持するは最も必要なりと信ず。然れども受刑者よりは運動の不足其他の苦情を訴へ就役を切望するに至るべきも己むを得ざる場合には監房内に於て爲し得る作業に従事せしむるは格別なるも、斷じて工場に出でしめざるを得策なりと信ず。此の非常なる場合に於ては戒護上些の遺憾なきことを期すべく、作業の収益如何の如きは固より顧みるに足らざるなり。

二、市谷刑務所

九月二十日市ヶ谷刑務所を訪問し、大野所長に面會し慰問の辭を述べ、震災當時の状況を聴取りたり。

當時勤務の看守は百十五名にして、囚情は大體平穩なりしが、二日夜に至り喊聲を發したるものありしも、程なく鎮靜せりと云ふ。蓋し各被告人の狀態は區々にして一樣ならず。無罪免訴と爲るべしと自信するものあるべく、又無罪を僥倖せんと希望するものもあるべく、短期の刑罰にて済むものならんと思考するものも之れあるべし。要するに受刑者の如く其境遇の同一ならざるは騒擾的一致を生ずるに

至らざりしものなるべく、又所長以下職員諸氏の非常なる努力が其効果を奏して大事に至らざりしは言を俟たず。感謝に堪へざる次第なり。

被告人等より解放の請求ありたるも所長は其場合にあらざることを諭示し、次で裁判所及び検事局と交渉の結果、九月三日以降四五日間に二百四十八人の被告人は責付と爲りたりと云ふ。

茲に不可思議の現象あり。震災後市内一般に食糧の缺乏と斷水に苦しみ、電燈は消滅して一時に暗黒世界となり、蠟燭の缺乏により一道の光明を得ることも亦困難にして、數日を経過し、現に九月十八日高輪方面の知人を慰問せし時の如き、華頂宮邸前に於て偶ま給水自動車に出會ひたるに、數十人の男女が各自バケツを手にして一列となり、順次飲料水の配給を受け居れり。萬死を免がれたるものも其の生命を維持するが爲めに萬難を凌ぐの狀は眞に慘憺たり然るに市ヶ谷刑務所にては當時米麥其他の食糧品の貯藏充分にして、野菜類は所内の畑地に栽培しあり、數ヶ所の井戸ありて飲料水に不自由なく、數日後には電燈水道等も復

習し、數日前より受刑者に入浴せしめ居れりと云ふ。現に

火災を免がれ震災の爲めにも家屋の小破損に過ぎざりし吾等の如き幸運者と雖も、今尙ほ一浴を試みるに能はず。

高輪の各宮邸に於ても或は然らんと恐察し奉る次第なりと云ひたるに所長曰く、責付と爲りたる被告人中より教誨師に感謝狀を寄せ來り、在所し居りたる爲め萬死を免がれ、且つ食糧に窮困せずして生命を全ふするを得たり。若し自由の身なりしなれば恐らくは生存せざりしならんとの文意あるを見たりと云はる、さもあるべきことなり。

三、小菅刑務所

九月廿二日小菅刑務所を訪問す。有馬所長不在の爲め典獄代理某氏に面會し、震災當時の様様を聞き、所内を一巡し、絶大なる破壊の光景に驚倒せり。

當時の囚情は極めて平穩なりしと云ふ。當時囚情の頗る平穩なりしとの事に付ては特に研究するの必要あり。尾原教誨師に面會し所見を質したるに、其の當時より頒布し、引續き頒布しある「文書教誨」と題する謄寫版の刷物を示さ

れ、其第一號九月四日正午發行の分に左の記事あり。

本省報告決死隊

震災被害甚大なる當所は現状を口頭にて詳密に本省へ報告すべく所長より特別使を命ぜられたる中田文書主任は風強なる二名の道案内者を先導とし、三日午前七時半決死の覺悟を以て當所出發、正午本省に到着、山岡行刑局長閣下へ委細を報告し、直ちに同所を出發し、名狀すべからざる艱苦を経て午後四時半無事歸廳す。同氏の實見談に曰く、神田、日本橋、淺草等は見渡す限り唯だ一面の焦土にして殘るものは只淺草の觀音堂のみなり。

池及び川には無數の死體浮び慘狀筆紙に盡し難く、日比谷、上野等の公園には數萬の避難者あり。親を失へる子を失へる親は何れも狂亂し、其他のもの何れも家なく食なく、嗚呼何等の悲惨ぞや。

注意 赤の腕章を附せる職員は所長情願係なり、上願の必要ある者は其の職員に依頼せらるべし。此の文書教誨なるものは囚情鎮靜の爲め有效なりしこと

を確信す。殊に此の大震災に際し自他共に心中頗る不安の時、當り、機敏の措置に出でられたるは洵に敬服の至なり。抑も恐怖の場合には其の危害を免がれんが爲めに逃走すべく、否らざれば隠匿すべく、又は立すくみて萎縮状態に陥るべし。而して絶大の恐怖を感じたるときは逃走すること能はず、隠匿すること能はずして終に萎縮状態に陥るべし。彼の鼠が猫に睨まれたる場合に鼠は只萎縮して逃走すること能はず、又蛙が蛇に吞まれんとする時蛙は萎縮して奔躍すること能はざるに徴して之を知るに足るべし。

小宵刑務所の震災は絶大にして、當時建造物崩壊の大音響に驚き凄惨たる光景に心膽を奪はれたる受刑者は、一般に自然の偉力に對して萎縮し、次で文書教誨の記事を読み帝都全體の惨狀に戰慄し、寧ろ拘禁の身なりし爲め其生命を全ふするを得たるを感謝するの念強烈なりしが如し。受刑者中よりは死屍の取片付け其他如何なる困難の勞役をも辭せざるに付き使用せられたき旨願出でたるもの多數之れありたりと云ふ。然るに茲に注意すべきことは、此の平穩にして殊勝なる受刑者の心理状態も必しも永く繼續するべし。

とを期すべからず。外界の刺戟に依り反應する心理状態は外界の變化に依り又更に異なりたる反應を起すものなり。即ち慘禍は去り世間は平穩と爲るに従ひ外堀の潰滅を見て逃走の念を生ずるものなきを期すべからず。恰も猫の睨みが緩みたる鼠は直に逃走し、蛇の虚に乗じて奔逸する蛙あることを思はざるべからず。此の點に於ける生物の心理は共通の状態なり。加之ならず外部より如何なる者の侵入あるや計るべからざるものあり。戒護上當局の充分なる考量を切望せざるを得ず。而して此の大震災に際し一人の逃走者をも出さざりしは洵に所長以下職員諸氏の偉大なる功勞にして、感謝の至に堪へざる次第なり。

四、豊多摩刑務所

本所を訪問せしは九月二十五日なり。寺崎所長は微恙にて欠勤中、戒護主任中島看守長に面會し、震災當時の模様を詳細に聞取り且つ監内を一巡したり。

大震動の起るや、中島看守長は疾走して中央看守所に至り、監房の開放に努めたるも、當時第一獨居監の四寢階上るものにして、建設物の改造若くは大修理は速成を望むこと能はず。戒護上當局の充分なる考量を煩はざるを得ず。其前後策に就ては聊か鄙見なきにあらざると雖も、更に稿を改むることなし茲に職員諸氏の努力を感謝し、其健康を祝し、一先づ擱筆することとせん。

咄嗟の感

土倉 是空

本所も亦所長以下職員諸氏の非常なる盡力に依り幸に事なきを得たるも、今後凶情の變化は逆踏するを得ざるものなれば、戒護上忽諸に付すべからざるは勿論なり。

之を要するに市の内外に在在する四刑務所は何れも其建設物に損害を受け市ヶ谷を除くの外其損害は極めて多大なりしに拘はらず、何れも一人の逃走なく、大事を惹起するに至らざりしは洵に僥倖なりしなり。之れ一に各所長以下職員諸氏が一身の危難を顧みず、一家眷族の危窮存亡を意とせず、數日の間勇敢にして且つ沈着の態度を持續し、其の職務に盡瘁せられたるに由らざらばならず。然れども受刑者及び被告人の平穩の状態は決して永續を期すべからざ

斯く云へば、頗る間抜けな氣の利かない意氣地なしのやうではあるが、到底、自然に反逆し得る智慧も力量もなく、地震といふ暴逆者の洗禮を受けて、倒潰家屋の下敷となり、これが此の世の別れかと無理にも覺悟を極めたのが、天か命が將た偶然か、生死の巷から逃れ出で、罪業つきず、又たも生き恥ぢ晒し居る一人者である。今から越し方を顧みれば、此の大難から免がれて生き残つたといふことが、不幸か幸か、此所大に考へものではあ

るまいかと思ふ。死の縁は無量である。何うせ死ぬなら一層のこと、前代未聞の大惨禍にさらはれて、此の際に永遠の別れを告げたほうがよくはなかつたらうか。何ぞかといふに、義理でも追従でも、多少、知人や同僚間の人々にも幾らか惜しまれて、香華の一本も手向けて貰つたかも知れぬ。長が生きをすれば碌な目に遇はぬといふが、何にが何んでも、これより酷い目に遇ふ氣遣ひはないであらう。先づ残存者の冥加として思ふたまゝを一言茲に書いて見やう。

一

大乘菩薩僧銘曰『天烈地震、欽現三災、凶魔奪命、劫火蕩財、黜令慘悴、鬼哭神哀』と説かれてある。大正十二年九月一日、朝來の雨天は霽れ渡りて一天晴空となつた。天の怒りか地の呪ひか、午前十一時五十八分突如として起つた大地震は、帝都を中心として横濱市にも一大被害を與へ劫火之に伴ふて忽ちにして幾十萬の建築物を倒し、更に幾萬の人命を奪ひ、又た更に幾十億の財寶を焼き、交通通信

機關を全滅に歸せしめたのである。蓋し有史以來の大天災にして、如何に堪能なる詩人の詞想を以てするも、此の戦慄すべき悽愴たる光景を髣髴たらしむることは能きぬであらう。大自然の力には何物をも抵抗し對立し能はずして、それが爲すまゝに打任せねばならぬ。殺すも生かすも與奪の權利は全く彼れが手にある。今更にして人間の無力なるを認め、諸行は無常なりといふ大眞理を知ると共に、此の世の中に我が物として唯だの物もなきことを、泌々と感じさせられたのである。

幾十萬の資財と幾多の人力とをつくし、五ヶ年餘の歲月を費やし築き上げた我が横濱刑務所の大建築も、此の暴虐の手に抗すべくもあらずして奪ひ去られ、一瞬間以前の狀態は淡くも夢の如く消え失せて、荒寥たる満目の焦土と化し去つた。人力の施す術もなく自然の爲すまゝに委すのみにして、大なる恐怖と大なる騷擾と死に面したやうな絶望の中に、一滴の水、一粒の糧をも得ることなく、人心の不安と動搖は刻一刻その度を増すのみであつた。茲に於て椎名所長は一大決意の下に於て、法の命ずる所に従ひ、

受刑者一同に對し二十四時間を期し一時解放すべき趣旨を告げられた。情絶悲絶、此の刹那に於ける我等の眞實想は以心又た傳心、何等謂ふべくもあらず。無限の悲哀に胸迫り、嚴肅なる何物にか打たれたやうな尊い靈感に魅せられたのである。拘禁の身に解放を許されし、是程嬉しいことはなからう。歡天喜地、手の舞ひ足の踏む所を知らず。自己の欲する方面に向ふべき苦なるに、千有餘の受刑者は、慈母の懷を離れむとする孤兒の如く、踏阻逡巡、容易に去りもせなかつた、又た或者の如きは勇士の孤城を死守する底の覺悟を以て、猛火と戦ひ各般の要務に奔命したのである。時に震災第一日午後六時であつた。

一一

臭氣鼻をつき、餘焰未だやまぬ、新しき廢墟の巷に立ちて低徊し冥想すれば感慨無量にして迷宮にでもひきずり込まるゝやうな氣がする。先づ以て、我等の頭の中に浮び來るは此の後のいかになりゆくものがあらうかといふ一事である。外廓の建築、物質的復興も急がねばならぬが、第一の

急務は此の際、内に面した精神上の首府の建設ではあるまいか。我等は今迄此の首府の堅固なる建設を持つてゐなかつた。或は此の大試練に對する防備を有してゐなかつたことが、今度の變災に際して全く如實に暴露したといふほかはないのである。之に對して自白するに、我等は自分の淺ましい心と、耻しき姿とを見せつけられたことに向つて、大に泣かねばならぬ。

願くば、精神上の無形の王國が、有形の帝都と共に復活せられる日の、一日も速かならむことを祈るものである。今度の地震を以て、一箇の自然現象と認めることは科學者の見方である、併し之を天誅と感じ神意を其の中に發見しやうとするも、宗教心のある人類としては咎むべきことでない。科學者としても、此の災變に依りて多くの新しき現象と事實とを最も能く知り得たであらう。我等も之に依りて得た教訓と知識とは、損害の總和と同數であらねばならぬ。

一二

非常時に臨んで、何人も別種の決意をするものにして人間の特色は斯ういふときに脱句に發現するものである。平素は我儘氣儘に流れ、餘りに自分の爲さねばならぬ業務に力量を費やさぬ横着者が、却て目醒ましき働き振りを見せたのである。初犯者よりも累犯者、然かも札附者のやうな、ア、ク、タ、イ、が、此の時こそ御奉公のし納めと覺悟したものが、寢食を忘れ身命を惜まずに、人命の救助から糧食の運搬、總ての應急處置に對し、披群の努力を以て事に當つたのである。

我等は何處迄も彼等の勇敢なる男らしき活動振りに對しては、滿腔の感謝を捧げねばならぬ。殊に將に猛火に包まれんとする教誨堂に突入して、御本尊を他の安全地帯に移し得たる所爲は、長く記憶に存すべき美事である。

四

自分は地震の際、或被告人と拘置監の面會室で話しをしてゐたのである——俄然探ぎ出した——ス、ハ、大變と思ふ間もなく家屋は倒潰し其の下敷となつた。此の儘死ぬかと考

心理は貪慾と強情とより外はない。それであるから、何事にも他を容れ人を顧みる餘裕はなく、自己一點張りにして一に唯だ、自己の慾望のみを充たさむとして焦慮し腐心してゐるのである。然るに、今や局面は一變してブル黨もなければプロ黨もなく、等く一味の人間となりて、生れた許りの裸一貫となつたのである。茲に貪婪の衣は剥ぎ取られ五欲の居宅は燒き滅ぼされた、有爲轉變の浮世といふことが、現實に體驗させられたのである。

それから、今度の災變に依りて、今迄になく新たに知得したるは、社會共存、相互扶助とふ觀念であつた。目ざましき活動の下に、各地に於て震災救援團を組織せられて一般の同情は災害地に集中したのである。小學兒童に至る迄も、慰問袋に添ふるに、愛らしき筆と、やさしき言葉とを以て、我等、罹災者を心から慰めくれたのである。此の美しくしき流露たる心情は、何處から迸發したのであらうか、謂ふ迄もなく、小さき彼等の心の裡にも、此の世の中は、己れ一人の舞臺ではなくて、多くの人の集りであれば、相扶け相助けられ、相憐相愛の團體なりといふことを納得した證據なりと云はねばならぬ。

へると、餘り心地よくもなかつた、愛欲の念も起つた、されど死に對する恐怖は少しもなく、我れにして我れにあらざる如き感じがした。強て此時に於ける利那感を告白すれば、死といふものは斯んな樂なものかと思はれた。

今更我が身を顧みれば、洵に耻かしいことではあるが、方々に死の淵に臨んでゐながらも、救ひを求むるとか、佛に縋るとかいふ念慮は少しも起らず、唯だ行き當りばつたりといふ心相であつた。運よく生き残つた今より考ふれば淺ましくも、口だけの平生業成であつたかと、愈々慙愧の念に責められてゐるのである。

五

このたびの大震火災に依りて、産み出したる思想上の問題は、實に少なうはないのであらう。殊に教化的事業に對しては、又たとなき適實なる生きた幾多の教訓を得たのである。我等、受刑者に臨むに、今次の大災禍を引用して、行き詰まりたる人心を新たにすると共に、人事界の當相を説示するには、最も善き機會と云はねばならぬ。犯罪者の

偶 感

伊藤忠次郎

◇刑務所の建物

今回の震災の爲めに破壊されたる刑務所の建物に就て見たに、木造建である市谷刑務所の被害は比較的大でなかつたのに反し、煉瓦建の刑務所は大なる破壊を來したのである。木造建必ずしも煉瓦建に比して耐震的であるとは思はない。木造建の小菅刑務所の工場は三棟を残して他の十數棟及浦和刑務所の木造建も脆くも壊滅せしめたのである。災害の度の大小は勿論地層の硬弱にも關係のあることは云ふを待たない。少なくとも木造に比して煉瓦造は耐震の度は強いものと思つたのであるが、案外に脆かつたのには驚かざるを得ない。馬場先門一帯、櫻田門前一帯の煉瓦建は完全に被害もなかつた所もある。併し刑務所の様に煉瓦造の外塀は悉く大なる破壊を見たのである。其破壊されたる

部分を見るに煉瓦の積み重ね目が多く横に直線を描いたやうにセメントが離れて倒れ、不規則的にむしれてゐる所が少く、亦倒れてゐないでも大なる龜裂が生じ、そこが横に

長く直線に懸坐してゐることで龜裂が不規則にはなつてゐない。堅の龜裂は先づ不規則のやうではあるが、横に直線を描いた龜裂目の末尾がら堅に不規則に破碎されてゐるのである。煙突でも矢張そうしたやうに、倒壊破碎された部位が不規則にむしれてゐないので、積み目から横に大體平らかに煉瓦が離れて壊れていたのである。拘禁房の龜裂もそうした被害が多いやうで、世間の煉瓦造も多く、こうした破碎を見た。建築上大に研究せざるを得ない點である。煉瓦を積むに當つては、其日一日間の積み重ねはセメント

が能く凝着し易いが、其前日に積み終へて一日又は數日の間を経てそれに更に積み累ぬるとき、その境の積み目の所が凝固力が一日間中に積み了へ凝まるのと、そこに凝着力に差異が出来るのではあるまいか。既に凝固したる所へ新たに積みむことによつて所謂片凝するのであるまいか、日をもぬる工程の煉瓦積みには勿論こうした事の相當技術があ

ることであろうが、その工事に付ての注意を要する所であると思はせる。兎に角煉瓦造はこれから避けたいものである。

又壊滅したる木造建物に就て見るに概ね「マッチ」箱を踏み潰したる如くに平面的に壊滅し横斜的に倒れたる形跡が少くないことである。之れは振動の爲めに柱、梁或は柱と土臺、切り込みが挫切し又は柱が折れ、或は腐朽した部分もあつた爲めでもあらうが、今少し耐震的構造と爲し基礎を堅固とし、柱を大に、屋根をなるべく軽くし粘土の上に屋根瓦を併置するの構造を避け工場の如きは土壁を廢して之れに代ふるに板又は亜鉛板等とし、斜の丈夫なる支柱をも施したいものであると思へたのである。

今一つは建物の周圍に樹木を植えたいのである。今回の大災から見ても樹木が防火的の効能のあつたことから刑務所内の各建物に樹木を圍らしたい。餘り多くの樹木を植えることは構内の視線を避ざり戒護上不便ありとせられてゐるも下部に低く繁茂して、高く生育せざるものは不適當であることは云ふまでもない、高く能く生育し得るものであ

◇活きた行刑

るなれば相當の高さまでは枝を切り拂つて置けば視線を避ける恐れなく戒護の危険も恐らくあるまい。殊に工場の圍に防火樹を植付置くことは防火の上から又作業能率を増やしむる上から又衛生の上から見ても最も大切なることである。地震の爲め建物其他の物體は高さの二分の一以上の距離に落下することは絶無であると専門家から豫て聞いたことがある。植樹にはそれから割出すのと警備の方面からと考ふれば適當とする位置が得られることである、尙此の外用水の設備があつて欲しいものである、今次の地震直後の大火災も防火用水の設備が足らざりしに因つたのである。又小菅刑務所は他の同様煉瓦建である巢鴨、豊多摩の刑務所に比して被害が最も大であつた。それは地盤が軟弱なる所であつた爲めであるであらう。構内土地は或は隆起し又は陥没した所もある中には所々潰裂してそこから水が盛に噴出したのである刑務所敷地選定には地層の質如何を尙一層考へねばならないことである。

今次の變災に際して意外に被害の甚大なることに驚いたが何處の刑務所でも、刑務官を初め收容者誰れ一人としてあわてまどうてゐるものがない。刑務官は沈着にも己が擔任せる收容者を安全の地に避けしめ警備その他萬全の努力を爲した。此の咄嗟の襲來に殆ど無戒護の状態に置かれてゐた收容者等は手不足な刑務官の一致協力したる救護によつて靜かに一團となつて、その指圖に従つた。従つて逃走杯する氣配は毫も見ることが出来なかつた。收容者の中には横濱刑務所では見るも無慘な倒潰した建物の下に壓せられたものを救ひ出した者もあつた。中には職員官舎に駆付けて職員の家族や隣接の災禍を被むれる民家の爲めに能く機敏に働いてやつたものもあつた。小菅刑務所でも負傷者を戸板や肩にして應急救護所へ運んだ者、地は裂けそこら盛に湧き流るる水の中に草履の重くなるのを、もどかしく思ふて靴となつて敏活な行動をとれる者、戒護の補助に従事したものの杯様々な働きをしたものがあつた。市谷刑務所に於ても勇しくも強い餘震の中を崩壊せる危険な炊事場にもぐり込んで主要の炊器を取出したり、炊き出し場所を

急送するに餘念のないものも見出された。餘震に建物と揺られながら收容房に入りて臥具を取り出し野天就寝の準備を急ぐものも見出された。巢鴨、豊多摩、浦和その他の刑務所でも自から進んで、そうした行動のありし者のあることを聞くことを得た。實に涙ぐましい收容者達の自治的献身的の行ひであると思つた。然るにどこから傳はつたか刑務所から破獄逃走何百名、某刑務所は幾百名、何刑務所は數十名の兇悪因は震火に怯ゆる市民を今や襲はんとしてゐるとの流言蜚語が起り、之れをまことそうに報道した新聞すゝあつた。市民達はこの流言に深く戰慄したに相違あるまい。が事實をうでなく震後三日目であつたかと記憶するがその流言の事實でないことが警視廳の號外で到る所に揭示されたのである。多分司法當局から交渉された爲めであつたであらう。現代の刑務所に在つては彼等は活きたる行刑を受け、人としての教育を授けられ、人間として價値付けられ、行刑の目的を達せられてゐるのである。數箇の或る刑務所では收容者達が、今次の災禍を知るや滿腔の同情を表し、剩へ領置金又は作業賞與金の内から義捐金を贈りたい

と切に所屬の所長に願ひ出たものもあつた位で流言どころでなく、流言は流言に終はり、反て國民は行刑官の平素の職能を理解し且大なる功績を認められた。そうしたことは刑務所のこの度の彼等の心裡と行動のみでなく、新生活に入らんとして當時在京の釋放者保護會に身を寄せつゝあつた人々も尠なくはなかつた、それ等の人々は夫々隣接震災家屋の取片付、灰かき、道路をふさぎたる飛散物の除去に罹災者への配給物品の運搬夫に、一時の雨露を凌ぐ小屋建の手傳などに、しかも無賃金で勇ましく活動した。彼等はいふほどに人間愛から發露して世間から感謝されたのであつた。今まで存在を認められなかつた保 事業もこうしたことから、その職能が認識されるに至つた。又殊に横濱刑務所の解放者は大部分復歸したのである。

此等今次の變災の結果を通じて見れば、之迄毎に威嚇と隔離との外に何等の功績がなかつた如く考へられた行刑が決して此の二つに止まるものでないことを知らしめたのである世間から消極的だと考へられた行刑が外堀の倒潰と共に「行刑は積極的に改善を計つて居たのだ」といふ實證を

世の中に公にしたのであつた。

吾々の刑務官の今迄の仕事は柵の中の仕事であつた。不幸の中にも吾々の爲めに目ざわりであつた柵が倒潰して今や吾々の仕事は竟に活躍期に入つたのである。之から吾々の仕事は刑務所から活社會に乗り出す機會に遭遇した。夫れ文け吾々の責任は重且大になつて來た。變災の爲めに名譽を贏ち得た刑務官諸君よ。此の名譽を貶さざらんが爲めに吾々にかゝつて來た責任を果すに努力しようではないか。

震 災 雜 觀

近藤 亮雅

一 收容者の献身的並自治 的行爲

その日私にはからずも小菅刑務所にあつて收容者並に刑務職員の變事に於ける行動を最も鳥瞰的に觀察することが

出來た。尤も私が屋外に出た時は既に第二震の後であつた爲、突發當時の様子は無論見ることは出來なかつた。

兎に角私は所長に續いて本館の階段を下りて直に構内を駆廻つた。驚く可し外壁は殆どすべて倒れてゐる、「工場が駄目です」と云ふものがある。實は出て見て意外に被害の甚大なことに驚いた。それに何うだ、唯一人としてうろたへ騒いでゐるものはない、危く難を免れて安全の地に靜かに一團となれるもの、或は勇しくも倒れたる家屋の下から遭難者を引出してゐるもの、負傷者を肩に應急救護所へ急ぐもの、頻死の重傷者を戸板に載せて運びゆくもの、地盤決裂の爲噴出した地下水の始末をするもの、實にすばらしい活動をしてゐるではないか、それに何より感心したのは外壁全部が倒れたと見て直に高所に見張線を布いてゐた戒護の手配の素早さであつた。

所長は老體であるにも拘らず恰も我子の安否を案ずるが如く、全構内を駆け歩いて「誰も怪俄人はなかつたか、下になつてゐるものがあつたら早く出してやれ」と云つて廻つてゐた、それを聞くと收容者達は今更ながら所長の安全

を喜ぶとともに倒潰物を踏み越えてゆく所長の身を案じて「所長殿お危う御座います」と云ひながら助け合つてゐたその意気がびつたり合つてゐて何とも云へない涙ぐまじきほどのアフエクシヨナルな融合を表現してゐた。つまり職員と收容者とが互互に對者の安否を氣支ひ合ひ又その安全を喜び合つたのである。

私は注意深い眼でかうした際に於ける彼等の行動をそれとなく見廻つた。かなり強い餘震は間斷なく襲つて来る。よろけながら廣い構内を行くと今更ながら實に慘憺たる破壊の猛烈さだ。道で行き合ふ連中が皆「何うも大變で御座いました」さう云つて挨拶して行く。顔を知らない者までが倒潰家屋を指しながら色々々々當時の状況を話すのであつた。獄衣を織つてゐた機械工場などでは「これが倒れたらそれこそ全國の在所者は冬衣がなくて困つたんでした」とそんなことを報告するものさへあつた。

正直なところ私は外來者として何處よりもこゝの刑務所が一番馴染深いせいにか此處へ来て工場にゐるときでも決して刑務所に來てゐると云ふ感じを持たなかつた。その私もな時に逃走したりする奴があつたら承知しないぞ」と云つた。この一瞬彼等の腦裡に始めて「逃走」と云ふ言葉が通過したのであらう。しかし次の瞬間には彼等はみなこの言葉に同意してお互に警め合つたものであつた。

そして彼等はその夜物凄くも眞赤に染められた東京の空を見て不安な氣持に襲はれながらも極く靜肅に彼等の春の最もなぐさみとなつてゐた櫻の並木の土手で一夜を明かしたのであつたが、その後と雖彼等はその持場持場の復舊のために餘念もなく働いた。

かうした收容者の立派な自治的行動の實例はこゝばかりではない、横濱刑務所にだつてあつた。序だから云つて見ると、横濱の震動は東京のより甚しく逆も逃げる暇も何もなくあつた。だから職員の中にも收容者の中にもかなり澤山の人が家屋の下敷になつた。幸にして難を免れて外に出た人々は、自分たちの安全を喜ぶ暇もなく直に救助せんとを企てたが、何處もこゝもばつたりやられてゐるのだから鋸とか鉞とか云つたやうな道具が何の邊にあるやら見當がつかず、と云つてさうした道具がなければ屋根をはぎ梁を切

流石にこれらの状況を見て「こりや俺は一體今何處にゐるのだ」とふと反問して見たりした、大きい聲では云へないが、その時私は實は一千名もの兇悪囚と共に殆ど無戒護の状態で置かれてゐたのだ。

負傷者は教誨堂前の芝生で臨時應急の手當をした、それも保健技師だけでは迎も手が廻りはしない、技師は病人の方にも見に行かねばならぬ。その中を同僚を見捨られずとして收容者が白い襦袢だつて足りはしないからしまひに有合せの清い布で傷口を巻くやらリゾールで洗ふやら一生懸命だ。

その中にやがて夕暮近くなつて來た。幸に地震以前に晝食を済ましてゐた彼等も夕飯の用意を思はない譯にはゆかなかつた。收容者の中でも氣の利いた者であらう、炊場が駄目になつてしまつたので困りました。臨時に夕食の籠を造る場所を見に廻つてゐるのですが」と云つて私に相談するものがあつた。

「今夜は監房へ入れない」誰もさう思つた、彼等の中には雨覆用の草蓆を出して野宿の用意をした。と誰か「こゝり中に入つて救ひ出すことが出来ない。さうした絶対絶命な場合になつたが、人間も一生懸命になるとエライものでその困難の中から漸く道具を捜出し必死の努力で見ても無慘に倒潰した建物の中から或は梁にはさまり或は敷物の下にせめてもの壓死を免れてゐた人々を片端から救助して行つた。が中には重傷のため氣絶してゐるものもあり、鮮血淋漓として凄惨なこと逆もたとへやうがない。それに煉瓦を除き、木材を切つて行くのは、なか／＼容易ではなかつた。

然もこれは構内ばかりではなく、外壁の倒潰せるを幸ひ逸早く職員官舎に奔りて、職員の家族を救助したのもあり、かくするほどに猛火は隣接せる電車従業員宿所より發して火の風を吹き送つたが、之に對しても亦すべての人が懸命の防火によつてやつと消しとめた、しかし天なるか命なるか、無限の破壊力を有する祝融子の暴威は遂に一物をも残さず焼野ヶ原と化せしめた。しかもその荒涼たる灰燼のたゞ中であつて感激と緊張の中にあはれなる横死者を弔葬すべく進んでこれに當つた特志の收容者もあり、又裁

判所の死體發掘から食糧及復舊的材料運搬、或は自警團を組織して構内並に附近一帯の警戒に任じて住民より感謝されたる等、もとより権名所長はじめ職員諸氏の周到にして機宜を得たる努力によるものであらうが、かくの如く一大變事に際して表はした收容者の献身的並に自治的行爲の目覺しさ立派さは之を認めずにはゐられない。

二 囚人解放と流言飛語

私は今回の變事に際して行はれた横濱刑務所の解放とかの明曆の大火に於て行はれた傳馬町大牢の解放とを思ひ合せて、不思議にも囚人解放と結びついて起る流言蜚語の状況に興味を感じた。と云つただけでは話が進まないから、順序として一應明曆の大火に於ける當時の状況を述べなければならぬ。之はもとより確實な文献によつた譯ではないが、傳へらるゝところによると、明曆三年一月十八日から二十日の夜明まで江戸八百八町を思ふ存分燒きに焼きたいはゆる明曆大火の時である。當時傳馬町の牢舎を預つてゐた石田帯刀は祿高三百俵の小役人ではあつたが、非常の大

英斷で囚徒解放を決定した。解放に臨み「鎮火の後一同は必ず下谷の善慶寺に集まれ、此約束を守らば帯刀が命にかへても汝等の助命を計つてやるが、若し約に背いて逃亡するものあらば天を極め地を盡しても探ね出しその身は勿論一家眷族親類縁者に至るまで残らず成敗するぞ」と嚴かに申渡し門を開いて數百の囚徒を残らず市中に放つた。帯刀の情義は重罪人の心にも徹したものが、火災の後彼等は一人も残らず所定の場所に集つた。この智もあり情もある帯刀の勇斷果決は火災の後江戸市中に喧傳せられて上下の賞讃する所となつたが、さて困つたことには一方開放とともに傳へられた流言がはしなくも淺草門柵形に於て烈しい悲劇を生むに至つたのだから今更ながら流言蜚語と云ふものは恐ろしいものである。

囚徒が解放される同時に誰云ふとなく今傳馬町の大牢を破つた重罪人が死物狂で押寄せて來ると云ふ噂が噂を産んで傳へられた時に淺草門を預つてゐた者が素破こそ一大事とあつて柵形をビツタリと閉鎖してしまつた、がもうその時には傳馬町の方面から焼出されて來た海濱の如き人の波

が車長持に詰め込んだ家材道具と共に奔々と門前に詰寄せた、しかし先が動けないから採合押合の修羅場は立所に現出された、そこへ一旦鎮火した柳原方面の火の手が再び起り誓願寺前の大名屋敷に燃え移つたから堪らない傳馬町方面の火と一つになつて火の海となり吹き起る旋風に連れて門前に行詰れる數萬の群衆の頭上から熱湯を注ぐやうに降りかゝつて來た。警護の士は群衆の阿鼻叫喚に驚いて門を開けやうとしたが、取詰めた車長持で開けることが出来な

開でさへ刑務所の燒失と共に兇惡なる囚人は看守を斃しその武器を奪つて市内に亂入し、に不逞鮮人を糾合してあらゆる惡事を恣にした、これが鮮人暴動の起因をなしたものであると報道した。ともあれ囚人解放によつては明曆も大正も共にそれが怖い流言を生んだのであつたが、事實は如何、血迷へる群衆は解放とさへ云はずして何れも破獄と云つてゐる。それからして第一に誤つてゐる。しかも事實は第一項に於いて述べた通りの結果だ、六郷川を白刃を掲げて渡つてゐるべき横濱の破獄囚が第一に近親故舊の安否をたづね、或は解放されしにも拘はらず現場に踏み止まつて立派な行爲をしたではないか。淺草門へ押寄せねばならぬ傳馬町大牢の重罪人が、ちやんと下谷善慶寺へ指令通り集つたではないか

更に今度の横濱刑務所の解放とともに傳へられた流言は何うだ。すべての通信機關の絶へた中を東京と横濱間十里を距て、誰が傳へたものか、頗る迅速に只今横濱から破獄の囚人何百名が白刃を掲げて六郷川にかゝつてゐる横濱市中はもとより沿道到るところに掠奪殺傷などが行れてゐると、地震と大火に恐怖してゐた市民は之によつて更に何ん

なにか怯えたことであらう。しかもそれが鮮人暴動と結びついて流言蜚語は一層の凄味を加へたが堂々たる關西の大新

三 「囚人」と云ふ語の持つ幻影

これについて私は少し次の項で云つて見たい。

震災後のある日私は小昔刑務所の應接室で數名の公吏と同席したことがあつた。その時彼等はこの刑務所の被害の甚しいのを見舞ふと共に「何しろ兇悪囚が千人もゐるのですから恐しいことでしたらう」とさう云つて如何にも同情ある表情をした。これを聞いてゐて私は妙な奇異な感じをした。「この連中も自分で勝手に恐ろしい名前をつけてその名に恐れてゐるのだ」と。又これを具體化したやうな例がある、それは外擧倒れて警備常の如くならず、一般社會の秩序亂れて囚情を平靜ならしむること能はざるの時警備に任じた軍隊が始め警備のために實戰的準備を必要としないかと懸念せられたとの説あるに見ても諒解出来ることであらうが、豈計らんや、彼等は軍隊の來援を見て敵對的感情を持つどころか、大いに歓迎して安堵を得たやうに見えたのは何を語るものであらうか。たゞ一部の短慮輕才の輩が情勢にかられて輕舉盲動したものでもないが、それらは一 generally 於いてもあるべきことでの際の反證にはならぬ。

今更ドストイエヴスキーをかつぎ出さずとも「囚人」は

「生きた人間」であると云ふことさへ是認するならば自ら理解を得ることであるが、なるほど彼等は兇惡囚には違ひない、暴惡を敢てしたものは違ひない、けれども彼等は今は「行刑」を受けつゝあることを忘れてはならない。「行刑」は生きものを取扱ふ方法である、悪く出来上ればいつまでも悪いのはたましいのある、人間ではない、それはたましいのない人形だ。世人が所謂「囚人」とは刑務所に收容され行刑をうけつゝある生きた人間なんだ、「囚人」に「兇惡囚」などの名に怯えるものは行刑の効果を認めない人だ、して見るとさうした人がゐる社會に對して刑務改良事業の共働を望むのはまだん／＼早いものではあるまいか。

四 行刑の目的を達する所以

平時もとより變時に際會して沈着な機宜の處置がとり得るやうに子供を教育するのが教育家の理想であらう。國民各自が自治的に當面の處置をなし善後策を講ずべく努力するやうに仕向けるのは理想家のつとめであらう。それと同じく行刑の目的は受刑者をして「人」として自らを律し且

その日

伊藤忠次郎

つ自ら進んで共同生活上相互扶助を實踐せしむるやうに導くべきである。この意味に於て今回の如き一大變異に際會した時若し彼等が自らの分を辨へず不穩の行動に出で又は出でんとする心を起したとしたならば彼等に行刑の効果はあらはれてゐないと云はねばならぬ。何となれば若し彼等に行刑の目的が達せられてゐたならば、彼等は自ら考慮して左様な輕舉を敢てする譯がなく、又そんなつまらぬ考へを起さぬ筈である。轉じて若し彼等が不穩の行動をすることではなく職員と一致協力して善後の處置をなし或は自治的に適宜の處置をとつたとしたならば、彼等は行刑によつて恵まれたと云ふことが出来るではないか、更にかうした動機によつて益々自己覺醒の轉機となし、又は戒慎の外教的教訓と見るやうな傾向があるならば之亦行刑の効果偉大なることを語るものと云つていゝであらう。しかもその行刑執行に際してとられた處遇の適否と刑務職員の人格的感化とは行刑の目的を達成するに影響の甚大なるものあることを忘れてはならない。

今回湘南一帯より關東に起りたる大地震に次ぐに大火災の國難我 聖明の御軫念被爲遊誠に恐懼に堪へない次第である。予は罹災者に對して滿腔の同情に堪へぬのである。初めの内はいつもの地震であらふと平氣で刑務協會内で輔成會の講演會開催の準備の事務を執つてゐたが、段々揺りが激しくなり、上下動が加はつて來た。容易ならぬ地震であると感じた。協會の建物は揺られて異様の音響を發し、湯沸の火鉢は臺と共に倒れ、書棚とともに置時計は倒れて潰れ、壁は龜裂を來たし、屋根瓦は揺れ落ち、釣り電燈はブラ／＼ガチャ／＼して室内に居るのは危険を感じ室内を歩むにも揺れて歩みにくい、倒潰する懸念もなしとしかかつたので予は震動の烈しくなるにつれて室外に飛出したくなつたが、今春不幸にも協會がストーブから發火して屋根裏を焼かした失態の責任もある、震後の災火を協會内から發しては一大事であるとともに申辯がないことであると直感し建物と運命を共にしても火氣の始末をせずにはゐられなかつたから、震動のその烈しい間にも各事務室小使室に火の氣を検し巡はつた、續いて第二の激震がやつて來た。

今春新たに備へ付けた消火器をやつと階上から持ち降りやうとすると階段がグラ／＼して殆んど歩けないので予は轉び落るやうにして降りたとき、そこに事務員の姿が見へたので呼んで島田主事と共に協力して全部の消火器を集めしめ、空気の壓搾装置を検したら其壓力は自然に弱つてゐるのに気が付き更に挿入し萬一時に十分の力あらしめるやうに爲しつゝある中に早や向ひの日比谷公園内の建物から發火し煙が上り我々の屋根瓦の割られたる建物はその風下であるので飛火でもあつてはと案じ気が氣でなく、そこへ松井常務理事も見へて督勵して事務上の貴重書類を整理せしめたる上事務員は歸らしむることにしたのである、外は中々騒がしい、二階から望見せば火災は各方面に發し近い所でもあり又消えさうでない、加ふるに當日は風力は頗る強く火の勢も亦甚だ強いのであつた、水道栓に觸れて見れば最早水道が出ない、電話は不通となつてゐるのに気が付き驚いた。残れる島田主事は既に金庫の保管物には尠からず苦慮されてゐたが、日比谷公園内の火煙は衰へ且風向も變つて來たので、そこで始めて島田君と共に始めて屋外に出て見たが既に日比谷にある警視廳、帝劇も猛火の中に包まれてゐた火災の面積は随分廣いのを望見し其悽慘たる光景は名狀すべからざるものがあつた、會の建物は震動中屋

上にては約二尺から揺り今にも倒れるかと思はしめたと屋外に逃げたものから聞いたのである、何んでも協會の敷地となつてゐる所は昔時沼のやうであつた所で建築時に地盤に打ち込む杭が容易に入らなかつたので豫定よりも多く打ち込ましたのであつたと云ふことが言傳へのある島田君から聞いた。或はそうであつたのかも知れない。随分動揺が激しかつた、當日は事務員中一名は小菅刑務所へ雜誌の校正に派遣してあり、平常なれば夕刻に歸る筈であるが、此の事變時でもあるから、早く會に戻るであらうと豫想もしてゐたが、其の順路の淺草、上野方面は全部猛火となつてゐることを傳へ聞いては逃げまどうてゐるのではないかと氣が氣でない、——後で聞けば火煙をくぐつて戻つたのが最早延焼して來るやうでない、胸を撫で下ろして會を出た——建物の被害は屋根瓦の全部の搖落と壁の數十箇所の龜裂のみで倒潰もせず、無難で翌日から平常の通り事務を執ることが出來たのである。これを會員諸君にお知らせするが嬉しい。種々の流言飛語があつたので夜は市谷刑務所構内外、同所の官舎并に協會會宅の周圍の警備として昔の劍を腰にして、帽はないから看守の古物を刑務所庫内から借り受けて之れを着して時々巡つた。

復興院總裁訓示

(復興院總裁後藤新平子は十月三日午後三時より内務大臣官邸に於て復興院幹部一同を集めて左の訓示をなした)

▲さきに宏遠なる優詔を拜し今や帝都復興の規畫其の歩を進めんとするに方り各々其の智能を傾け全力を擧げて災後に善處し以て 上聖明の天命を對揚し奉り下萬民の信憑に辜負するなきを期すべきは固より言を俟たず願るに這次の天殃は定に前代無比の慘禍にして其の破壊力の峻烈なる全く人意の外に出づこの機に際して轉禍爲福の計を案じ速に復興の使命を成就せんとす眞に容易の業といふべからず假に帝都の形情を震災以前の狀態に復舊せしめんとするも各個人の被害回復はこれを別問題とし國家及自治體の施設にまたざるべからざる重要事業費の凡そ幾億の巨額に上るべきかは未だ卒かに算定し能はず單に帝都の舊觀を復するに斯の如し何人か眼前の天殃を忘却し再び既往の覆轍を感れずと爲すものあらんや

▲方今文明國家の都市たる各種機關の進歩發達に伴ひ外觀内容共に著しく變遷しまた往昔の比にあらず我東京市は江戸三百年の沿革を経て明治以後至大なる膨脹を來せりと雖も本来舊時代の礎上に築かれたる都市なり隨つて文明機關の精緻を加ふる毎に却つて益々不自然の發展を爲しこれが整齊既に甚だ至難なるものあり例へば夫の狹隘なる道路の如き犬牙錯綜せる建造物の如き其の他舊形の支障一々縷指するに堪えざるものありしも一朝の變災に會し忽ちこれを掃蕩せり然らば即ち今日帝都復興の時機に於てこれが改善を圖り科學上より觀たる合理的施設の上に更に經濟的なる

計畫を實現し以て文明都市の實體を具備せしむべく深く意を用ひ畸形都市の跡を絶つるの要あるは論なき所也
 ▲抑々帝都は一國文明の源泉にして國家機能の中樞地たりこれが復興の實績如何は普ねく中外の凝視する所たるのみならず其の影響の及ぶ所敢て一市邑または一局部商工業の盛衰に止まらず廣く國民經濟の消長にも繋り國家精神の隆替にも關するものなしとせず、員に列するものゝ責任極めて重大なると同時に各部機關の運用最も宜しきを期せざるべからず或はこれを目して老成に過ぐと爲し或は都市計畫の大綱を咄嗟の間に求むるが如き未だ機務統制の趣旨を理解するに精ならざるが爲にして其の何を標準として機關の大小を律し將た如何の手段によつて新計畫を發見せんとするか分明ならず苟も帝都復興の大業に思慮を運ぶものは單なる復舊と雖も尙前述の如く其の事の尋常ならざるを想像するに苦しまざるべし百般の施設自ら序次あり即ち先づ緊切にして精細なる調査を行ひ更に其の成案に就いて審議評決し然る後執行に移るを當然の要務とす調査なくんば成案を得ず成案なくば決議執行する能はずこれに必要な豫算も亦然り固より言を調査評定に藉りて曠日彌久其の職司を輕んずるが如きは斷じて責任觀念を有するものといふを得ず況や非常の秋に臨んで非常の業に責を負ふに於てをや優詔の宣示あらせ給ふ所柄として日星の如し須く誠悃を注ぎて最善の効を收むべく協力一致して復興の大業に貢獻せんことを期すべきなり

叙 任

免札幌刑務所長心得

典獄補 鈴木 正親(札幌)

看守 松本 稻城(市谷)
 任看守長命山形刑務所勤務給月五十七圓

任看守長命長崎刑務所勤務給八級俸

看守 森山新之助(大分)

任看守長命神戸刑務所勤務給月五十三圓

命神戸刑務所勤務

看守長 須藤善一郎(長崎)

任看守長命姫路刑務支所勤務給月四十七圓

補長崎刑務所嚴原支所長

同 香椎豊次郎(長崎)

同 吉岡 喜重(松江)

命山口刑務所勤務

同 上路甚三郎(松江)

同 看守長 奥村 輝(神戸)

命松山刑務所勤務

同 井川 信一(山口)

同 保健技師 齋藤音五郎(山口)

給三級俸

同 永鹽 徹(奈良)

同 保健技師 中鶴 二郎(小菅)

給三級俸

同 森口幸之助(巢鴨)

同 保健技師 高木安次郎(三重)

給三級俸

同 津田 茂貴(札幌)

同 看守長 中村 庄次(千葉)

給三級俸

同 宮崎 徳安(廣島)

同 任典獄補叙高等官七等命三重刑務所勤務

給四級俸

同 宮重 彦助(山口)

同 看守 横濱地方検事局書記 内山久太郎

給四級俸

同 中島新吉(大島支所)

同 任看守長命豊多摩刑務所勤務給月五十三圓

給四級俸

同 山本 龍起(鹿児島)

同 任典獄補叙高等官八等命横濱刑務所勤務十級俸下賜

給四級俸

同 渡邊誠一郎(豊多摩)

同 任典獄補叙高等官八等命横濱刑務所勤務十級俸下賜

給四級俸

同 西岡 三郎(小菅)

同 任典獄補叙高等官八等命横濱刑務所勤務十級俸下賜

勅令訓令通牒

命千葉刑務所勤務
看守長 是松 角太(滋 賀)
看守 寺崎與太郎(金 澤)

任看守長命滋賀刑務所勤務給月五十八圓

免本職命巢鴨刑務所勤務
給七級俸、死亡
典 獄 香川又二郎(奈 良)

任看守長 海野 久作(廣 島)
任典獄補八級俸下賜 典獄補 會田徳次郎
依願免本官 依願免本官 保健技師 福井 徳應(新 潟)
布施長三郎

任保健技師命新潟刑務所勤務十級俸下賜
看守長 會田徳次郎(土手町)
保健技師 宇野 平(巢 鴨)
三宅 高寛

任保健技師命巢鴨刑務所勤務九級俸下賜
看守長 森永壽郎(下關支所)
補土手町支所長 湯淺 芳治(山 口)
補下關支所長給月六十七圓 同 原 谷藏(岡 山)
命山口刑務所勤務 同 看守 上野 堂(京 都)

任看守長命岡山刑務所勤務給八級俸
任保健技師命巢鴨刑務所勤務九級俸下賜
看守長 森永壽郎(下關支所)
補土手町支所長 湯淺 芳治(山 口)
補下關支所長給月六十七圓 同 原 谷藏(岡 山)
命山口刑務所勤務 同 看守 上野 堂(京 都)

任看守長命岡山刑務所勤務給八級俸
任保健技師命巢鴨刑務所勤務九級俸下賜
看守長 森永壽郎(下關支所)
補土手町支所長 湯淺 芳治(山 口)
補下關支所長給月六十七圓 同 原 谷藏(岡 山)
命山口刑務所勤務 同 看守 上野 堂(京 都)

任看守長命岡山刑務所勤務給八級俸
任保健技師命巢鴨刑務所勤務九級俸下賜
看守長 森永壽郎(下關支所)
補土手町支所長 湯淺 芳治(山 口)
補下關支所長給月六十七圓 同 原 谷藏(岡 山)
命山口刑務所勤務 同 看守 上野 堂(京 都)

任看守長命岡山刑務所勤務給八級俸
任保健技師命巢鴨刑務所勤務九級俸下賜
看守長 森永壽郎(下關支所)
補土手町支所長 湯淺 芳治(山 口)
補下關支所長給月六十七圓 同 原 谷藏(岡 山)
命山口刑務所勤務 同 看守 上野 堂(京 都)

勅令訓令通牒

勅令第四百五十三號 大正十二年十月二十四日

震災後ノ監獄ノ警備ノ爲必要アルトキハ震災應急費ノ範圍
内ニ於テ東京府、神奈川縣及埼玉縣所在ノ監獄ニ通シテ看
守長十一人以內及看守百二十人以內ヲ増置スルコトヲ得
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司法省行刑局行甲第一六四〇號(大正十二年十月三十日)
司法大臣訓令

小菅、市谷、巢鴨、豊多、横濱、浦和、千葉、各刑務所長宛(各通)
小田原少年刑務所長宛

其ノ所職員定員中
是ヲ施行ス
右訓令ス
「内ニハ左記ノ通記入ノコト
小菅ノ分、看守長二名看守十六名ヲ増シ」
市谷ノ分、看守長一名看守十一名ヲ増シ」

ハ廣島刑務所三次支所へ移送スヘシ
廣島刑務所長宛
調令ノ四

岡山及山口刑務所ニ拘禁中ノ竝爾今刑確定スル刑期六月以
上ノ女受刑者ハ其ノ所三次支所ニ收容スヘシ

司法省行刑局行甲第一三三六號(大正十二年八月廿四日)
司法大臣訓令

和歌山刑務所長宛
其ノ所職員定員中女監取締四名ヲ減シ大正十二年十月一日
ヨリ之ヲ施行ス

司法省行刑局行甲第一一三二七(大正十二年八月十日)
司法大臣

静岡刑務所長宛
其ノ所拘禁中ノ竝爾今刑確定スル刑期六月以上滿十八歳以
上ノ女受刑者ハ市谷刑務所八王子支所へ移送スヘシ
調令ノ二

市谷刑務所長宛
静岡刑務所拘禁中ノ竝爾今刑確定スル刑期六月以上滿十八
歳以上ノ女受刑者ハ其ノ所八王子支所ニ收容スヘシ
調令ノ三

岡山刑務所長宛
山口刑務所長宛
其ノ所拘禁中ノ竝爾今刑確定スル刑期六月以上ノ女受刑者
勅令訓令通牒

檢 事
刑務所長 宛
解放期間刑計算ノ件
標記ノ件ニ付往々疑義ヲ懷カルル向モ有之候處左記ノ通省
議決定相成候間御了知相成度候

一、監獄法第二十二條ノ規定ニ依リ解放セラレタル受刑
者法定期間内ニ歸還又ハ他ノ刑務所、警察官署ニ出頭
シタルトキハ其ノ間刑期ハ進行ス

司法省行刑局行甲第一一五六二號(大正十二年十月二十
三日)司法次官通牒

司法省行刑局行甲第一一五六二號(大正十二年十月二十
三日)司法次官通牒

勅令訓令通牒

其ノ所拘禁中ノ竝爾今刑確定スル刑期六月以上ノ女受刑者
勅令訓令通牒

勅令訓令通牒

一、法定期間内歸還シタル者ニ對シ再ヒ解放シタルトキハ其ノ法定期間ハ更新セラルモノトス
三、解放セラレタル者法定期間ヲ經過シタル後歸還又ハ他ノ刑務所、警察官署へ出頭セサルトキハ解放ノ日ヨリ刑ヲ執行ヲ受ケサルモノトナス

●司法省行刑局行甲第一五一二號(大正十二年十月二日) 司法省行刑局長通牒

浦和、前橋、水戸、宇都宮、横濱、市、小田原少年
此ノ分ニ付テハ本文申
ノ内ニ「千葉」

新潟、長野、静岡、岐阜、名古屋、滋賀
此分ニ付テハ同上「三重」

金澤、富山、福井此分ニ付テハ同上「岡山」

各刑務所長宛

長期受刑者移送ノ件依命通牒

小菅刑務所ハ震災ノ爲作業ノ復興拘禁設備ノ回復當分見込相立タサルヲ以テ貴所ニ於テ刑確定シタル刑期十五年以上ノ男受刑者ハ「刑務所ニ交渉ノ上收容ノ餘裕アラハ之ニ移送シ十五年未滿ノ男受刑者ハ貴所ニ收容相成候様致度候

●司法省行刑局行甲第一五一二號(大正十二年十月二日) 司法省行刑局長通牒

小菅刑務所長宛

長期囚移送ニ關スル件依命通牒

當分ノ間市谷、浦和、横濱、前橋、水戸、宇都宮刑務所及小田原少年刑務所ハ千葉刑務所へ新潟及長野刑務所ハ甲府刑務所へ静岡、岐阜、名古屋及滋賀刑務所ハ三重刑務所へ金澤、富山及福井刑務所ハ岡山刑務所へ移送スヘク別紙ノ通牒所關係ノ刑務所へ通牒致置候間右ニ御了知相成度候

●司法省行刑局行甲第一五一二號(大正十二年十月二日) 司法省行刑局長通牒

千葉、甲府、三重、岡山、各刑務所長宛

長期受刑者收容ノ件依命通牒

被害ノ結果小菅刑務所ニハ當分長期受刑者ヲ收容スルコトヲ得サル状態ニ有之候間「市谷、浦和、横濱、前橋、水戸、宇都宮刑務所及小田原少年」刑務所ニ於テ刑確定シタル刑期十五年以上ノ男受刑者ハ當分ノ間貴所ニ收容可相成別紙ノ通牒係刑務所へ通牒致置候間右ニ御了知相成度候
(甲府刑務所長宛ノ分ニハ「」ノ内ニ在ル文字ヲ「長野及新潟」三重刑務所長宛ノ分ニハ同シク「静岡、岐阜、

勅令訓令通牒

名古屋及滋賀、岡山刑務所長宛ノ分ニハ同シク「金澤、富山及福井」ト記キ替フルコト

●司法省行刑局行甲第一五一二號(大正十二年十月二日) 司法省行刑局長通牒

市谷、浦和、千葉、水戸、宇都宮、前橋、各刑務所長宛

青年受刑者移送ニ關スル件依命通牒

震災ノ爲小田原少年刑務所ハ作業ノ復興拘禁設備ノ回復當分見込相立タサルヲ以テ從來通移送難致候間一時同所ニ移送スヘキ受刑者ハ之ヲ川越少年刑務所へ移送相成候様致度候

●司法省行刑局行甲第一五一二號(大正十二年十月二日) 司法省行刑局長通牒

小田原少年刑務所長宛

青少年受刑者移送ニ關スル件依命通牒

當分ノ間横濱及静岡刑務所ヲ除ク他刑務所ヨリ貴所へ移送スヘキ受刑者ハ川越少年刑務所へ收容スルコトニ定メ別紙ノ通牒係刑務所へ通牒致候間右ニ御了知相成度候

●司法省行刑局行甲第一五一二號(大正十二年十月二日) 司法省行刑局長通牒

川越少年刑務所長宛

青年受刑者收容ニ關スル件依命通牒

當分ノ間小田原少年刑務所へ移送スヘキ受刑者ハ貴所へ移送候様市谷、浦和、千葉、水戸、宇都宮及前橋ノ各相務所へ別紙ノ通牒致置候間右ニ御了知相成度候

●司法省行刑局行甲第一四六六號(大正十二年十月三日) 司法省行刑局長通牒

刑務所長宛

小銃携帯ノ場合禮式ノ件依命通牒

明治四十三年十二月司法省訓令第六號監獄禮式ハ通ク之ヲ改正スル計畫ニ有之候ヘトモ差迫リ小銃携帯ノ場合ニ於ケル禮式ハ左ノ通施行可相成候

一、停止間ニ有リテハ立銃(不動ノ姿勢ヲ取り右手ヲ以テ銃ヲ握ル其ノ法腕關節ヲ稍前ニ出シ銃身ヲ母指ト食指トノ間ニ置キ其ノ他ノ指ハ食指ト共ニ閉チ輕ク屈メテ銃床ニ添ヘ銃身ヲ後ロニシ床尾踵ヲ右足尖ノ傍ニ置

勅令訓令通譯

キ銃身ヲ垂直ニ保ツノ儘上官ノ眼ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ敬禮ヲ行フヘシ

- 一、行進間ニアリテハ所長以上所属行政系統ノ上官及巡閱官ニ行進ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ之ニ面シテ停止シ前項ノ敬禮ヲ行ヒ其ノ他ノ上官ニ對シテハ行進ノ儘頭ヲ受禮者ノ方ニ向ケテ其ノ眼ニ注目シ敬禮ヲ行フヘシ
- 三、銃ヲ携帯スルトキハ室内ト雖帽ヲ脱スルコトナシ答禮ノ場合ハ前各項ニ準ス
- 四、職務執行ノ爲ニ得サル場合ニ在リテハ敬禮ヲ行ハサルモ妨ケナシ

大正十二年七月十六日 奈良刑務所長香川又二郎
 司法省行刑局長岡萬之助殿

（前略）在監者カ物品ヲ破壊シタルトキハ監獄法規ニ依リ處罰スルハ勿論ニ候ヘ共同時ニ毀棄罪ヲ以テ處分スルヲ相當ト認ムル場合ニ於テ右事犯ハ被害者ノ告訴ヲ要スルヲ以テ當然刑務所長ヨリ告訴スヘキモノト思料候ヘ共裁判所檢事

刑務所長宛

者ノ治療日數經過ニ關スル件通牒
 監督上必要有之候條將來休養患者トシテ一箇月、非休養患者トシテ三週間引續キ治療ヲ加ヘタル者ニ付テハ例示様式ニ基キ可成速ニ報告相成度候
 此際ノ該當者モ同様報告相成度候

様式

備考	治療處置	診斷學的檢索	症狀	病名	患者治療日數經過報告	
					疾病關係	身分關係
					刑名刑期	殘刑期間
					氏名	氏名
					年齢	年齢

追テ右調書進達ノ際ハ本支所別ニ區分シ且一見休養患者ト

勅令訓令通牒

ニ於テモ多少ノ疑義有之斯ル場合刑務所以外ノ官廳ニ於テ所屬長官ノ認可ヲ受ケ告訴セシ實例モ有之趣就テハ認可ヲ必要トスヘキモノニ有之候哉現ニ當所ニ於テ本月九日竊盜三犯懲役五年大鹽利三郎ナルモノ監房備付ノ物品ヲ破壊セシル事犯有之告訴致度意見ニ候條至急何分ノ御指示相煩度候
 行甲第一五九八號

大正十二年十月二十六日
 司法省行刑局長 山岡萬之助
 司法省刑事局長 林 頼三郎
 奈良刑務所長香川又二郎殿

毀棄罪ニ付告訴ノ件
 七月十六日標記ノ件ニ付御照會相成テ承刑務所長ハ民事訴訟ニ付國ヲ代表シ得ル當然ノ結果トシテ又物品ノ管理者トシテ其ノ責任上不法ニ法益ヲ侵害セラレタル所爲ニ對シ告訴ヲ爲スコトヲ得ルモノト思料致候又告訴ヲ爲スニ認可ヲ要スヘキモノニ非スト思料致候條右ニ御了知相成度候

●司法省行甲局行刑第一六〇二號 大正十二年十月廿六日
 司法省行刑局長通牒

非休養患者トヲ識別シ得ル様別紙ニ認メ左記ノ通御取扱相成度候

- 一、同一患者ニシテ既ニ報告済ノモノト雖休養患者トシテ前後通算三箇月、非休養患者トシテ二箇月ヲ超ユル時ハ更ニ其都度報告スルコト
- 二、前回報告ノ病名ト異リ併發症ニ基因スル場合ト雖前項日數ニ該當スル時ハ報告ヲ要ス
- 三、症狀ハ既往症、現症ニ區分シテ記載スルコト
- 四、殘刑期間ハ報告時ヲ起算トシ年齢ハ滿年齢ヲ記載スルコト
- 五、備考欄ニハ經過日數其他特ニ參考トナルヘキ事項ヲ記載スルコト
- 六、保護者ハ本人出所後確實ニ保護能力アリヤ否ヲ甄別シ單ニ其有無ヲ記載スルコト
- 七、報告ハ簡潔ナルヲ要ス

彙報

横濱刑務所追弔會概況

横濱刑務所に於ては去る十一月一日をトシ満目荒寒たる廢墟の如き焼跡の一隅、折柄に咽び泣く秋風の悲しさと共に哀愁新たなる假埋葬場に於て今次の震災火災に悲愴の死を遂げた職員並に收容者の爲め盛大なる追弔法會を大天幕内に舉行せり。

當日時辰午後一時を報ずるや殘存せる收容者一同を先づ式場に整列せしめ、職員、來賓導師の順序に入場推名所長舉式の挨拶の後本日特に参向せられたる導師大谷派連枝信正院殿は衆僧を率ひ、佛前に着座、最も壯嚴を極め香煙薫する裡懇に讀經參拜せらる。其間遺族、來賓、收容者總代等の燒香ありたるが特に視る目も哀れを極めたるは今次の震災の爲めに父は職に殉じ母は餘りの激變に精神に異狀を來し忽ち頼る邊を失ひたる故後藤實君の遺兒、十四歳ばかりなるが、物寂びしげに登壇に立ちたる、或は收容中非命

に斃れし吾が子を弔はんとて遙々北陸の邊陲から香華の菊を携へて參會したる老爺の姿の傷はしげ、同じ收容者の誼として囚衣の儘遺族に交りて燒香したる何れか涙の種ならざる、伏しては黄土を眺め仰ては昊天を望み參列者一同今更に感慨新たに湧き哀悼の涙を催さしめた。

司法大臣弔詞

今次ノ震災ハ祝融ノ其ノ虐ヲ佐クルアリテ各地ノ被害今古ニ絶シ官公衙ノ崩壞若クハ燒失セルモノ亦枚舉ニ遑アラズ横濱刑務所ノ如キハ倒潰ニ繼クニ類燒ヲ以テシ所員及ヒ收容者ノ之カ爲ニ命ヲ殞スモノ五十餘人ノ多キニ達ス酸鼻ノ極ト謂フヘシ意フニ所員ノ職ニ殉シテ其ノ責任ヲ完ウセルト收容者ノ偶然奇厄ニ遭遇セルトハ固ヨリ其ノ態ヲ異ニスト雖其ノ非命ニ斃レシハ即一ナリ此ヲ悼ミ彼ヲ惜ムノ情豈又二致アラシヤ俯シテ黃砂ヲ見仰キテ蒼旻ヲ望ミ當時ノ慘狀ヲ追想スレハ感愴特ニ深シ茲ニ導師ヲ請ヒテ其ノ冥福ヲ祈ルニ言シ肅ミテ一瓣ノ香ヲ修メ哀弔ノ誠意ヲ表ス

行刑局長弔詞

本日茲ニ横濱刑務所震災遭難者追悼會ノ修セラルニ下リ虔ミテ英魂ヲ弔ス大正十二年九月一日突如トシテ起レル大震災ハ關東一府五縣ニ亘リ其ノ被害名狀ス可カラス命ヲ落シ身ヲ傷ケタル者亦其ノ數ヲ知ラス實ニ振古未會有ノ大慘事ト謂フヘシ横濱刑務所亦倒潰類燒ノ厄ヲ免ル、能ハス職員三人收容者五十餘人ヲ喪フニ至ル慘ノ慘妻ノ妻悲痛哀悼ノ情何ソ勝ヘン然レトモ今ニシテ當時ヲ追憶スルニ克ク人事ヲ盡シテ而カモ遂ニ天命如何トモス可カラサルヲ悲ム

刑務協會々長弔詞

本日茲ニ横濱刑務所震災遭難者追悼會ノ當マル、ニ際リ刑務協會々長山岡萬之助謹ミテ遭難職員並收容者ノ英靈ニ告ク當時ノ慘狀ヲ回顧シ悲愴ノ情禁スル能ハサルト共ニ其ノ壯烈ナル最後ヲ追憶シテ轉々感慨ノ念ニ堪エス茲ニ胸臆ヲ披キテ哀悼ノ意ヲ表ス

罹災刑務所職員に對する

義捐金

(福岡刑務所及福岡少年刑務所職員より)

福岡刑務所及福岡少年刑務所職員一同は司法部内の罹災

思フニ晩近世上動モスレハ名利ニ汲々トシテ浮華輕佻ノ風人心ヲ荼毒セントスルノ秋ニ際シ諸氏ノ發揮セシ道德の精華ハ必スヤ世人ヲ箴戒シテ時弊ヲ矯救スルニ餘アリ

者一般に對する義捐贖金の外特に罹災刑務所職員に對する
 義捐金二百圓を讓出し、本會に回送して贈呈方を依頼した
 本會は被害狀況程度を參酌し左記の通り夫れ々分配した

- 横濱刑務所 八十圓 小田原少年刑務所 二十圓
- 小菅刑務所 二十圓 巢鴨刑務所 二十圓
- 市谷刑務所 十五圓 豊多摩刑務所 十五圓
- 浦和刑務所 十圓 千葉刑務所 十圓
- 甲府刑務所 十圓 計 二百圓

◇故北島理事の靈に供へら

れた香料

在京四刑務所長の發起せられた、全國刑務所職員一同よ
 りの香奠は總額二千四百余圓に達した過日北島氏遺族に手
 渡された

又司法保護事業職員養成所の創設及經營には故人の最も
 力を盡されし所にて毎期修業生は多大の恩恵に浴し居るを
 以て修業生一同にて組織してある同窓會が發起し同窓生よ
 り香華料を募集して(金額五十二圓)靈前に供へた。

◇教誨練習所終業式

去る七月から六ヶ月の豫定で開かれた第一回刑務教誨練
 習所は大震災突來の爲め震後一ヶ月休講されたが、本月一日
 から再び開講し二十七日其の授業終りを告げ三十日午前十
 時から練習生三十一名に對する修業證書授與の式典を本
 會階下講堂に於て盛大に舉げられ修業生は夫々全國各刑務
 所に實務練習の爲分派された。

當日教誨練習所長長谷得靜氏病氣の爲め代理として春日
 圓城師臨席し練習所設立に關し當局の援助絶大なりしこと
 大震災僅か一ヶ月の休講に止り續講するを得たるは當局並
 に講師各位の御盡力及び刑務協會が震後混雜の際なるにも
 拘らず一室を都合して講堂に當てられた結果にして茲に芽
 出度修業の式典を舉げ得しことを感謝し、尙修業生に對し
 今や教誨實務改善の機運にありて之が實行されつゝある今
 日斯業に對し必須の學科を修得し、又未曾有の大變災にも
 其の災厄より免れ幸にして無事なりし諸君は其の修得せら
 れた學科と大震災に依り得たる體驗とを基として、粉骨碎身

以て益々實務と研究を重ね良教誨師たると共に、一面眞の
 宗教家として立たれんことを切望し而して教誨に一新面目
 を劃するは諸君の責務なりと自覺を促して降壇、續いて山
 岡刑務局長は教誨實務は他の行刑實務と共に重きを置くべ
 きものにして今や之を改善すべく當局は最大の努力を拂ひ
 つゝあるも、其の適材を得がたかりし秋東西兩本願寺が此
 點に留意し本練習を開設し、其の人材の養成に努めし企て
 に對して満足の意を表し、次で第壹回卒業生として最も記
 念すべき大震災をも突破し、卒業の榮冠を得られた諸君は
 今や徒に物質文明に奔りて精神文明の没却せられつゝあり
 し社會が大震災後精神方面に傾きつゝある此の機を逸せず、
 當練習所に於て修得せられた學科を基礎とし教誨師の任務
 を盡すと共に眞の宗教家として立ち教誨練習所第壹回卒業
 生たる重大なる責任を果されんことを希望するところあり

業の榮を得られたとは云へ、此を以て斯界實務の完全なる
 卒業と云ふべきにあらず、未知數と云ふべきである、故に
 既に修得の學科を基とし今後一層研究と實驗とを重ね眞の
 宗教家として斯界の爲活動されたいと激勵の言を與へた。
 終に卒業生總代井上現秀氏の答辭ありて零時二十分式は閉
 ぢられた。因に當日臨席の來賓は山岡局長、宮城課長、松
 井書記官、辻書記官、大野所長、大月所長、有馬所長、伊
 藤刑務協會主事、島田刑務協會主事、本多惠隆氏、春日圓
 成氏、深井本派社會課主事、金松大派教學部録事、武田理
 事、河野理事、尾原理事、土倉理事、藤井主事の諸氏であ
 つた。

會報

◇震災功勞表彰

續いて來賓を代表して有馬小菅刑務所長は自己の經驗に徹
 し社會と宗教とはあまりに隔離せる點より論發し、受刑者
 の教養感化は宗教と教育の兩者相俟ちて進まざるべからざ
 るを論じ、諸君は是等に對する必須學科を修得し、茲に卒

這回の大災害に際し刑務官は涙ぐましい程の献身的行動
 をなし、其の重大な職責を完ふして受刑者の感謝と世間か
 らの賞讃とを受けた。此は獨り刑務界のみならず弘く邦家

の爲め祝福すべき事である。此光輝ある刑務官を表彰すべく、左記五氏に對して司法大臣より勅令に基きて左の通り功勞記章を交附され又本會よりも會則によりて其れらの五氏及びその他の諸氏にして功勞ありし人々に對し金員を贈呈表彰した。刑務官にして勅令に基きて功勞記章付與の榮譽を得たのは之が嚆矢である。

功勞記章證書

(各通)

横濱刑務所看守 後藤 實

横濱刑務所看守 池田 弘

大正十二年九月一日震災ノ爲建造物倒壊シ危難眼前ニ迫ルモ屈セス身命ヲ賭シ收容受刑者ノ救援ニ努力シタルハ其ノ功勞拔群ニシテ一般ノ龜鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年九月一日 司法大臣

功勞記章證書

横濱刑務所看守 松澤 澤次

大正十二年九月一日横濱刑務所拘留區勤務中震災ノ爲建造物倒壊シ危難身ニ迫ルモ從容其ノ部署ニ就キ逐次各居

房ヲ開キテ多數收容者ヲ救援避難セシメタルハ功勞拔群一般ノ龜鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年十一月一日 司法大臣

功勞記章證書

横濱刑務所看守 齋藤 權次

大正十二年九月一日横濱刑務所獨居第五監勤務中震災ノ爲建造物倒壊ノ危険ニ際會シ收容者ノ之ヲ諫止スルニ拘ラス敢然死ヲ決シテ在房者ノ生命ヲ救助スル爲第一房ヨリ第六十房ニ至ル各房ヲ開扉避難セシメタルハ功勞拔群一般ノ龜鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年十一月一日 司法大臣

功勞記章證書

横濱刑務所看守 堀池 運作

大正十二年九月一日出廷者戒護勤務中震災ニ依リ横濱地方裁判所廳舍倒壊ノ爲一時埋没ノ奇禍ニ遭遇セシモ幸ニ其ノ厄ヲ免カル、ヤ猛火襲來ノ危険ヲ顧ミス奮然起テ看

守ヲ鼓舞シ出廷者六名及裁判所職員三名ヲ發掘救援シ遂ニ焔煙四塞他ニ避難ノ途ナキニ至リ己ムナク出廷者ヲ解放シ爰ニ自ラ劫火ヲ冒シテ活路ヲ求メ水中ニ漂フコト半夜偶々外國船ニ救助セラレ四日ニシテ歸來直ニ出勤シ家事ヲ放擲シテ専心裁判所職員其ノ他ノ死屍收容作業ニ盡瘁シタル功勞拔群一般ノ龜鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年十一月一日 司法大臣

一金百五十圓(内一名に付與されたる紀念品一箇の價格を
含む) 浦和刑務所間島看守部長外七名分
一金百〇五圓 千葉刑務所伊藤看守部長外五名
一金百三十五圓 小田原少年刑務所大庭看守部長外四名
計金二千八百七十五圓 百三十八名分
以上の諸氏に對する表彰文
□刑務所ニ勤務シ平素精勵恪勤ナルトコロ大正十二年九月一日ノ震災ニ際シ克ク任務ヲ完フシ其功勞顯著ニシテ他ノ龜鑑トスルニ足ル仍テ本會寄附行爲第五條ニ依準シ茲ニ金一封ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

金額は左の通りである

一金六百五圓 小菅刑務所西坂看守部長外二十四名分

一金三百二十圓 市谷刑務所柴内看守部長外十七名分

一金六百二十五圓 巢鴨刑務所青木看守部長外二十九名分

一金二百五十圓 豊多摩刑務所近藤看守部長外十三名分

一金五百三十五圓(内三名に付與された紀念品三箇の價格
を含む)

横濱刑務所齋藤看守外二十名分

一金百五十圓(内一名に付與されたる紀念品一箇の價格を
含む)

甲府刑務所高木看守部長外十名分

又寄附行爲第五條及會則第八條によりて殉職せる横濱刑務所後藤池田兩看守遺族には各三百五十圓を、又同じく殉職せる同所の自動車運轉手渡邊源一郎氏遺族には三百圓を左の表彰狀に添へて贈呈した。

其氏横濱刑務所ニ勤務シ平素精勵恪勤ナルトコロ大正十二年九月一日ノ震災ニ際シ克ク任務ヲ完フシ終ニ職ニ殉ス仍テ本會寄附行爲第五條ニ依準シ茲ニ金(額)圓ヲ贈呈

尙本會々員外にして横濱市に在住する會社員龜山萬平氏(三十七歳)は横濱刑務所震火災に當り猛火包圍の當初より職員と協力して場外炊場の急設を始めとし傷病者の救護、脱臼者の整骨、電燈の特設、舟車馬運搬具の周旋、物品の搬入及購入等に多大の便宜を興へたるのみならず廣く有力者の知面あるを利用して躬ら對外協商の任に當り日夜東西に奔走して急狀を助け同所潰滅の慘場に馳驅して献身的に努力し爲めに應急處置上格段の進捗を見る右は寄附行爲第五條第一項第十二號及會則第九條によりて表彰した。

龜山 萬平

大正十二年九月一日ノ震災ニ際シ横濱刑務所救護事務ヲ援助シ其功勞鈔カラス仍テ記念品及金一封ヲ贈呈ス

右横濱刑務所の表彰式は本月一日山岡行刑局長、岩村秘書課長、松井辻書記官、横濱地方裁判所長、檢事正、在京四刑務所長を始め本會理事主事其他多數列席舉行された。受賞者の答辭は左の通りである。

答 辭

維時大正十二年十一月一日閣下各位來臨功勞紀章授與ノ盛式ヲ舉行セラル生等揣スモ末班ニ列スルヲ得タリ光榮何者カ之ニ過クルモノアラシヤ願ニ九月一日ハ近來未曾有ノ天災地變ニシテ天柱摧ケ地維裂ク其凄絶悲慘ノ狀況ハ筆舌及フ所ニアラス生等勤務セル横濱刑務所モ亦ソノ慘禍ニ洩レス即時倒潰次イテ鳥有ニ歸シ職員竝ニ收容者中死傷スルモノ少カラス忽チ一大修羅場ト化シタルヲ以テ平素ノ訓練コノ秋ニアリト感シ或ハ死傷者ノ救授ニ或ハ防火消防ニ或ハ米麥ノ搬出物資ノ運搬配給等咄嗟ノ變ニ處シ些カ奉公ノ誠ヲ竭シタリト言ヘハ言ヒ得ヘケンモ是レ昔口職務上當然爲スヘキ事ヲ爲シタルニ過キスシテ沈勇悲愴ヲ極メシ愴難僚友ノ上ヲ思ヘハ深ク自ラ慚ツル處アルヲ覺ユ本日料ラスモ功勞紀章ヲ拜受ス拜謝感激ノ至リニ堪ヘス自今益勉勉以テ本日ノ榮譽ヲ傷ケサランコトヲ期ス

茲ニ記章拜受者一同ニ代リ恭シク答辭ヲ呈ス

大正十二年十一月一日

横濱刑務所勤務

受賞者總代 看守部長 堀池 運作

答 辭

干時大正十二年十一月一日ヲトシ閣下竝來賓各位ノ貴臨ヲ辱フシ特ニ表彰ノ式典ヲ舉行セラル生等圖ラスモ受賞ノ末席ニ列スルノ面目ヲ得タリ光榮何者カ之ニ加ヘン願レハ九月一日ノ震災ハ我國有史以來ノ天變ニシテ生等ノ勤務スル横濱刑務所モ亦不幸其ノ災厄ニ罹リ一切ノ收容設備ハ忽焉トシテ倒潰シ次ニ鳥有ニ歸シ二百ノ職員ト一千百餘名ノ收容者ハ暫シ天日暗キ殘骸ノ裡ニ相俱ニ殘存ノ恩寵ヲ祝福セリ光景轉々悽愴ヲ極ム而モ天頓ニ定マラスシテ人心平カナラサルコト旬日其間生等亦刑務職員トシテ聊カ應分職責ノ一端ニ應ヘタルトコロアルヲ覺ユルモ悉ク皆コレ上司竝同僚各位ノ指示援助ニ依ルモノニシテ願ミテ衷心悵禁ニスル能ハス更ニ殉死僚友ノ身上ニ想到シテ如上ノ感一層深甚ナルモノアリ茲ニ自ラ揣ス取テ過分ノ恩賞ヲ拜シ感激ニ堪ヘス謹而滿腔ノ謝意ヲ表シ厚恩ノ萬一ニ報答センコトヲ期ス

大正十二年十一月一日

受賞者總代 横濱刑務所看守部長勤七等 高橋 龜治

◆應援刑務所職員に慰勞金贈呈

今回の震災に際し非常警備の爲め青森、宮城、福島、盛岡、山形の五刑務所より左記の通り、職員を被害在京の刑務所へ派遣して警備應援をした、其職員の勞、大なるものがある依て本會は會則第九條に依り慰勞金として各看守長に七圓、看守に五圓宛の金圓を贈呈した。

刑務所名	看守長	看守部長	看守	計
青森	—	—	二	二
福島	—	—	九	九
宮城	—	—	九	一〇
盛岡	—	二	二	四
山形	—	—	四	五
計	二	五	二六	三三

◆罹災者に共濟金交付

今次の大震災の爲め小菅外十箇所の刑務所職員中殉職、職務上の傷痍又は職務に非ずして職員並に家族の死亡及家

屋什器等の潰滅焼失等の被害多數あつたが、之等詳細調査を遂げ刑務所共済組合規則第九條第十二條第十四條第十五條に該當する者に對しては同則に依りて共済金額決定して夫々共済金を交付した、之が刑務所別、人員と金額を掲ぐ

共済金交付金額表

刑務所	殉職		疾病		死亡		罹災		計
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	
小菅	—	—	四七・五〇	—	—	—	四四・〇〇	—	四七・五〇
市谷	—	—	—	—	—	—	四七・五〇	—	四七・五〇
豊多摩	—	—	三〇・〇〇	—	—	—	四七・五〇	—	四七・五〇
巢鴨	—	—	六六・〇〇	—	—	—	三三・〇〇	—	九九・〇〇
横濱	—	—	—	—	—	—	三三・〇〇	—	三三・〇〇
浦和	—	—	—	—	—	—	三三・〇〇	—	三三・〇〇
千葉	—	—	—	—	—	—	三三・〇〇	—	三三・〇〇
水戸	—	—	—	—	—	—	三三・〇〇	—	三三・〇〇
甲府	—	—	—	—	—	—	三三・〇〇	—	三三・〇〇
小田原少年	—	—	—	—	—	—	三三・〇〇	—	三三・〇〇
川越少年	—	—	—	—	—	—	三三・〇〇	—	三三・〇〇
計	一、五四・〇〇	四	六九・五〇	一五	六九・〇〇	八	八、二五・〇〇	三四	一〇、七七・五〇

共済金を受けられた横濱刑務所職員を代表し椎名所長より十一月二日付左の通り挨拶状を届られた

謹啓時下向寒の砌に候處閣下益々御清勝夙夜刑務御統理被有在爲邦家欣懷此事に奉存候陳者九月一日近古未曾有の震災に際し本所も亦其渦中に投ぜられ職員之死傷家屋住宅の倒壊燒燼等自他の被害甚大に候處是回閣下の深甚なる御洞察と御同情を辱し本月一日を以て破格の共済金御惠與に浴し候罹災職員は所謂渴者に水盲龜に浮木の満悅を表し感激措く能はざる次第に御座候願に御會共済組合團體は先是閣下の御熱心なる御主張に依り新に成り創組後日尙淺く資金未だ充實せざる刹那に於て而も今次の大被害は獨り本所に止らざるに斯の如き格段なる御高配に預り候事は職員一同をして一層の感謝と發奮とを誘起せしめたる次第に御座候御高義は各長へに印象し更に斯職に拮据精勵以て御厚恩萬分一に報酬を期すべく候茲に滿腔の敬意を表し罹災職員を代表して衷心感謝の誠意を閣下の座右に呈し申候 拜具

第十五回刑務官練習所學科 授業開始

前號既報の通り第十五回刑務官練習所は内地刑務所より入所したる刑務官練習生、震災被害を受けたる刑務所に夫々分派し震後の應急施設處置等の實務練習の旁ら戒護應援を爲さしめつゝあつたが愈々十一月一日より學科の授業開始に決定朝鮮臺灣關東廳より夫々練習生入所し同日午前十時其の始業式舉行を見るに至つた、山岡所長より懇篤なる訓辭があつたが其の大意は次の通りである。因に本年度入所生は全員六十七名内三名の女監取締及女教師を入所せしめた女刑務官の入所は本年を以て嚆矢とする。今後女受刑者の行刑に大いに改善刷新を見ることであらうと期待して居る。

山岡所長訓辭要旨

茲に第十五回刑務官練習所ノ開所式ヲ舉行スルニ際リ御多用申來賓諸賢ノ御來臨ヲ得タルハ誠ニ感謝ノ至ニ堪エザル次第ナリ、例年ノ如ク當練習所ハ九月ニ開所シテ練

習スル豫定ナリシモ本年ハ不慮ノ大震災ノ爲メ延期シ或ハ全ク無期延期ノ止ムナキニ至ルヤモ圖ラザリキ然ルニ其ノ後帝都ノ復舊ハ意外ニ速ニシテ交通機關ノ復舊等モ見ルニ至リ當練習所ハ奮ツテ開所スベク歩ヲ進メ一面講師諸先生ノ講義ノ快諾モ得テ全ク學科授業開始ニ支障無クニ至リシヲ以テ本日茲ニ始業式ノ舉行ヲ見ルニ至レルハ所長トシテ大イニ満足喜悅ノ情ニ堪エス、サテ入所生諸君ハ各刑務所刑務職員ノ多數中ヨリ選バレテ入所シ行刑ノ學ニ就カレシ事ハ誠ニ諸君ノ前途ヲ祝福スル所ニシテ此際諸君ハ入所ノ目的ヲ達スルニ全力ヲ盡ス所無カルベカラズ、要ハ奮勵努力ノ一事ニアリトス、世界大戦後受ケタル我國ノ文化ハ多大ナル進展ヲ來シ有ユル各方面ニ大ナル影響ヲ受ケ、加フルニ今次ノ天災ヲ被リテ物質上ニ幾十億ノ損害ヲ來シタルノミナラズ精神上ニモ多大ナル特別影響ヲ受ケ、従前ニ倍スルノ覺悟アルヘキハ當然ノコトナリ此時ニ於テ諸君ハ世界文化ノ爲メ前途ヲ誤ラザルベク研究ニ努ムルト同時ニ實地見學ニ際シ現時代ノ情勢ヲ克ク洞察シ、カクテ學問ヲ活用シ力アラシムベク心懸ケ研鑽スル所ナカルベカラザルナリ云々

◇教化用活動寫眞巡回映寫

受刑者に多大の感激を與へつゝ全國形務所を二週し終つたの復、第三回目の巡回映寫に出かけることとなり、既に左記の日割にて東京三刑務所だけは終つた。十一月二日小菅 三日市谷 四日豊多摩 五日イルム(勤勞の巻及カンラン栽培より製油まで)

◇清水司法省參事官の逝去

司法省參事官清水行徳氏は享年四十歳にして十一月八日病歿された。同氏は刑務官練習所講師、教化用書籍審査委員として其他本會の爲めに勤なからず盡瘁されたが、今君を失ひし事は洵に哀惜の至りに堪えない次第である。謹んで哀悼の意を表す。

◇故北島良吉遺族よりの寄附金

故刑務協會輔成會理事北島良吉氏の遺志に基き刑務事業の爲めに本會及輔成會に金員を寄附せられたり。本會はその御芳志を感謝するとともに深く之を紀念し、御遺志に副はんことを期す次第である。

◇朝鮮刑務所よりの寄附金

朝鮮總督府法務局員及び同所管各刑務所職員一同より本會基金として今回左記の通りの金額を寄附された、深く茲に感謝するとともに各會員諸君に謹告する。

京 門	一五七、〇〇〇	清 津	三七、〇〇〇
西 大	二一三、〇〇〇	平 塚	二一〇、〇〇〇
永 登	七四、〇〇〇	新 義	五二、〇〇〇
公 州	一一四、〇〇〇	海 州	一一一、〇〇〇
大 田	七九、〇〇〇	大 邱	二二八、〇〇〇
威 興	七七、〇〇〇	釜 山	一六〇、〇〇〇
光 州	八〇、〇〇〇	木 浦	七七、〇〇〇
全 州	八二、〇〇〇	開 城	三二、〇〇〇
法 務	四二、〇〇〇	計	一、八一、〇〇〇

◇震後の釋放者保護事業

震後釋放者保護事業の各會活動狀況は本誌に掲載報道すべかりしも紙面の都合あり輔成會々報に掲げて本誌には掲載省略した。

◇監獄法を改めて新に行刑法

司法省では現行監獄法が明治十八年の立法で既に新時代と相いれない點があると共に最近刑事訴訟改正に伴ひ改正するの必要を生じ昨年平沼法相が大審院長時代から同氏を會長とし山岡行刑局長以下三十名の委員を以て組織する行刑調査會で立案審議中であつたが目下殆ど脱稿したから來る廿二日の行刑調査會に附議して來る通常議會に提案する筈である名稱は行刑法とし内容は世界各國の採用してゐる

◇功勞者表彰式

今次震災に際し刑務所職員にして功勞拔群者左記の諸氏に對し、勅令に基く功勞記章授與並に刑務協會よりの表彰者(前に掲記す)の表彰式は十一月廿五日、甲府は十一月廿八日盛大に舉行された。

功勞記章證書

小菅刑務所看守 牛房 良作

大正十二年九月一日小菅刑務所獨居第六舍戒護勤務中激震ノ爲大地沈下シ建造物傾斜破裂セル危機ノ間ニ在リテ毅然其ノ所ヲ死守シ能ク狂亂セル收容者ヲ慰撫スルト共ニ命ヲ待チテ扉扉ヲ開キ全員三十七名ヲ救授警護シテ事ナカラシメタルハ功勞拔群一般ノ總鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年十一月廿五日

司法 大臣

功勞記章證書

小菅刑務所看守 高橋福太郎

大正十二年九月一日小菅刑務所獨居第三舍階上勤務中激震

ノ爲建造物ノ動搖甚シク瓦石ノ崩落シテ收容者ノ悲鳴スル等凄愴名狀スヘカラサル裡ニ處シテ能ク收容者ノ鎮撫ニ努メ身ヲ死地ニ置キテ各居房ヲ開キ全員十五名ヲ無事救援避難セシメタルハ功勞拔群一般ノ龜鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年十一月廿五日 司法大臣

功勞記章證書

小菅刑務所看守 山崎初太郎

大正十二年九月一日小菅刑務所第四工場擔當勤務中激震ノ襲來ニ當リ泰然其ノ位置ニ止マリテ只管收容者ノ救護ニ努メ全員五十八名ヲ無事屋外ニ避難セシメタルモ爲メニ自ラ通ルル道アラス一時倒壊セル工場ノ梁下ニ墜セラルルニ至リタルハ畢竟身命ヲ顧ミス其ノ職務ニ盡瘁シタルモノニシテ功勞拔群一般ノ龜鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年十一月廿五日 司法大臣

答辭

本日茲ニ表彰式ヲ學ケラレ閣下竝ニ諸賢ノ賁臨ヲ忝シ圖ラズモ大震災當時ニ於ケル小職等塵消ノ微功ニ對シ功勞記章授與ノ恩典ニ感セシメ給フ過分ノ光榮感喜何者カ之レニ譬ヘン願レハ大震動發ノ際其處置ヲ過ツコトナク就業中ノ受

刑者ヲ危急ヨリ救ヒ且不秩序ニ陥ラシメサルカ爲メニハ大ナル苦心ナキ能ハス渾身ノ勇ヲ揮ヒ最善ノ努力ヲ惜マザリシニ因リ辛フシテ事ナキヲ得タリト雖畢竟之レ當然ノ職務ヲ行ヒシニ過キス然ルニ此ノ恩命ニ接ス恐懼措ク能ハサル處ナリ事茲ニ至ル即チ上司ノ愛憐ト同僚各位ノ厚誼ニ依ルモノト謂ハサルヘカラス今後一層ノ奮勵ヲ以テ聊カ精勵ヲ誓ヒ以テ鴻恩ノ萬分ノ一二酬シコトヲ期ス謹テ答辭トナス

大正十二年十一月二十五日

小菅刑務所受表彰者總代 看守 牛房 良作
功勞記章證書

甲府刑務所看守部長 齋木喜太郎

大正十二年九月一日甲府刑務所拘留監監督補助勤務中激震ノ爲建造物崩壊ノ危險アリト見ルヤ臨機看守ヲ督シテ收容者ノ避難措置ヲ講シ自ラ獨居第一房及第二房ヲ開扉セル折柄東方第十五房ニ煉瓦造炊場煙筒倒ノ音響ヲ聞キ危險ヲ冒シテ同所ニ赴キ在房者ヲ危機一髪ノ間ニ救ヒ出シ次テ他ノ居房ヲ開キ全員十二名ヲ無事避難セシメ看守ト共ニ之ヲ警護シタルハ功勞拔群一般ノ龜鑑タリ仍テ大正十一年勅令第四百四十號ニ依リ功勞記章ヲ付與ス

大正十二年十一月二十五日

司法大臣

今回の震災に際し深厚なる御見舞を辱ふし難有奉謝候餘屋は災厄に遭ひ候も家族一同無事避難致候條御放慮被下度候混雜の折柄に付乍失禮以誌上御禮申上候 敬具

大正十二年九月

司法省會計課

近藤 藤三郎

謹啓重陽の砌に有之候處各位愈々御清穆奉大賀候陳者今次の震災に就而早速御懇篤なる御見舞と一方ならぬ御後援を辱ふし難有奉萬謝候以御蔭公私善後の處置も大略完成安定致候次第に御座候早々御禮可申上管の處分にも繁忙を極め其の意を果さず延引及今日候段何卒不惡御諒承賜り度茲に刑政紙上を借り深甚なる感謝の意を表上候 敬具

刑務協會々員各位御中

横濱刑務所職員一同

定價表	一冊 共 金 貳 拾 錢	六冊 (稅 共) 金 壹 圓 貳 拾 錢	十二冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢
廣告	五號活字半段 一行 金 壹 圓	一頁 金 五 拾 錢	二頁 金 拾 圓
科	普通 一頁 金 參 拾 圓	一頁 金 拾 圓	一頁 金 拾 圓
規定	●御注文はすべて前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて振込のこと、但なるべく振替を利用せられたし ●口票は東京貳五〇五九番刑務協會とすること ●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし		

明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十二年十一月廿九日印 刷 納 本
大正十二年十一月三十日發 行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 松井和義
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地
印刷所 東京市牛込區早稲田鶴巻町四三六
印刷所 北斗社印刷所
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地
電話銀座二三三四、三二四五番
發行所 刑務協會
賣捌所 東京市四谷區左門町七拾貳番地

普 及 版

申 込 本 年 十 月 末 日

天 覽 台 覽

文 部 省 通 俗 圖 書 認 定

原文 對照 和譯 淨土三部經 全

本願寺法主初め本派大派兩大學長及教授
眞宗五派法主題辭校閱並序文

伊藤精次譯

巢鴨刑務所の武田教誨主任は「在監者に讀ませた結果極めて成績が好かつた」と語られました尙同氏は最初同種の書籍を多く集めて彼是比較して本書を撰定されたといふことです

特 價 申 込

此廣告に依る方は十日間延期有効とす

普及版に限り定價貳圓送料十錢
今年十月末迄申込(代金共)に
限り 特價壹圓八拾錢
送料十錢

但官公署公團體の申込は必しも代金前納
を要せず

四六判約四百頁
定價 郵送料
上製參圓 十 錢
特製五圓 十二 錢

發 行 所
日 本 佛 教 研 究 會

東 京 市 外 西 大 久 保 二 三 四
振 替 東 京 二 四 三 一 七 番